

也。

〔贖方〕 夏后氏は五十にして貢し、殷人は七十にして助し、周人は百畝にして徹す。其の實は皆什が一なり。徹は徹なり。助は藉なり。

〔字義〕 ○五十而貢、夏の時、一夫は政府から五十畝の田地を受けその十分の一の収入を計つて税となした○殷人。七十而助、殷の世に始めて井田の制を設け六百三十畝の地を九區にし、一區ごとに七十畝とし、その中央を公田、その外を八家で分け、八家の力によつて公田を助け耕させ公田の收穫を税とした○周人百畝而徹、周人百畝の制は梁惠王篇にある。徹は通と同じ意味で、八家通じて公田を耕しその收穫とすること。

〔義解〕 三代の税法は、夏后氏は一夫に五十畝を授けてその中から税を取り、殷人は七十畝授けて、助法により、周人は百畝を授けて徹の法にしたものであつて、實際は皆收入の十分の一の税に當つてゐる。

龍子曰、治^{ムル}地莫^ク善^ニ於^テ助^ニ、莫^ク不^レ善^ニ於^テ貢^ニ、貢者^ハ校^ス數^ニ歲^ニ之中^ニ、以^テ爲^レ常^ト、樂^ニ歲^ニ粒^ニ米^ニ狼^ニ戾^ニ、多^ク取^レ之^ヲ而^レ不^レ爲^レ虐^ト、則^チ寡^ク取^レ之^ヲ、凶^ニ年^ニ糞^ニ其^ノ田^ニ而^レ不^レ足^ラ、則^チ必^ズ取^リ盈^ヲ焉^ヲ、爲^レ民^ノ父母^ト、使^メ民^ヲ盼^シ然^ト、將^ニ終^ニ歲^ニ動^シ動^シ、不^レ得^テ以^テ養^フ其^ノ父母^ヲ、又^チ稱^シ貸^シ而^レ益^ス之^ヲ、使^メ老^シ穉^ヲ轉^シ乎^ニ溝^ニ壑^ニ、惡^ク在^リ其^ノ爲^ル民^ノ父母^ト也。

〔贖方〕 龍子曰く、地を治むるは助より善きは莫く、貢より善からざるは莫し。貢は數歲の中を校へ以て常とな

す、樂歲には粒米狼戾、多く之を取れども而も虐と爲さざるに、則ち寡く之を取る。凶年には其の田に糞ひて而も足らざるに、則ち必ず取り盈つ。民の父母と爲りて、民をして盼然として、將に終歲動動すれども以て其の父母を養ふことを得ざらしめ、又稱貸して之を益し、老穉をして溝壑に轉ぜしむ。惡んぞ其れ民の父母たる在らん。

〔字義〕 ○龍子、昔の賢人、時代不詳○樂歲、豐年○狼戾、非常に豊富なこと○盼然、眼に恨めしい氣色を含むこと。

〔義解〕 龍子が曰く、「地を治めるには、助法より善いものはなく、貢法より悪いものはない。」と。思ふに貢は數年の收穫を取調べて、法を立てること故、豐年には米が非常に豊富であるから、澤山の税を取られても、困ることがないのに、寡く取り、凶年には、田地を培つただけでも不足であるのに、必ず税額だけを取り上げるから民が困難するわけである。民の父母ともいふべき君であるのに、民をして恨めしさうな氣色で、一年中勤め働かせながら、その父母をすら養ふことも出來ず、また、利息を出して他から金を借りて税を納めるのであるから、従つて老幼は斃死し、溝や河に落るやうになるのである。これでどうして民の父母たることが出來ようか。

夫世^ニ祿^ヲ、滕固^{ヨリ}行^ハ之^ヲ矣。

〔贖方〕 夫れ祿を世にするは、滕固より之を行へり。

〔義解〕 士に世祿を與へるといふことは、王政の行ふべきところであるが、滕は固より已にこの法は行つてゐる。

詩云、雨我公田、遂及我私、惟助爲有公田、由此觀之、雖周亦助也。

〔讀方〕 詩に云く、我が公田に雨ふりて遂に我が私に及ぶと。惟だ助は公田有りと爲す。此れに由りて之を觀れば、周と雖も、亦助するなり。

〔字義〕 ○詩、大雅大田の篇。

〔義解〕 詩經に、「我が公田に雨が降つて、遂に我が私田にまでも及んだといつて、人民が喜ぶ。」とある。貢法には、公田がなく、たゞ助法にだけ公田があるのであるが、此の詩によつてみると、助法は惟殷で行つたばかりでなく、周の世にも助法を行つたと見える。

設爲庠序學校以教之、庠者養也、校者教也、序者射也、夏曰校、殷曰序、周曰庠、學則三代共之、皆所以明人倫也、人倫明於上、小民親於下、

〔讀方〕 庠序學校を設け爲して以て之を教ふ。庠は養なり。校は教なり。序は射なり。夏には校と曰ひ、殷には序と曰ひ、周には庠と曰ふ。學は三代之を共にす。皆、人倫を明かにする所以なり。人倫上に明かにして、小民下に親む。

〔字義〕 ○庠、老者を養ふことを主旨とするもの○校、民を教ふることを主旨とし、德行藝術を教へる○序、射術を習ふことを主旨とするもの○學、國學、天子の都、諸侯の都にある學校で貴族の子弟を教育するもの○人倫、倫は順序、父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信。

〔義解〕 庠序學校等の人民を教育する所を設けて、之を教育するが、庠とは老者を養ふといふ意、校とは民を教へるといふ意、序は射を教へるといふ意から起つたものである。それを夏では校と言ひ、殷では序と言ひ、周では、庠と言つた。國學に至つては三代とも皆同様であつて、此れ等は何れも人倫五常の道を明かにする所である。故に上にあるものに教育を施して人倫を明かにしたならば小民も相親んで背くことがないだらう。

有王者起、必來取法、是爲王者師也。

〔讀方〕 王者起ること有らば、必ず來りて法を取らん。是れ王者の師たるなり。

〔字義〕 滕は小國で天下に王者となることは出來ないだらうが、天下に王たる人が出るならば、必ず來りて法の制度を取るであらう。さうすれば王者の師となることである。

詩云、周雖舊邦、其命維新、文王之謂也、子力行之、亦以新子之國。

〔讀方〕 詩に云く、周は舊邦と雖も、其の命維れ新なりとは文王の謂なり。子力めて之を行はば、亦以て子の國を新にせんと。

〔字義〕 ○詩、大雅文王篇。

〔義解〕 詩經に、「周は后稷の時から舊國であるけれども、天命を受けて天子となつたことは新しい。」とあるのは文王のことを言つたものである。文公も力めて仁政を行つたならば、矢張り文王のやうに滕國を新しくすることが出来るであらう。」と。

使^ム畢戰^ヲ問^ニ井地^ヲ、孟子曰^ク、子之君將^ニ行^ニ仁政^ニ、選擇^{シテ}使^ス子^ヲ、子必^ス勉^ム之^ヲ、夫仁政必^ス自^リ經界^ニ始^ム、經界不^レ正^シ、井地不^レ均^カ、穀祿不^レ平^カ、是故^ニ、暴君汗吏^ハ、必^ス慢^ル其^ノ經界^ヲ、經界既^ニ正^シ、分^レ田制^レ祿^ヲ、可^シ坐^{シテ}而定^ム也。

〔讀方〕 畢戰をして井地を問はしむ。孟子曰く、子の君將に仁政を行はんとして選擇して子を使はす、子必ず之を勉めよ。夫れ仁政は必ず經界より始まる、經界正しからざれば、井地均しからず、穀祿平かならず、是の故に、暴君汚吏は、必ず其の經界を慢る。經界既に正しければ、田を分ち祿を制すること坐して定む可きなり。

〔字義〕 ○畢戰、滕の臣○問井地、井地を作る方法を尋ねたこと。

〔義解〕 文公は畢戰に井地を作る方法を尋ねさせられた。孟子曰く、御身の國の君は、仁政を行ふのに當つて、多くの臣下の中から、御身を選抜して遣はされたのであるから、御身も必ず勉むべきである。元來仁政は、經界から起り、經界が正しくなかつたならば、井地も不同となり、隨つて士の祿も不公平となり、それが爲、横暴な君子や、心汚き官吏は必ず經界を亂すものである。經界が既に正しかつたならば、井地を分けることも、俸祿を分けることも容易く定められるものである。

夫滕壤地偏小、將爲^ニ君子^ニ焉、將爲^ニ野人^ニ焉、無^ニ君子^ニ、莫^ク治^ニ野人^ヲ、無^ニ野人^ニ、莫^ク養^ニ君子^ヲ。

〔讀方〕 夫れ滕は壤地偏小なれども、將^ニ君子^ニたり、將^ニ野人^ニたり、君子無くんば野人を治むること莫く、野人無くんば君子を養ふこと莫し。

〔字義〕 ○壤地、土地○偏小、狭小○君子、仕へる人○野人、耕す人。

〔義解〕 滕は小國ではあるが、君子として仕へる人もあり、野人として耕す人もある。君子と野人とが相集つて國をなすもので君子がなかつたならば野人を治めるものがないが、野人がなかつたならば、君子を養ふものがないのである。

請^フ野九一而助^シ、國中什一使^ニ自賦^セ。

〔讀方〕 請ふ野は九が一にして助し、國中は什が一にして自ら賦せしめん。

〔字義〕 ○野、郊外の地○九一、九分の中一つを取ること○助法、殷の助法のこと○國中、郊門の内○什一、井田の法によらず、收穫の十分の一の税を出させること。

〔義解〕 願はくは、郊外には井田の法により助法を行つてその收入の九分の一を租税とし、國中には井田の法によらず、たゞ收穫の十分の一の租税を出させよう。

卿以下、必^ス有^リ圭田^ハ、圭田五十畝。

〔讀方〕 卿以下は必ず圭田有り。圭田は五十畝。

〔字義〕 ○圭田、圭は潔きこと、祭祀の費用に當てる田地。

〔義解〕 卿より以下下士に至るまで、世祿の外に、圭田と稱して祭祀の費に當てる田地を必ず賜はるものである。

餘夫二十五畝。

〔讀方〕 餘夫は二十五畝。

〔字義〕 ○餘夫、一夫百畝の田を受ける者の子弟で年十六となつたもの。

〔義解〕 一夫百畝といふ常の制の外に、その家の子弟で未だ一人前となつて妻子を持たぬものがあれば、これを餘夫として田二十五畝を授けることとしてある。

死徒無^ク出^{ツル}郷、郷田同^シ井、出入相友、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦。

〔讀方〕 死徒郷を出づること無く、郷田井を同じくし、出入相友とし、守望相助け、疾病相扶持すれば、則ち百姓親睦す。

〔字義〕 ○死徒、死は葬式、徒は轉居すること○同井、八家之を共にすること○出入、出て作し、入りて息むこと。○守望、保ち守り窺ひ探る意味で、寇盜に備へること○扶持、見舞をなし手不足を助け、資の足らざるを濟ふこと。

〔義解〕 死んで葬式をするにも、轉居するにも、故郷を離れることなく、故郷の田地は、常に同じ仲間井田を耕すやうにし、出るにも、入るにも伴つて陸び合ひ、盜賊等を妨ぐには互た守りもし、偵察もして救ひあひ、病氣

にも互に助けあふやうにすると、百姓どもも皆よく親睦するものである。

方里而井、井九百畝、其中爲^ニ公田、八家皆私^ニ百畝、同養^ニ公田、公事畢然後、敢治^ニ私事、所以別^ニ野人^一也。

〔讀方〕 方里にして井す、井は九百畝其の中を公田と爲す、八家皆百畝を私にして、同じく公田を養ひ、公事畢りて然る後に敢て私的事を治む。野人を別つ所以なり。

〔字義〕 ○一井、一里四方の田地○公田、政府の田○公事、公田を耕獲する事○別野人、○君子と野人との上下の分を分つこと。

〔義解〕 方一里の田地を一井といふ。一井即ち九百畝を九分して其の中央の一區が公田である。八家は各區百畝を受けて耕す上に、又共に公田を耕すのである。それには第一公田を耕し終つて後に私田を耕すのである。公田は君子のため私田は野人のためと、區別がついてゐるのである。

此其大略也、若夫潤^ニ澤、之、則在^ニ君與^ニ子。

〔讀方〕 此れ其の大略なり。若し夫れ之を潤澤することは、則ち君と子とにあり。

〔字義〕 ○潤澤、時と場合を斟酌して人情風俗に適せしめること。

〔義解〕 以上は仁政の大略である。之を能く斲づけて時と場合とを斟酌し實地に行へるやうにするのは、文公と其許との腕次第である。」と答へた。

有_下爲_ニ神農之言_一者許行_上、自_レ楚行_レ滕、踵_レ門而告_ニ文公_一曰、遠方之人、聞_ニ君行_ニ仁政_一、願_レ受_ニ一廛_一而爲_レ氓、文公與_ニ之處_一、其徒數十人、皆衣_レ褐、捆_レ屨、織_レ席以爲_レ食。

〔讀方〕 神農の言を爲す者許行有あり。楚より滕に之き、門に踵りて文公に告げて曰く、遠方の人、君の仁政を行はるることを聞く、願はくは一廛を受けて氓とならんと。文公之に處を與ふ。其の徒數十人、皆褐を衣、屨を捆ち、席を織りて、以て食と爲す。

〔字義〕 ○神農、炎帝神農氏、始めて來耜を作つて人民に稼穡を教へた人、農家の祖○願、人民の居處○氓、耕作する人○褐、毛織の布、賤しき者の着る服。

〔義解〕 神農の説を祖述してゐる者に許行といふ人があつた。楚國から滕に來て文公の内に尋ね入つて言ふには、「私は遠方の者であります、君には古の井田の法を行ひ、仁政を施しなされるといふことでありますから、どうぞ一軒の家を賜つて仁政の民となりたう御座います。」と申した。そこで文公は、之に住宅を下されたが、許行の仲間は二三十人でみな毛布を着て藁履を作り、席を織つて衣食の料としてゐた。

陳良之徒陳相、與_ニ其弟辛_一、負_ニ來耜_一、而自_レ宋之_レ滕曰、聞_ニ君行_ニ聖人之政_一、是亦聖人也、願_レ爲_ニ聖人之氓_一。

〔讀方〕 陳良の徒陳相、其弟辛と來耜を負ひて、宋より滕に之きて曰く、聞く君聖人の政を行はると、是れも亦

聖人なり。願はくは聖人の氓と爲らんと。

〔字義〕 ○陳良、楚の儒者○來耜、耕耘の具。

〔義解〕 楚の儒者陳相が、其弟の辛と共に、來耜を負うて宋から滕に來て申すには、「君には井田を行ひ、仁政を行ふといふことであるが、さては君も亦聖人である。何卒自分も聖人の氓になりたいものである。」と。

陳相見_ニ許行_一而大_ニ悅_一、盡_ニ其學_一焉而學_ニ焉、陳相見_ニ孟子_一、道_ニ許行之言_一曰、滕君則誠_ニ賢君也_一、雖_レ然未_レ聞_レ道也、賢者與_レ民並_ニ耕食_一、糞_レ殮而治、今也滕有_ニ倉廩府庫_一、則是_レ厲_レ民而以_レ自養也、惡_レ得_レ賢。

〔讀方〕 陳相、許行に見えて大いに悦び、盡く其の學を棄てて學ぶ、陳相、孟子に見えて許行の言を道ひて曰く、滕の君は則ち誠に賢君なり。然りと雖も未だ道を聞かざるなり。賢者は民と並び耕して食ひ、糞殮して治む。今、滕に倉廩府庫有れば、則ち是れ民を厲しめて以て自ら養ふなり。惡んぞ賢なるを得ん。

〔字義〕 ○糞殮、自ら飯を炊きて食ふこと。糞を朝食、殮は夕食○倉廩府庫、倉廩は米倉、府庫は金ぐら○厲、やましむ、病。

〔義解〕 陳相が許行に面會して其の説を聞き非常に悦び、是まで陳良に學んだ學問を棄てて許行の説に従つた。陳相が或る日孟子に面會して、許行の説を述べていふには、「滕の君は井田を行ひ、仁政を施される等、誠に賢君

ではあるけれども、未だ正しい道を御存じにならない。眞の賢君は、朝夕の食を自炊して政を執るといふものであるが、滕には、倉廩も府庫もあるが、これは人民に辛苦して耕させ、君だけ安樂に暮されるもので賢君の仕方ではない。」といった。

孟子曰、許子必種粟而後食乎、曰然、許子必織布而後衣乎、曰否、許子衣褐、許子冠乎、曰冠、曰奚冠、曰冠素、曰自織之與、曰否、以粟易之、曰許子爰爲不自織、曰害於耕、曰許子以釜甑爨、以鐵耕乎、曰然、自爲之與、曰否、以粟易之。

〔讀方〕 孟子曰く、許子は必ず粟を種ゑて後に食するか。曰く、然り。許子は必ず布を織りて後に衣るか。曰く、否。許子は褐を衣たり、許子は冠りするか、曰く、冠りす。曰く素を冠りす。曰く、自ら之を織るか。曰く、否、粟を以て之に易ふ。曰く、許子爰爲れぞ自ら織らざる。曰く耕に害す。曰く、許子は釜甑を以て爨ぎ、鐵を以て耕すか。曰く、然り。自ら之を爲るか。曰く否、粟を以て之に易ふと。

〔字義〕 ○冠素、素は文飾なき冠○易、交易すること○釜甑、釜は飯を煮るもの、鍋の如きもの、甑は食物を炊くもの○爨、音さん、かしぐ○鐵、耜の類。

〔義解〕 すると孟子が之を辯じて、「許子は粟を自作してそれを食つてゐるか。」と。陳相、「左様。」孟子、「許子は自分で織つた布を着てゐるか。」と。陳相、「いや許子は毛布を着てゐます。」と。「それなら冠はかぶるか。」と。陳相、「冠つてゐます。」と。孟子、「何を冠つてゐるか。」と。陳相、「飾のない冠を冠つてゐます。」と。孟子、「その冠は自分で織るか。」と。陳相、「いや粟と交換して居ります。」と。孟子、「許子は何故自分で織らないか。」と。陳相、「これを織つては耕作の妨害となるから織りません。」と。孟子、「許子は釜やこしきを使つて飯をたき、鋤鎌などで耕作するか。」と。陳相、「左様。」孟子、「その釜や甑や鋤鎌は、皆自分で製造するか。」と。陳相、「いやみな粟で交換します。」と。

以粟易器械者、不爲厲農陶治亦以其器械易粟者、豈爲厲農夫哉、且許子何不爲陶治、舍皆取諸其宮中而用之、何爲紛々然、與百工交易、何許子之不憚煩、曰百工之事、固不可耕且爲也。

〔讀方〕 粟を以て器械に易ふる者は、陶治を厲しむと爲さず、陶治も亦其の器械を以て粟に易ふる者は、豈に農夫を厲しむと爲さんや、且つ許子何ぞ陶治を爲さずして、舍めて皆諸れを其の宮中に取りて之を用ゐ、何爲れぞ紛々然として百工と交易する。何ぞ許子の煩を憚らざる。曰く、百工の事、固より耕して且つ爲す可からざるなり。〔字義〕 ○器械、釜甑を始め日用の器具○陶治、陶は甑を作る工人、治は釜又は耜を作る工人○紛々然、多事なること。

〔義解〕 孟子「粟を以て釜や甑や鋤鋤などの械器と交易するならば、甑を作る陶器師や、鋤鋤を作る鍛冶屋に迷惑をかけると思はないのか、陶器師や鍛冶屋も、自分が作った械器を以て粟に換へたならば、農夫に迷惑をかけると思はないのか。そして許子は何故陶器師鍛冶屋を自分でして、械器は家に並べて置いて、入用の時には家の内から取つて用ゐないか、何故ごたくと交易などをするか、許子はその勞を厭はないのか。」と。陳相は、「百工の事は固より、耕した上に械器を爲るといふことは出来るものではない。」と答へた。

然則治天下、獨可耕且爲一與、有大人之事、有小人之事、且一人之身、而百工之所爲備、如必自爲而後用之、是率天下而路也、故曰、或勞心、或勞力、勞心者治人、勞力者治於人、治於人者食人、治人者食於人、天下之通義也。

〔讀方〕 然らば則ち天下を治むるも獨り耕して且つ爲す可けんや、大人の事有り、小人の事有り。且つ一人の身にして百工の爲す所備はる。如し必ず自ら爲して後に之を用ゐば、是れ天下を率ゐて路するなり。故に曰く、或は心を勞し、或は力を勞す、心を勞する者は人を治め、力を勞する者は人に治めらる。人に治めらるる者は人を食ひ人を治むる者は人に食はる。天下の通義なり。

〔字義〕 ○大人、上にある人○小人、下にある人○食人、租税を出して公上に給すること○通義、到る所に通ずる理。

〔義解〕 孟子曰く、「百工の事すら耕作の片手間には出来ないのに、天下を治めることが、どうして耕作の片手間

に出来ようか。世間には政治といふやうな大人の仕事も有り、耕作などの小人の仕事もある。そして、一人の身について言つてみても、百工の仕事が全部揃はなくては生活し得ないものだが、それを必ず自ら爲して後に用ゐねばならぬといふことになると、滿天下の人々が道路を奔走して休息する暇もないだけのことでも何にもならぬものである。故に古語にも、心を勞する者は上にあつて人を治め、力を勞する者は下にあつて人から治められると言つてあるが、下に居て治められるものは租税を出して上にある人を養ひ、人を治める者は下から納めた租税によつて養はれるといふことは、行く處通ぜざるなき道理である。

當堯之時、天下猶未平、洪水橫流、汜濫於天下、草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸逼人、獸蹄鳥跡之道、交於中國、堯獨憂之、舉舜而敷治焉、舜使益掌火、益烈山澤而焚之、禽獸逃匿、禹疏九河、濬濟漯、而注諸海、決汝漢、排淮泗、而注之江、然後中國可得而食也、當是時也、禹八年於外、三過其門而不入、雖欲耕得乎。

〔讀方〕 堯の時に當りて、天下猶未だ平かならず、洪水橫流して天下に汎濫す、草木暢茂し、禽獸繁殖し、五穀登らず、禽獸人に逼り、獸蹄鳥跡の道、中國に交はる、堯獨り之を憂へて、舜を擧げて敷き治めしむ。舜益をして火を掌らしむ、益、山澤を烈して之を焚き、禽獸逃れ匿る、禹、九河を疏し、濟漯を濬して、諸れを海に注ぎ、汝

漢を決し、淮酒を排して之を江に注ぐ、然る後に中國得て食す可し。是の時に當りて禹外に八年三たび其の門を過ぐれども川も入らず、耕さんと欲すと雖も得んや。

〔字義〕 ○暢茂、生茂○不登、みのらず、成熟しないこと○疏、通す○九河、徒駭、太史、馬頰、覆釜、胡蘇、簡潔、駒盤、兩○滄、疏通すること○濟、二つの川の名○決、決はふさがりを除くこと、汝漢は共に川の名○淮酒、共に川の名、

〔義解〕 昔堯の時に於ては、天下の土地未だ荒蕪であつて人民に害をなすもの多く、太平ではなかつた。洪水は縦横に流れて田野に溢れ、草木は生茂り、禽獸が繁殖し五穀は成熟せず、禽獸が人を害し、禽獸が天下に満ちて如何ともすることが出来なかつた。堯は獨り心配して、舜を用ゐて其の處置をつけさせた。舜は、益を用ゐて火政を掌らしめた。よつて益は、山澤に火を放つて之を燃やしたので、鳥獸は山深くへ逃れ匿れた。そこで、始めてその害を免れることが出来たので、舜は禹に水を治めさせた。禹は九河の水を通し、濟、二水を海に通じ、汝漢の水をきりおとし、淮酒の水をひらいて海に入るやうにしたので、その後中國は十分耕作して、衣食することも出来るやうになつたのである。その水を治める時に當り、禹は家の外にあること八年の久しきに及び、三たび我が家の門を通り過ぎて、立寄つて父母妻子の安否を問ふことも出来なかつたのであるから、耕作しようと思つても、その暇のあるものではない。

后稷教民稼穡、樹藝五穀、五穀熟而民人育、人之有道也。飽食煖衣、逸居而無教、

則近於禽獸、聖人有愛之、使契爲司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、放勳曰、勞之、來之、匡之、直之、輔之、翼之、使自得之、又從而振德之、聖人之愛民如此、而暇耕乎。

〔讀方〕 后稷は民に稼穡を教へ、五穀を樹藝し、五穀熟して民人育す。人の道有るや、飽食煖衣、逸居して教無ければ、則ち禽獸に近し。聖人之を愛ふこと有りて、契をして司徒たらしめ、教ふるに人倫を以てす。父子親有り、君臣義あり。夫婦別有り、長幼序有り。朋友信あり。放勳の曰く、之を勞し、之を來たし、之を匡し、之を直くし、之を輔け、之を翼けて、之を自得せしめ、又從ひて之を振德す。聖人の民を愛ふること此の如くにして、耕すに暇あらんや。

〔字義〕 ○后稷、勸農の官、周の大祖棄○樹藝、樹は植ゑる、藝は殖すこと○契、舜の臣○司徒、教を司る官○放勳、堯の賛辭○振德、警め薫して惠を施すこと。

〔義解〕 水が既に平げられたので后稷は人民に稼穡の法を教へたので、これから五穀を作ることが出来た。五穀が成熟したので、人民の生育を遂げることも出来た。然しながら、人には五倫の道があるのに、たゞ飽くまで食ひ、煖かに着て怠けてゐて教育を受けないならば、禽獸と相違がない。堯舜はこれを心配して、契といふ人を教育を司る司徒の官として人倫五常の道を教へさせられた。それからして父子の間には親愛があり、君臣の間には上下の義あり、夫婦の間には男女の別あり、長幼の間には年齢によつて次第があり、朋友の間には信義があるやうにな

つた。堯帝はまた曰く、疲れたものはよく勞り、我が徳を慕つて來るものは招き、人道に背いて邪なるものは、よく匡正して直し、人倫の道に弱いものは輔けて自然に道を得させ、時時、注意して振ひ勵ますやうにしてやれ。」と。聖人が民の事を憂ひてゐることはこのやうであるからして耕作する暇などのある筈はない。

堯以^レ不^レ得^レ舜爲^ニ己憂、舜以^レ不^レ得^ニ禹臯陶、爲^ニ己憂、夫以^ニ百畝之不^レ易、爲^ニ己憂者農夫也。

〔讀方〕 堯は舜を得ざる以て己が憂と爲し、舜は禹、臯陶を得ざるを以て己が憂と爲す。夫れ百畝の易らざるを以て己が憂と爲す者は農夫なり。

〔字義〕 ○臯陶、舜の臣下、司寇として刑罪を掌る役であつた。

〔義解〕 堯は舜を得て天下を任せ得るか否やといふことを心配し、舜は禹、陶臯を得て、政治を任せ得るか否やといふことを心配した。百畝の田地が治まるや否やといふことを心配するのは農夫である。

分^ニ人以^レ財謂^ニ之惠、教^レ之以^レ善謂^ニ之忠、爲^ニ天下^一得^レ人者謂^ニ之仁、是故以^ニ天下^一與^レ人易、爲^ニ天下^一得^レ人難、

〔讀方〕 人に分つて財を以てする、之を惠と謂ふ。人に教ふるに善を以てする、之を忠と謂ふ。天下の爲めに人を得る之を仁と謂ふ。是の故に天下を以て人に與ふるは易く、天下の爲に人を得るは難し。

〔義解〕 人に財貨を分けてやるのを惠といひ、人に善を教へてやることを親切といひ、天下の爲めに賢者を得て善い政治をすることを仁といふ。故に、天下を他人に譲り與へるのは容易なことであるけれども、天下の爲に賢人を得て、その政治を任せることは困難なものである。

孔子曰^ク、大哉堯之爲^レ君、惟天爲^レ天、惟堯則^レ之、蕩々乎、民無^ニ能^レ名^ニ焉、君哉舜也、巍巍乎、有^ニ天下^一而不^レ與焉、堯舜之治^ニ天下^一、豈無^レ所^レ用^ニ其心^一哉、亦不^レ用^ニ於耕^一耳。

〔讀方〕 孔子曰く、大なる哉、堯の君たる、惟だ天を大なりとす。惟だ堯之に則る。蕩々乎たり。民能く名づること無し。君なる哉舜巍巍乎たり。天下を有ちて與からず。堯舜の天下を治むること、豈に其の心を用ひる所無らんや、亦耕すに用ひざるのみ。

〔字義〕 ○蕩々、廣大な様○巍巍、高大な様。

〔義解〕 孔子曰く、さても廣大なることよ、堯の君徳あること。物の大きい事は、天に過ぎたるものはないが、たゞ、堯は此の天を手本としてをられるからその廣大なこと形容のしやうがない。さても君たるの任を盡された舜よ。その氣象の高大なることよ。舜は天下を有つて居ながら、別に樂とも思はれぬ。」と。堯舜が天下を治めるには、注意せられない處はないが、特に耕作のことに心を用ひないばかりである。

吾聞^ク用^フ夏^ノ變^ス夷^者、未^ダ聞^カ變^ス於^ニ夷^者也、陳良楚^ノ産^也、悦^ビ周^ノ公^仲尼^ノ之^道、北^ニ學^ニ於^ニ中國、北^方之^學者、未^ダ能^ハ或^ニ之^先也、彼^所謂^ル豪^傑之^士也、子^ノ兄^弟、事^レ之^數十^年、師^死而^遂倍^レ之[。]

〔讀方〕 吾夏を用て夷を變ずる者を聞く。夫だ夷に變ずる者を聞かず。陳良は楚の産なり。周公、仲尼の道を悦びて、北中國に學ぶ。北方の學者未だ之より先んずることあること能はず、彼は所謂豪傑の士なり。子の兄弟之に事ふること數十年、師死して遂に之に倍けり。

〔字義〕 ○用夏、夏は中國、中國の禮義の教を以て○北方之學者、中國の孔子の道を學ぶもの。

〔義解〕 吾々は中國の禮義の教を以て夷狄の風俗を變じたものゝあることは聞いたが、中國の禮義を夷狄の風に化せられたものは聞かない。元來陳良は楚國生れの人であるが、周公、孔子の道を悦んで北方へ行つて中國の禮を學んだが、中國の學者で陳良に及ぶものはなかつた位の人で、所謂豪傑の士であつた。子の兄弟も陳良に學ぶこと數十年の久しき間であつたらうが、先生の死と同時にその教に背いてしまつた。

昔者孔子没^{シテ}、三年^ノ外[、]門^人治^レ任^ヲ歸^リ、入^リ揖^ニ於^ニ子^貢、相^ノ嚮^而哭[、]皆^シ失^シ聲^然後^ニ歸[、]子^貢反^リ築^ニ室^於於^ニ場[、]獨^リ居^ニ三^年然^後歸[、]他^日子^夏、子^張、子^游、以^テ有^若似^ニ聖^人、欲^シ以^テ所^レ事^ニ孔子^ノ事^レ之[、]彊^ニ曾^子、曾^子曰^ク不^可、江^漢以^テ濯^レ之[、]秋^陽以^テ暴^レ之[、]皜^々乎^ト不^レ可^カ尙^フ已^ト。

可^カ尙^フ已^ト。

〔讀方〕 昔者孔子没して三年の外、門人任を治めて、將に歸らんとし、入りて子貢に揖し、相嚮ひて哭す、皆失聲して然る後歸る。子貢反りて室を場に築きて獨り居ること三年、然る後に歸る。他日子夏、子張、子游、有若が聖人に似たるを以て孔子に事ふる所を以て之に事へんと欲して曾子に彊ふ。曾子の曰く。不可なり、江漢以て之を濯ひ、秋陽以て之を暴す、皜々乎として尙ぶ可からざるのみと。

〔字義〕 ○三年之外、三年の喪を終つて後○治任、任は擔へ行くべき行李、支度すること○揖、拜禮すること○失聲、聲が泣き枯れて出なくなる事○江漢、共に川の名○皜々乎、潔白な様。

〔義解〕 昔、孔子がなくなつて、三年の喪を終つて後、門人共皆行李の仕度をして、各その郷里に歸らうとした。然るに、子貢だけ獨り止ることとなつたから、入つて子貢に別れを告げようとし、向ひあつて聲を立てて泣き悲しみ、皆聲が出なくなるまで哀んで郷里に歸つた。子貢だけは立ち戻つて室を孔子の墓の側に作り、壇を築いて獨り居ること三年にして然る後にまた郷里に歸つた。その後、子夏、子張、子游は孔子を慕ふあまり、有若の様子が孔子に似てゐる所があるので、孔子に事へる心得で、有若に事へようと相談して曾子にも賛成を疆ひたが、曾子が承知しないで曰く、「それはいかぬ。吾が孔夫子の道德は江漢の多い水で之を濯ひ清め、秋の烈しい日によつて之を乾し上げたやうに潔白なものである。とても有若などに承知出来るものではない。」と。

今^也南^蠻歃^ク舌^之人^非先^王之^道、子^倍子^子之^師而^學之[、]亦^ニ異^ナ於^ニ曾^子一^矣。

〔讀方〕 今や南蠻鴟舌の人は、先王の道に非ず。子、子の師に倂きて之を學ぶ、亦曾子に異り。

〔字義〕 ○南蠻、楚は昔南方の蠻夷國であつた○鴟舌之人、鴟は鴟と同様、聲の悪い鳥で、南蠻人の聲が之に似てゐるから、人は許行を指す。

〔義解〕 然るに、今許行は南蠻鴟舌の人であつて、その學んでゐることは先王の道でなくて子の師が爲せることと相反してゐる。然るに子には、子の師なる陳良に背いて之を學ぼうとするのは曾子とは餘稅違つてゐる。

吾聞下出ニ於幽谷、還ニ於喬木者、未聞下ニ喬木而入ニ於幽谷者。

〔讀方〕 吾幽谷を出でて喬木に還る者を聞く。未だ喬木を下りて幽谷に入る者を聞かず。

〔字義〕 ○幽谷、深い谷○還る、升ること。

此の語は詩經小雅伐木の詩の語。

〔義解〕 自分は鳥でさへ「深い谷から飛び出して喬い木に飛び還る」といふことを聞いてゐるが、未だ喬い木から下りて深い谷に入るといふことは聞いたことがない。

魯頌曰、戎狄是膺、荆舒是懲、周公方且膺之、子是之學、亦爲不善變矣。

〔讀方〕 魯頌に曰く、戎狄は膺ち、荆舒は懲すと。周公方に且つ之を膺つ。子は之を學ぶ。亦善く變ぜずと爲す。

〔字義〕 ○魯頌……詩經魯頌閔宮の篇の語○戎狄荆舒、何れも夷國の名。

〔義解〕 詩經に、「戎狄などが中國をみだす場合、到底道理によつて教へることは出来ないから、これを討ち平げ、楚や舒の國などはこれを懲らしめる」とあつて、子は、「周公存命中ならば伐たるべき夷狄の法などを學ぶといふことは餘りつまらぬ變化ではないか。」と。

從許子之道、則市買不貳、國中無僞、雖使五尺之童適市、莫之或欺、布帛長短同、則買相若、麻縷絲絮、經重同、則買相若、五穀多寡同、則買相若、履大小同、則買相若。

〔讀方〕 許子の道に従はば、則ち市買貳ならず、國中僞無く、五尺の童をして市に適かしむと雖も、之を或は欺くこと莫けん。布帛の長短同じければ、則ち買相若く。麻縷絲絮輕重同じければ、則ち買相若く。五穀多寡同じければ、則ち買相若く。履の大小同じければ、則ち買相若くと。

〔字義〕 ○買不貳、價に掛値のないこと○五尺の童、十才餘の童で價を知らないもの○布帛、布は麻布帛は絹布○麻縷絲絮、麻と麻の糸と絹と絹の綿。

〔義解〕 陳相は「そんなに許子を非難なさるな。許子の言ふ所に従ふならば、市の價に掛値がなく、國中に僞を言ふものがなくなるであらう。十二三の價を知らないものを市へ買物にやつても、欺いて賣るものはあるまい。之れは第一その精粗を別たず丈尺が同一であるならば價は同じである。五穀も量の多少が同じならば、値段は同じである。履も形の大小が同じならば價が同じであるから、僞などを言へないではないか。」と言つた。

曰夫物之不齊、物之情也、或倍蓰、或相什伯、或相千萬、子比而同之、是亂天下也、巨屨小屨同賈、人豈爲之哉、從許子之道、相率而爲僞者也、惡能治國家。

〔讀方〕 曰く、夫れ物の齊しからざるは物の情なり。或は相倍蓰し、或は相什價し、或は相千萬す。子比して之を同じくせば、是れ天下を亂るなり。巨屨小屨、賈を同じくせば、人豈に之を爲んや。許子の道に従はゞ、相率ゐて僞を爲さん者なり、惡んぞ能く國家を治めんと。

〔字義〕 物の情、造化の生ずる所に差があり、人力の成す所に工拙のあること。倍蓰、倍は一倍、蓰は五倍。

〔義解〕 孟子が之を排して曰く、物の價の齊しくないのは自然の道理であつて、或は一倍し五倍し、十倍し百倍し、千倍し萬倍するものもある。これを推しなべて同一にし、うとするのは、人に僞を教へるものであつて、却つて天下を亂すものである。若し大なる屨も小なる屨も價が同じであつたならば、何で人々が大なる屨を作らうか。價に差があるからこそ精なるものを作るが、同一價ならば粗なるものを作るに極つてゐる。許子の道に従ふならば、天下は皆粗惡な品を作つて人を僞るだけのことであつて何で國家を治め得ようか。」と。

墨者夷之因徐辟、而求見孟子、孟子曰、吾固願見、今吾尙病、病癒我且往見、夷之不來。

〔讀方〕 墨者夷之徐辟に因りて、孟子に見えんことを求む。孟子の曰く、吾固より見るを願ふ。今、吾尙病め

り、病癒えば我且に往きて見んとす、夷之來らざれと。

〔字義〕 〇墨者、墨翟の兼愛の教を學ぶ者。〇夷之、夷は姓、之は名。〇因、依頼すること。〇徐辟、孟子の弟子。

〔義解〕 墨翟の教を學んだ夷之といふ者が、孟子の門人徐辟といふものに依頼して孟子に面會しようとして來た。すると孟子は、「自分も豫て一度面會したいと思つてゐたが、折悪しく今日は病氣で面會が出来ない。全快したならば自分の方から往つて面會するから、再び御來臨には及ばない。」と言つた。

他日又求見孟子、孟子曰、吾今則可以見矣。不直則道不見、我且直之、吾聞夷子墨者、墨之治喪也以薄爲其道也、夷子思以易天下、豈以爲非是而不貴也、然而夷子、葬其親、厚則是以所賤事親也。

〔讀方〕 他日又孟子に見えんことを求む。孟子曰く、吾今は則ち以て見る可し。直さざれば則道見はれず、我且に之を直さすとす。吾聞く夷子は墨者と、墨の喪を治むるは、薄きを以て其の道と爲す。夷子は以て天下を易へんと思へり。豈以て是に非ずと爲して貴ばざらん。然り而して夷子其の親を葬ること厚ければ則ち是れ賤しむ所を以て親に事ふるなり。

〔字義〕 〇易、天下の風俗を移し易へること。

〔義解〕 その後夷子は又孟子に面會を求めた。孟子曰く、「今日は是非面會しよう、夷之の様な邪説を正さないならば、大道は明らかになんものでないから、これを正さうが、聞くと夷子は墨子の道を治めてゐるものだ。墨

者は喪を粗末にするものである。夷子は墨者でその道を天下に弘めようと思ふ以上は悪いとは思はないのであらうが、實際夷子は親を葬るのに、大層鄭重にしたさうだ。然らば、夷子は墨者の賤む道を以て親に事へたものである。」と。

徐子以告^テ夷子^ニ、夷子曰^ク、儒者之道^ハ、古之人^レ若^{シト}保^ニ赤子^ニ、此言何謂也[、]之則以爲愛無^ニ差等[、]施由^レ親始[、]徐子以告^ク孟子[、]孟子曰^ク、夫夷子信以爲[、]人之親^ニ其兄之子[、]爲^レ若^レ親^ニ其隣之赤子^乎、彼有^レ取^ル爾也[、]赤子匍匐^ニ將^レ入^レ井[、]非^ニ赤子之罪^一也[、]且天之生^ル物也[、]使^ニ之^一一本[、]而夷子^ニ二本^故也[。]

〔讀方〕 徐子以て夷子に告ぐ。夷子の曰く、儒者の道は、古の人赤子を保んずるが若しと、此の言何の謂ぞ。之は則ち以て爲らく愛に差等無し、施すこと親より始むと。徐子以て孟子に告ぐ。孟子の曰く、夫の夷子は信に以て爲らく、人の其の兄の子を親むこと、其の隣の赤子を親むが若しと爲るか、彼取ること有りて爾り、赤子匍匐して將に井に入らんとするは赤子の罪に非ず、且つ天の物を生ずるや、之をして本を一にせしむ。夷子は本を二にするが故なり。

〔字義〕 ○若保赤子、書經康誥の語、古の人が百姓を見ること己の赤子を見ると同様といふこと○一本、人の生るるや必ず各一個の父母に本づいて生るといふこと。

〔義解〕 徐子は孟子の言を以て夷子に告げた。夷子曰く、儒者の教に、古の人は民を見ること赤子を保んずるやうにせよと言つてあるが、これは如何なる意味であるか、自分の考では、愛には差別がなく、皆我が子のやうに思へ、唯その愛を施すことを自分に親しい者から着手せよといふ意であらう。であるから墨の道と儒の道とは固より同一なものである。」と。そこで徐子は、此の言を孟子に告げると、孟子曰く、「彼の夷子は信に人が兄の子を愛することは隣の赤子を愛するやうにすべきものだと思つて居るが、それは間違ひであつて、書經にあるのは譬を取つた言葉である。赤子が匍匐して井戸に落ちようとするのは赤子が無智であるからで、罪といふべきものではない。民が法に觸れるのも矢張同様であるから、その無智を憐んで赤子を保んずるやうにと言つたのである。且つ天が物を生ずるに、我が身の本は父母で、唯一であるから、それには十分心力を盡して事へ、餘力があれば、他人に及ぼすといふわけであつて、自他の間には差等があるけれども、墨者は己の親も、路人の親も同様に見るので本が二つとなるから誤である。」

蓋上世嘗有^下不^レ葬^ニ其親^一者[、]其親死[、]則舉^而委^ニ之於壑[、]他日過^レ之[、]狐狸食^レ之[、]蠅蚋姑嘍^レ之[、]其類有^レ泚[、]睨而不視[、]夫泚也[、]非^ニ爲^レ人泚^一、中心達^ニ於面目[、]蓋歸反^ニ其藁^一裡^而掩^レ之[、]掩^レ之誠是也[、]則孝子仁人之掩^ニ其親^一、亦必有^レ道矣[。]

〔讀方〕 蓋し上世嘗て其の親を葬らざる者有り。其の親死すれば、則ち舉げて之を壑に委つ。他日之を過ぐれば狐狸之食ひ、蠅蚋姑之を嘍ふ。其類泚たること有り、睨して視ず。夫に泚たるは人の爲に泚たるに非ず、中心よ

り面目に達せり。蓋し歸りて藁裡を反して之を掩へりと。之を掩ふこと誠に是ならば、則ち孝子仁人の其の親を掩ふことも亦必ず道有らん。

〔字義〕 ○上世、太古、禮制の未だ起らざる時○蠅蚋姑、蚋はあぶ、姑は助語○類、類と同じ○泚、忍び得ない情に汗の流れ出ること○反藁裡、反はこぼす、覆すこと、藁は土籠、土を擧げる器、裡は土車、兩手にて對し擧げ

る。
〔義解〕 太古禮制の未だ起らない時、嘗てその親を葬らない時があつた。その親が死んだ時、之を持つて行つて窟の間に棄てた、その後になつて、此處を通り過ぎると、狐狸の類が来てその死骸を食ひ、蠅や蚋の屬は共に来て食つてゐた。その子が之を見て、中心から忍びざる情が起り、顔に汗が流れ出て、横目に見ただけで正しく見ることが出来なかつた。その汗の流れ出るのは他人が之を見たためではなくて、その哀しみ痛む情がその心の中から顔色や目付に顯れ出たのである。そこで直ぐに歸つて藁裡を覆して、之を掩ひかぶせたが、これが葬禮の起源である。その土をかけて見えない様にするのが人情といふものならば、孝子、仁人が親の葬式を鄭重にすべきは、自然の道理であつて、親と他人と愛に差がないといふ道理はないだらう。」と。

除子以告夷子、夷子憮然、爲間曰、命之矣。

〔讀方〕 徐子以て夷子に告ぐ。夷子憮然として爲間ありて曰く、之に命ふと。

〔字義〕 ○憮然、茫然として據る所を失ふこと○之、夷子の名。

〔義解〕 徐子は孟子の言を夷子に告げた。夷子は之を聞いて暫時茫然としてゐたが、曰く、「自分はまだ孟子には面會しないが、自分に教へて下さつたものだ」と。

滕文公章句下

陳代曰、不見諸侯、宜若小然、今一見之、大則以王、小則以霸、且志曰、枉尺而直尋、宜若可爲也。

〔讀方〕 陳代曰く、諸侯を見ざるは宜しく小なるが若く然るべし。今一たび之を見れば、大は則ち以て王となり、小は則ち以て霸たらん。且つ志に曰く、尺を枉げて尋を直くすと、宜しく爲す可きが若くなるべしと。

〔字義〕 ○陳代、孟子の弟子○直尋、直は伸ぶること尋は八尺。

〔義解〕 陳代曰く、「先生が諸侯のもとを御尋ねになられて仕を求めないといふことは正しいことには違ひないが、それは些細なこと故それには拘泥せず、此方から謁見して仕を求められては如何で御座いますか。今一たび謁見を求められたならば、大國ならば天下に王たる事が出来小國でも霸たる事が出来るであります。且つ舊記に、尺の僅かなものを屈しても一尋の長きものを伸べる。」といふこともありすから、少し位己を屈しても道の爲に盡されては如何でございますか。」と。

孟子曰、昔齊景公田、招虞人以旌、不至、將殺之、志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元、孔子奚取焉、取非其招不往也、如不待其招而往何哉。

〔贖方〕 孟子曰く、昔、齊の景公田し、虞人を招くに旌を以てす。至らず。將に之を殺さんとす。志士は溝壑に在るを忘れず。勇士は其の元を喪ふを忘れず。孔子奚れか取れる。其の招きに非ざれば往かざるを取れり。如其の招きを待たずして往かば何ぞや。

〔字義〕 ○田、獲すること○虞人、禽獸を養ふ所を守る役人。

〔義解〕 孟子曰く、「昔齊の景公が獵せられた時、虞人を招くに大夫を招くべき旌を以てしたが虞人は其の分でないことを知つて往かなかつたので、景公は怒つて之を殺さうとした。孔子は之を賛めて曰く、志士は、自分の身が死んで溝壑に棄てられることを忘れず。勇士は身をすて國に殉ひ戦つて死し、己の首を保つことを願はないものである。虞人は志士でありまた勇士であると。孔子は何の虞人に取るところがあつてかくは美められたのであらうか。それは外でもない、その招きでなかつたから往かなかつたといふことを取つたのである。虞人でさへこの通りであるから、君子たるものが、その招きを待たずに自ら往くといふことは何事であるか。

且夫枉尺而直尋者、以利言也、如以利、則枉尋直尺而利、亦可爲與。

〔贖方〕 且つ夫れ尺を枉げて尋を直くする者は、利を以て言ふなり。如し利を以てせば、則ち尋を枉げて尺を直くして利あらば、亦爲す可きか。

〔字義〕 ○枉尺直尋、大に名節を壞つて僅かに功名をなすこと。

〔義解〕 一尺の僅かたものを屈げて、一尋の長きものを伸べるといふことは畢竟利益を計つての話であるが、利益を計る以上は一尋を枉げて一尺を伸べる方が利益ならばさうする積りである。

昔者趙簡子使王良與嬖奚乘、終日不獲一禽、嬖奚反命曰、天下之賤工也、或以告王良、良曰、請復之、彊而後可、一朝而獲十禽、嬖奚反命曰、天下之良工也、簡子曰、我使掌與女乘、謂王良、良不可曰、吾爲之範我馳驅、終日不獲一、爲之詭遇、一朝而獲十、詩云、不失其馳、舍矢如破、我不貫與小人乘、請辭。

〔贖方〕 昔者、趙簡子、王良をして嬖奚と乘らしむ。終日にして一禽を獲ず。嬖奚反命して曰く、天下の賤工なりと。或ひと以て王良に告ぐ。良の曰く請ふ之を復せんと。彊ひて後に可く、一朝にして十禽を獲たり、嬖奚反命して曰く、天下の良工なりと。簡子曰く、我女と乗ることを掌らしめんと。王良に謂ふ、良可かずして曰く、吾之が爲めに範して、我馳驅すれば、終日にして一をも獲ず、之が爲めに詭遇すれば、一朝にして十を獲たり。詩に云ふ。其の馳することを失はず、矢を舍ちて破るが如しと。我小人と乗ることを貫はず、請ふ辭せんと。

〔字義〕 ○趙簡子、晋の大夫趙鞅○王良、馬を御する名手○嬖奚、趙簡子の嬖人、奚○反命、復命○詩云、小雅車攻篇の語○舍、はなつ、發と同意○貫、ならふ、習と同意。

〔義解〕 昔晋の大夫趙簡子が御者の名手王良に自分の氣に入りの奚といふものと同乗させて獵させたところが、朝から晩までに一鳥をも得ることが出来なかつた。奚は之を口惜しく思つて、簡子に復命して曰く、「彼の王良は天下第一の下手な御者である」と。或人がそのことを王良に告げると、王良は、「それなら今一度獵にまゐりませう。」と、嬖奚の承知しないのを無理に頼んで行つたが、此の度は、一朝の中に十の鳥をば獲たから、嬖奚は非常に悦んで、「彼は天下第一の御者である」と簡子に告げた。趙簡子も非常に悦んで、「以後は王良を汝の御者と定めよう。」と言つた。それを王良に話すと、案外王良は承諾せずにいふには、「自分は嬖奚の爲に御者となつて馬を規則正しく使ふと朝から晩までに一鳥をも得られないが、それは法にない使ひ方をして、鳥に出逢ふ様に使つたからこそ一朝の中に十鳥も得られたのである。詩經に「御者は馳する法を失はず、其るものは矢を放てば中ること物を壞る如し」とあるが、御者と射者と共に、上手が揃へばこそこの通りにもなるものであるが、自分は嬖奚の如き小人と共に、車に乗るには慣れないからお断りする。」と言つた。

御者且羞^ツ與^ト射者^ニ比^ス、比^{シテ}而得^ル禽獸^ヲ、雖^モ若^{シト}丘陵^ノ、弗^ル爲^サ也、如^シ枉^レ道^ニ而從^ハ彼^ニ、何^ゾ也、且^テ子過^リ矣、枉^レ己^者、未^ラ有^ニ能^ク直^ル人^者一也。

〔讀方〕 御者且つ射者と比するを羞ぶ。比して禽獸を得ること丘陵の若しと雖も爲さざるなり。如し道を枉げて彼に從はば何ぞや。且つ子過てり、己を枉ぐる者は、未だ能く人を直くする者有らざるなり。

〔字義〕 ○比、阿比すること。

〔義解〕 賤しい御者ですら射者に阿比することを愧ぢて居る。阿比して仕事をすれば禽獸を得ること丘陵の如く多く得られるが、その義を守つて利にしたがふことを爲ない。況や君子たるものが道を枉げて諸侯を見んとしたならば如何であらう。且つ汝の言ふことは過つてゐる。自分を枉げる様な正しくないものが、どうして人を正しくすることが出来ようか。

景春曰、公孫衍張儀、豈不誠大丈夫哉、一怒而諸侯懼、安居而天下熄。

〔讀方〕 景春曰く、公孫衍、張儀は豈に誠の大丈夫ならずや、一たび怒りて諸侯懼れ、安居して天下熄むと。

〔字義〕 ○景春、人の姓名○公孫衍、魏の人○張儀、魏の人、秦王について連衡の策を講ず。

〔義解〕 景春曰く、「公孫衍、張儀は如何にも眞の立派な人物ではないか。一たび怒れば、各國の諸侯に相攻伐せしめて懼れしめ、又安居して出ない時は、天下は火の消えた様に無事である。」と。

孟子曰、是焉得爲大丈夫乎。子未學禮乎、丈夫之冠也、父命之、女子之嫁也、母命之、往送之門、戒之曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子、以順爲正者、妾歸之道也。

〔讀方〕 孟子曰く、是焉んぞ大丈夫たるを得んや、子未だ禮を學ばずや。丈夫の冠するや父之に命ず。女子嫁するや、母之に命ず、往きて之を門に送り、之を戒めて曰く、往きて女の家之きて、必ず敬し、必ず戒め、夫子に

違ふこと無かれと。順を以て正しと爲す者は妾婦の道なり。

〔字義〕 ○冠、元服すること○夫子、己の夫となる人。

〔義解〕 孟子曰く、「公孫衍、張儀などは何で大丈夫といはれようか、御身は未だ禮を學ばないか。男子が冠する時は父からこれをいひつけるが、女が縁組する時は母からいひつける。その時母は門にまで娘を送つて出て、注意するには、「これから汝の家に行つたならばよく夫に敬みつかへて決して夫の命に背いてはならぬ。」と。二人は君に阿諛して權勢を取るもので、女子が夫に事へるやうなものである。

居ニ天下廣居、立ニ天下之正位、行ニ天下大道、得レ志與レ民由レ是、不レ得レ志獨行ニ其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂ニ大丈夫。

〔讀方〕 天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。志を得れば民と是に由り、志を得ざれば獨り其の道を行ふ。富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、威武も屈すること能はず。此れ之を大丈夫と謂ふと。

〔字義〕 ○廣居、仁○正位、禮○大道、義○淫、誘つて其の心を放蕩にすること○移、その心を撓めて變易せしめること○屈、其の心を坐折せしむること。

〔義解〕 天下の廣居とも言ふべき仁に居り、天下の正位ともいふべき禮に立ち、天下の大道たる義を守り、志を得て公卿大夫ともなつたならば、萬民と共に仁義を行ひ、志を得ない時は、自分一人聖賢の道を行つて、富貴にも

誘惑されず、貧賤にも畏れず、威武にも坐折されることのないものならば、これが眞の大丈夫といふ可きである。」と。

周霄問曰、古之君子仕乎、孟子曰、仕、傳曰、孔子三月無君、則皇々如也、出疆必載質、公明儀曰、古之人、三月無君則弔。

〔讀方〕 周霄問ひて曰く、古の君子仕ふるかと。孟子曰く、仕ふ。傳に曰く、孔子三月君無ければ、則ち皇皇如たり、疆を出づれば必ず質を載すと。公明儀曰く、古の人三月君無ければ則ち弔すと。

〔字義〕 ○周霄、魏の人○皇々如、求むる所があつて心安らかならざること○質、贊と同様進物○公明儀、魯の賢人。

〔義解〕 周霄は孟子が容易に仕へないのを見て、問うて曰く、「古の君子は仕へたもので御座いませうか。」と。孟子答へて、「仕へた。故に傳に曰く、孔子は三月も仕へる主人がないと、皇々として待ち遠しく思はれた位ゆゑ、君を失つて境を出る時には何時でも仕へられる様に、進物を用意して居たといふし、公明儀の話にも、古の人は三箇月も浪人して居ると、夢意を述べたものである。」と。

三月無君則弔、不以急乎。

〔讀方〕 三月君無ければ、則ち弔す、以だ急ならずやと。

〔義解〕 周霄問うて曰く、「僅々三ヶ月仕へないでゐたとて、直に弔詞を述べるとは、餘りに急では御座いませぬ

か。と。

曰士之失位也、猶諸侯之失國家也、禮曰、諸侯耕助以供粢盛、夫人蠶繅以爲衣服、犧牲不成、粢盛不絜、衣服不備、不敢以祭、惟士無田、則亦不祭、牲殺、器皿、衣服不備、不敢以祭、則不敢以宴、亦不足弔乎。

〔讀方〕 曰く、士の位を失ふや、猶ほ諸侯の國家を失ふがごとし。禮に曰く、諸侯は耕助して以て粢盛に供し、夫人は蠶繅して以て衣服を爲る。犧牲成らず、粢盛潔からず、衣服備らざれば敢て以て祭らず、惟だ士田無ければ則ち亦祭らず、牲殺器皿衣服備らざれば、敢て以て祭らず、則ち敢て以て宴せず、亦弔するに足らずやと。

〔字義〕 ○耕助、諸侯が百畝の籍田を作るに躬づから未を乗つて耕し、平民が之を助けて耕し終らせる○粢盛、田から收めた穀物を御廩の中に藏め置き宗廟の祭をなす時供米とする、粢とは黍稷のこと之を器に盛つて供へるから盛といふ○夫人、諸侯の婦人○蠶繅、蠶は蠶を飼ふこと繅は繭をつむいで糸にすること○犧牲、祭禮に供へる家畜。○皿、器を掩ふ蓋。

〔義解〕 孟子曰く、「士が位を失ふのは、諸侯が國家を失ふやうなものである。何となれば、禮に曰く、「昔諸侯には籍田を耕し、人民之を助けてその收めた穀物を祭禮の供米とし、又その夫人は蠶を養ひ、その糸を取つて祭禮をする時の衣服を作つたものであるが、今諸侯が國を失つたならば、犧牲を畜ふことも、粢盛を清淨にすることも出来ず、又祭の衣服を備へることも出来ないの、祭をするわけにゆかないが、士も仕へないと圭田といふ祭田がないの

で御祭をすることが出来ない。それに犧牲や器物や衣服などが備らないときは、御祭をすることも出来ず、賓客を集めて宴會をすることも出来ない、ゆゑに弔するも當然であらう。」と。

出疆必載質、何也。

〔讀方〕 疆を出づれば、必ず質を載すとは何ぞや。

〔義解〕 周書曰く、「國疆を出るといふことは初めて位を失つただけである。然るに進物を車に載せるとは如何なる理由で御座いますか。」と。

曰士之仕也、猶農夫之耕也、農夫豈爲出疆舍其耒耜哉。

〔讀方〕 曰く士の仕ふるや、猶ほ農夫の耕すが如し。農夫豈疆を出づるが爲に、其の耒耜を捨てんや。

〔義解〕 孟子曰く、「士が仕へるのは、恰も農夫が耕すが如きものである。故に農夫が疆を出る爲めにその耒耜を捨ててやうなことがあらうか。」と。

曰晉國亦仕國也、未嘗聞仕如此其急也、君子之難仕何也、曰、丈夫生而願爲之有室、女子生而願爲之有家、父母之心、人皆有之、不待父母之命、媒妁之言、鑽穴隙相窺、踰牆相從、則父母國人、皆賤之、古之人、未嘗

不_レ欲_レ仕_{フルコトヲ}也。又惡_レ不_レ由_ニ其道_ニ、不_レ由_ニ其道_ニ而往_{クハ}者、與_レ鑽_ニ穴隙_ニ之類也。

〔讀方〕 曰く晋國も亦仕國なり。未だ嘗て仕ふること此の如く其れ急なるを聞かず、仕ふること此の如く其れ急なり。君子の仕へ難きは何ぞや。曰く、丈夫生れて之が爲に室有るを願ふ。女子生れて之が爲に家有るを願ふ。父母の心は人皆之れ有り。父母の命と媒妁の言とを待たず、穴隙を鑽りて相窺ひ、牆を越えて相従はゞ、則ち父母國人皆之を賤まん。古の人未だ嘗て仕ふることを欲せずんばあらず、又其の道に由らざるを惡む、其の道に由らずして往く者は、穴隙を鑽るに與する類なり。

〔字義〕 晋國、魏をいふ。鑽、きる、穿つこと。

〔義解〕 周霄問うて曰く、「晋國も亦士君子の游事することを得る國柄であるが左まで急いで仕へるとは承知致しません。又それ程までに急いで居ながら、先生を始めとして君子の仕へ兼ねて居るのは、如何な次第でございますか。」と。孟子曰く、「それは、男子が生れると、その子の爲め將來立派な嫁のあらんことを願ひ、女子が生れると、將來その女子の爲めに良き夫のあらんことを願ふ此の父母の心は誰にも同じくあるものである。然るに、その子女が父母の命と媒妁の言とを待たずに、甚だしきに至つては、穴隙を穿つて男女が相窺ひ見、墻を越えて出合ひをしたならば、内にしては父母、外にしては世間の人が賤むと同様に、古來君子とても就職を希望しないものはないが、唯その道によらないものを嫌ふのである。その道によらずに就職するならば壁に穴隙を穿つて出合ひをすると同様であるから、君子はその様なことはしないのである。」と。

彭更問曰、後車數十乘、從者數百人、以傳_ニ食_ニ於諸侯_ニ、不_ニ以_{ハナハ}泰_ニ乎、孟子曰、非_ニ其道_ニ、則一簞_ノ食_、不_レ可_レ受_ニ於人_ニ、如其道則舜受_ニ堯_ノ天下_ニ、不_ニ以_{ハナハ}爲_ニ泰_ニ、子以_レ爲_ニ泰_ニ乎。

〔讀方〕 彭更問ひて曰く、後車數十乘、後者數百人、以諸侯に傳食するは以だ泰らずやと。孟子曰く、其の道に非ざれば、則ち一簞の食も人に受く可からず、如し其の道ならば、則ち舜、堯の天下を受くるも以て泰れりと爲さず、子以て泰れりと爲すか。

〔字義〕 ○彭更、孟子の弟子○傳食、此の國に食したまた彼の國に食すること○泰、おごる、分に過ぐること。

〔義解〕 彭更問うて曰く、「一介の士でありながら后車數十乘、從者數百人にして先から先へと諸侯の間を傳食して廻るといふことは、甚だ分に過ぎたことでは御座いませんか。」と。孟子曰く、「道にかなはないならば一膳の飯でも、人から受くべきものではないが、もしも受くべき道理があるならば舜が堯の天下をそのまま受けても、贅澤といふものではない。御身には贅澤と思はれるか。」と。

曰否、士無_レ事而食_、不可也。

〔讀方〕 曰く否、士事無くして食むは不可なり。

〔字義〕 ○無事、功のないこと。

〔義解〕 周霄曰く、「舜が堯の天下を受けたことは無理もないことであるけれども、何の功もなくてたゞ養はれる

士は分に過ぎてゐるでせう。」と。

曰子不_レ通_レ功易_レ事、以_レ美補_レ不足、則農有_ニ餘粟_一、女有_ニ餘布_一、子如通_レ之、則梓匠輪輿、皆得_ニ食於子_一、於此有_レ人焉、入則孝、出則悌、守_ニ先王之道_一、以待_ニ後之學者_一、而不_レ得_ニ食於子_一、子何尊_ニ梓匠輪輿_一、而輕_ニ仁義_一者_上哉。

〔讀方〕 曰く、子功を通じ、事を易へ、羨れるを以て足らざるを補はざれば、則ち農に餘粟あり、女に餘布あらん。子如し之を通せば、則ち梓匠輪輿皆食を子に得ん。此に人有らんに、入りては則ち孝、出でては則ち悌、先王の道を守り、以て後の學者を待つ、而して食を子に得ず、子何ぞ梓匠輪輿を尊びて、仁義を爲す者を輕んずるやと。

〔字義〕 ○梓匠輪輿、梓は器械を作る人、匠は大工で宮室を營む職、輪は車の輪を作る人、輿は車の輿を作る人。

〔義解〕 孟子曰く、「今御身は、甲と乙との間に、仕事の成績を通じ、仕事を交換して有無相通ずる様にならないならば、農家には米がありながら衣服を得ず、女子には衣服はありながら、米を得られぬ様に、一方に偏するものであるが、御身がそれをよく交換させたならば、農夫や女子のみでなく、大工も車づくり皆御身の爲めに衣食を得るものである。今茲に人があつて、家にあつては父母に孝に、外に出ては長者によく事へて、先王の正しい道を守り、後の學者を心たのみに青年子弟に教へてゐる。それをば御身は功がないとして、羨はないならば、御身は大工

や車作りのみを尊んで仁義を教へるものを輕んずるものである。」と。

曰、梓匠輪輿、其志將_ニ以求_レ食也、君子之爲_レ道也、其志亦將_ニ以求_レ食與、曰、子何_レ以_ニ其志_一爲_レ哉、其有_レ功_ニ於子_一、可_レ食而食_レ之矣、且子食_レ志乎、食_レ功乎、曰食_レ志。

〔讀方〕 曰く、梓匠輪輿は其の志將に以て食を求めんとす。君子の道を爲ること、その志も亦食を求めんとすかと。曰く、子何ぞ其の志を以て爲さんや。其れ子に功あらば食ましむ可くして之を食ましむ。且つ子志に食はしむるか、功に食ましむるか。曰く、志に食ましむと。

〔字義〕 ○功、梓匠輪輿に對していふ。

〔義解〕 彭更曰く、「大工や車づくりは食を求めん爲に働くけれども、君子は道の爲めに盡すもので食を得んとするが爲めではないと思ふが、矢張り梓匠輪輿と同様職を求めんとして御座いますか。」と。孟子曰く、「何も志の如何を問ふ必要はない。御身に對して功があつて、食ふべきものと思ふから食ふのであらうが、元來御身は食を求める者を食ふか、また功のあるものを食ふか。」と。彭更曰く、「それは食を求めんものを食ふので御座います。」と。

曰有_レ人_ニ於此_一、毀_レ瓦畫墁、其志將_ニ以求_レ食也、則子食_レ之乎、曰否、曰然則非_レ食_レ志也、食_レ功也。

〔讀方〕 曰く、此に人有り、瓦を毀り墁を畫し、其の志將に以て食を求めんとす、則ち志に食ましむるか。曰

く、否。曰く、然らば則ち子志に食ましむるに非ず。功に食ましむるなりと。

〔字義〕 ○畫墁、畫は縦横に畫すること、墁は牆壁の飾として白灰にて裝ふこと。

〔義解〕 孟子曰く、「今此に人があつて、瓦を破毀し、壁に縦横に落書をし、功なくして害がありながら其の志は食を求めんとしたならば、御身はそれでも、これに食しめるか。」と。彭更曰く、「否、それでは食ましむることは出来ない。」と。孟子曰く、然らば御身は志に食ましめるのではなく、功に食ましめるのである。」と。則ち自分は天下の諸侯に對して仁義の大道を説いて功がある故、相當の待遇を受けることは當然のことである。

萬章問曰、宋小國也、今將行王政、齊楚惡而伐之、則如之何。

〔讀方〕 萬章問ひて曰く、宋は小國なり。今將に王政を行はんとす。齊、楚惡んで之を伐たば、則ち之を如何せん。

〔字義〕 ○萬章、孟子の弟子。

〔義解〕 萬章問うて曰く、「この宋國は小國である。然し今度仁政を行ふ積りであるが、齊楚の大國の憎を受けて伐たれたならば如何にしようか。」と。

孟子曰、湯居亳、與葛爲鄰、葛伯放而不祀、湯使人問之曰、何爲不祀、曰、無以供犧牲也、湯使遺之牛羊、葛伯食之、又不以祀、湯又使人問之曰、何

爲不祀、曰、無以供粢盛也、湯使亳衆往爲之耕、老弱饋食、葛伯率其民、要其有酒食黍稻者奪之、不授者殺之、有童子、以黍肉餉、殺而奪之、書曰、葛伯仇餉、此之謂也。

〔讀方〕 孟子曰く、湯、亳に居り、葛と鄰たり、葛伯放にして祀らず、湯人をして之を問はしめて曰く、何爲れぞ祀らざると。曰く、以て犧牲に供するもの無しと。湯之に牛羊を遣らしむ。葛伯之を食ひ、又以て祀らず。湯又人をして之を問はしめて曰く、何爲れぞ祀らざると。曰く、以て粢盛に供するもの無しと。湯亳の衆をして往いて之が爲めに耕さしむ。老弱食を饋る。葛伯其の民を率ゐ、其の酒食黍稻有る者を要して之を奪ふ。授けざる者は之を殺す。童子有り、黍肉を以て餉る。殺して之を奪ふ。書に曰く、葛伯餉に仇すと此れ之の謂なり。

〔字義〕 ○亳、湯の都○葛伯、葛は名、伯爵○亳衆、湯王の部下の人民○書、書經の仲虺之誥。

〔義解〕 孟子曰く、「昔湯が亳に居られた頃、葛といふ國と鄰合つてゐたが、その君の葛伯は我儘もので、先祖の祀をなさず、そこで湯王は人を遣はして何故に祀をしないかを問はせられた。葛伯は、我が國には祭祀に使ふ犧牲がないからであると言つた。然らばとて、湯は葛伯に牛羊を遣られたが、葛伯はこれを食つて、まだ祀をしなかつた。そこで、また人を遣はして「何故に祀らないか」と問はせられた。葛伯は、「黍稻がないからである。」と言つた。湯は更に亳の農夫を遣はして葛伯の爲に耕作させ、老人、子供は耕す者のために日辨當を仕送つた。然るに葛伯はその國民を引き連れて途中で待ち受け酒食黍稻を奪ひ取り、渡さない者は皆殺したが嘗て一童子が黍と肉と

を持って通るとき、殺してその肉を奪つたことがあつた。それ故、書經に「葛伯が食物を送るものと仇敵となる」とあるのは、これを言つたものである。

爲^{ニシテ}其^ス殺^ス是^ノ童子^ヲ而^{シテ}征^ス之^ヲ、四海之内皆曰、非^ズ富^ニ天下^ニ也、爲^ニ匹夫匹婦^ノ復^{スル}讎^ヲ也。

〔讀方〕 其の是の童子を殺す爲にして之を征す、四海の内皆曰く、天下を富めりとするに非ず、匹夫匹婦の爲に讎を復するなりと。

〔字義〕 ○匹夫匹婦、廣く人民を指す。

〔義解〕 葛伯は暴虐であつて、童子を殺すに至つて其の極に達し、湯はこれが爲めに兵を擧げて征伐したから四海の中のもの皆曰く「天下の富を得たといふのではない、葛伯のために殺された匹夫匹婦のために復讎するまでである。」と。

湯始^{メテ}征^{スル}自^レ葛^ハ載^ハ、十一^{シテ}征^{シテ}而^{シテ}無^シ敵^ニ於^テ天下^ニ、東^{シテ}面^{シテ}而^{シテ}征^ス、西^{シテ}夷^ヲ怨^ミ、南^{シテ}面^{シテ}而^{シテ}征^ス、北^{シテ}狄^ヲ怨^ミ、曰^ク、奚^ナ爲^レ後^レ我^ヲ、民^ノ之^{コト}望^ム之^ヲ、若^シ大^ニ旱^ノ之^{コト}望^ム雲^ヲ霓^ヲ也、歸^ル市^者弗^レ止^マ、芸^者不^レ變^ゼ、誅^ス其^ノ君^ヲ、弔^ス其^ノ民^ヲ、如^ク時^ノ雨^ノ降^ル、民^大悅^ニ、書^曰、後^ニ我^ノ后^ヲ、后^來其^無罰^ト。

〔讀方〕 湯始めて征する葛より載む。十一征して天下に敵無し。東面して征すれば西夷怨み、南面して征すれば北狄怨む。曰く奚爲ぞ我を後にすると。民の之を望むこと大旱の雲霓を望むが若し。市に歸する者は止まらず、芸

る者變ぜず、其の君を誅し其の民を弔す、時雨の降るが如く、民大に悦ぶ。書に曰く、我が后を後つ。后来らば其れ罪無けん。

〔字義〕 載、始むと同様○十一征、十一國を征すること○後、待つと同じ。

〔義解〕 書經に曰く、湯が始めて無道の國を征することは特に葛國から始めた。それから十一ヶ國を征伐して天下に敵がなかつた。故に、東に向つて征伐すると西夷はその來ることの遅いのを怨み、西に向つて征伐すれば、北方の夷人が之を怨んで曰く、「我等は彼の國と同じく虐政に困しんだのに、何故、早く來て我が國を征伐なされぬか」と、民が湯を望むこと大旱の折に降雨を待ち設けるが如くであるから、湯の軍が來ても、人心は少しも動搖することなく、市に往くものは安んじて交易に従事し、耕作するものは平常に變らず耕作に従事し、湯はたゞ暴虐な君を誅し、その民を恵むばかり故、人民は非常に悦んだものであつて、書經にも、「吾君を待つ、君來つて吾が國を伐ち給はゞ虐政の罰を免れることが出来る。」と。

有^リ攸^レ不^レ爲^レ臣^ニ、東^{シテ}征^{シテ}綏^ニ厥^ノ士^ヲ女^ヲ、匪^ニ厥^ノ玄^ヲ黃^ヲ、紹^ニ我^ノ周^ノ王^ニ見^レ休^ヲ、惟^テ臣^ニ附^ス于^テ大^ノ邑^ノ周^ニ、其^ノ君子^實玄^ヲ黃^ヲ于^テ匪^ニ、以^テ迎^フ其^ノ君子^ヲ、其^ノ小人[、]簞^{シテ}食^シ壺^{シテ}漿^{シテ}、以^テ迎^フ其^ノ小人^ヲ、救^フ民^ヲ於^テ水^ノ火^ノ之^中、取^ル其^ノ殘^ヲ而^{シテ}已^ス矣。

〔讀方〕 臣たらざる攸有り、東征して厥の士女を綏んじ、厥の玄黄を匪にし、我が周王に紹きて休を見る。惟だ大邑周に臣附す、其君子は玄黄を匪に實て以て其の君子を迎へ、其の小人は簞食壺漿して以て其の小人を迎ふ。民

を水火の中に救ひ、其の残を取るのみ。

〔字義〕 ○攸、所と同じ○綏、安と同じ○匪、誰と同じ○玄黃、共に幣帛、衣は玄、裳は黃○紹、繼と同じ。

〔義解〕 此の一節は周書武成篇に武王の言を載せたものを孟子が約めてかくしたるもの、紂を助けて悪事をなして周の家來とならないものがあるので、武王が東征して暴君を討つて其の士女を安心させると、その士女は喜んで玄黃の幣帛を箱に入れて周の武王に仕へて幸福を受けようとし大諸侯の周に歸服して來た。殷の君子も同じく玄黃の幣帛を箱に入れて周の君子を迎へ、殷の小人は飯を籠に入れ、酒を壺に入れて小人を迎へた。民が武王をかく悦んだのは殷の紂王が暴虐で、民が、水火の苦みの中に陥つたのを、武王が東征してその水火の苦みから救ひ、惟その民を残ふ者を取つて之を誅し、妄に誅しないからである。

太誓曰、我武惟揚、侵于之疆、則取于殘、殺伐用張、于湯有光。

〔讀方〕 太誓に曰く、我が武惟揚り、之が疆を侵す。則ち残を取り、殺伐用て張り、湯に于て光有りと。

〔字義〕 ○太誓、書經の周書の篇名。

〔義解〕 太誓に、「武王の威武が奮ひ揚がり、紂王の疆界に侵入して、その民を害ふものを捕へてこれを誅し、殺伐の功が一層張大となり、曾て殷の湯王が桀王を伐つて、天下を安んじた事に比較すると、更に光明がある。」とある。

不行王政云爾、苟行王政、四海之内、皆舉首而望之、欲以爲君、齊楚雖大

何畏焉。

〔讀方〕 王政を行はずと爾云ふ。苟も王政を行はゞ、四海の内皆首を舉げて之を望み、以て君と爲さんと欲す。

齊、楚大なりと雖も、何ぞ畏れん。

〔義解〕 王政を行はないからその様な疑問が起るのである。若しも王政を行つたならば、四海の内皆首を舉げて之を仰ぎ望み、君として戴からんと願ふ様になるから、齊楚の領地が如何に大であつても、何の畏れることがあらうか。」と。

孟子謂戴不胜曰、子欲子之王之善、與、我明告子、有楚大夫於此、欲其子齊語也、則使齊人傅諸、使楚人傅諸、曰使齊人傅之、曰一齊人傅之、衆楚人咻之、雖日撻而求其齊也、不可得矣、引而置之莊嶽之間、數年、雖日撻而求其楚、亦不可得矣。

〔讀方〕 孟子、戴不胜に謂ひて曰く、子、子の王の善を欲するか、我明かに子に告げん、楚の大夫此に有らんに、其の子の齊語せんことを欲せば、則ち齊人をして傳たらしめんか、楚人をして傳たらしめんかと。曰く、齊人をして之に傳たらしめんと。曰く、一の齊人之に傳し衆の楚人之を咻せば、日に撻ちて其の齊たらんを求むと雖も得可からず、引きて之を莊嶽の間に置くこと數年ならば、日に撻ちて其の楚たらんことを求むと雖も亦得可から

ず。

〔字義〕 ○戴不勝、宋の臣○齊語、齊人の言語○傳、教と同じ○咻 かまびすし○莊獄、齊の城内の街の名。

〔義解〕 孟子が、宋の臣戴不勝に曰く、「御身は王の仁に志し、道に當つて善ならんことを欲するが。自分は、明かに王を善くする道を話さう。今此に楚の大夫があるとして、その子が楚國の語を捨て、齊の語を使ふ様にと希望するが、それには齊の人に教へさせるがよいか、楚の人に教へすがよいか。」といふと不勝は、「齊語を學ばうと思ふならば、その本家である齊人に教へさせる方がよい。」と答へた。そこで孟子は、「齊人に教へさせるのは誠によろしい。然し一人の齊人が折角齊語を教へてゐる傍から來くの楚人が喧しく語るやうであつたならば、毎日その子を連れて齊語を使はせようとしても出來るものではない。それがその子を連れていつて齊の城下の莊獄あたりに二三年も置いたならば、毎日 つて、楚語を使へと言つても、楚語にはならないものである。」と。

子謂ニ薛居州善士也、使ニ之居ニ於王所ニ者、在ニ於王所ニ者、長幼卑尊、皆薛居州也、王誰與爲ニ不善、在ニ王所ニ者、長幼卑尊、皆非ニ薛居州ニ也、王誰與爲ニ善、一薛居州、獨如ニ宋王ニ何。

〔讀方〕 子は薛居州を善士なりと謂ひ、之をして王の所に居らしむ。王の所に在る者、長幼卑尊皆薛居州ならば、王誰と與に不善を爲さん。王の所に在る者、長幼卑尊皆薛居州に非ざれば、王誰と共に善を爲さん、一の薛居

州より宋王を如何んせんと。

〔字義〕 ○薛居州、宋の臣。

〔義解〕 今御身は薛居州をば宋の善士だといつて、朝に薦舉して王の御側につけておかれるが、王の所にあるものが、年長者も年少者も、卑賤のものも、尊貴なものも皆薛居州の様な善士であるならば、王は誰と共に不善をしようか。然るに、王の所にゐるものが、長幼卑尊皆薛居州のやうな善士でないならば、王は誰と共に善を爲されようか。唯一人の薛居州位のこと、宋王が何うなるものであらうか。

公孫丑問曰、不見ニ諸侯ニ何義、孟子曰、古者不爲ニ臣不見。

〔讀方〕 公孫丑問ひて曰く、諸侯に見えざるは、何の義ぞと。孟子曰く、古は臣たらざれば見えぬ。

〔義解〕 公孫丑問うて曰く、「先生が諸侯に面會せられないのは如何なるわけで御座いますか。」と。孟子曰く、「古は臣とならない以上謁見しない。」と。

段干木踰ニ垣而辟之、泄柳閉ニ門而不入、是皆已甚、迫斯可ニ以見ニ矣。

〔讀方〕 段干木は垣を越えて之を辟け、泄柳は門を閉ぢて内れず、是れ皆已甚し、迫らば斯に以て見る可し。

〔字義〕 ○段干木、魏の文公の時の人○泄柳、魯の繆公の時の人。

〔義解〕 昔魏の文公の時に段干木といふ賢者があつた。未だ臣とならない時、文公がその許に來られて、面會を求めると、墻を乗り越えて之を避けた。又魯の繆公の時、泄柳といふものがあり、未だその臣とならない時、その

許に來られて面會を求められた時、その門を閉ざして納れなかつたといふ。これ等は、あまりに甚だしい話、事情が切迫したならば、面會したからとて差支がないではないか。」

陽貨欲^{シテ}見^ニ孔子^ニ、而惡^ム無^キ禮^ヲ、大夫有^リ賜^ニ於^ニ士^ニ、不^レ得^テ受^ク於^ニ其家^ニ、則往^テ拜^ス其門^ニ、陽貨闕^ニ孔子之亡^ニ也、而饋^ニ孔子蒸豚^ヲ、孔子亦闕^ニ其亡^ニ而往^テ拜^ス之^ヲ、當^ニ是時^ニ、陽貨先^ニ、豈得^レ不^レ見^ル。

〔讀方〕 陽貨孔子に見えんと欲して、禮無きを惡む。大夫、士に賜ふこと有り、其の家に受くるを得ざれば、則ち往いて其の門に拜す。陽貨、孔子の亡きを闕ひ孔子に蒸せる豚を饋る。孔子も亦其の亡きを闕ひ往いて之を拜す。是の時に當りて、陽貨先んぜば豈に見えざるを得んや。

〔字義〕 ○陽貨、季氏の臣であつたが魯の政權をとり後に大夫となつた○闕、うかがふ、つけねらふこと。

〔義解〕 昔陽貨が孔子を召して面會したいとは思つたが、賢者を呼び寄せる禮を知らないで困つてゐた。この頃の禮に、大夫が士にものを遣はされるとき、自分が家に居て使者に謝辭を述べられない時には、自分が大夫の家に謝辭を述べに行く可きである。そこで陽貨は孔子の留守を見込んで、孔子に蒸した豚を贈つたので、孔子もまた陽貨の留守を見込んで、禮に行かれたが、この時陽貨から先づ禮儀を盡して來たのであるから、孔子も會はないわけには行かなかつたのである。

曾子曰^ク、脅^シ肩諂^ヒ笑^フ、病^ニ于夏畦^ニ、子路曰^ク、未^ダ同^ク而言^フ、觀^ニ其色^ヲ、赧^々然^ト、非^ニ由^ニ之所^ニ知^ル也、由^リ是觀^レ之^ヲ則^チ君子之所^レ養^フ、可^ク知^ル己^ノ矣^ト。

〔讀方〕 曾子曰く、肩を脅かし詭ひ笑ふは夏畦より病ると。子路曰く、未だ同じからずして言ふ、其色を觀れば赧然たり、由の知る所に非ざるなりと。是れによりて之を觀れば、則ち君子の養ふ所知る可きのみ。

〔義解〕 曾子曰く、「兩方の肩をすぼめて、詭ひ笑ふ様子は、夏日田畑に出て耕作するよりは疲勞する様に見える。」と。子路また曾て曰く、「人と未だ深く交はらずに強ひて話しかけて機嫌を取る人の顔色を見ると赧々と赤いがあんな事は到底吾々には出來る事ではない。」と。これ等によつて考へて見ると、二子の者も推し量られるものであるから、自分が諸侯に逢ふとか逢はないとかいふことも分るはずである。」と。

戴盈之曰^ク、什^ニ一^ニ去^ニ關市之征^ヲ、今茲未^レ能^ハ、請^フ輕^レ之^ヲ、以^テ待^ニ來年^ヲ、然後^ニ已^ニ何如^ト。

〔讀方〕 戴盈之曰く、什一にして關市の征を去るは、今茲未だ能はず、請ふ之れ輕くして以て來年を待ち然る後に已めん、如何んと。

〔字義〕 戴盈之、宋の大夫○什一、十分の一の税を收めること○征、税と同じ○關市税、商賈の税。

〔義解〕 戴盈之曰く、どうかして井田の法を行つて關所や市場に於て税を取ることをやめたいと思ふが、今年は都合がつかないから、少しくこれを輕減しておいて、來年は全廢したいと思ふが如何で御座いますか。」と。

孟子曰、今有_下人日攘_ニ其鄰之雞_ヲ者、或告_レ之曰、是非_ニ君子之道_ニ、曰請_フ損_レ之_ヲ、月攘_ニ一雞_ヲ、以待_ニ來年_一、然後_モ已_ト。

〔贖方〕 孟子曰く、「人日に其の隣の雞を攘む者有らんに、或ひと之に告げて曰く、是れ君子の道に非ずと。曰く、請ふ之を損し、月に一雞を攘み、以て來年を待ち然る後に已めんと。」

〔字義〕 ○攘、ぬすむ○損、減ずること。

〔義解〕 孟子曰く、「今毎日隣の雞が来るのを取るものがあつて、或人がこの人に告げて、雞を攘むのは君子の道ではないからやめよと言つた時、その人が、御身の言はれることは尤もであるけれども、一時にこれを止めることは出来ないから毎月一度づゝ攘み來年になつて全然止めよう。」と言つた。御身の言はれるのはこれと同様である。如知_ニ其非_ニ義_ニ、斯速_ニ已_ニ矣_一、何待_ニ來年_一。

〔贖方〕 如し其の義に非ざることを知らば、斯れ速に已めん、何ぞ來年を待たんと。

〔義解〕 もし道理に適つてゐないことを知つたならば直にやめた方がよろしい、何も來年まで待つ必要はない。」と。

公都子曰、外人皆稱_ス夫子好_ム辯_ヲ、敢問_フ何也_一、孟子曰、予豈好_ム辯_哉、予不_レ得_レ已_也、天下之生_ハ久矣_一、一治_一亂_一。

〔贖方〕 公都子曰く、外人皆夫子辯を好むと稱す。敢て問ふ何ぞやと。孟子曰く、予豈に辯を好まんや、予已むを得ざるなり。天下の生は久し、一たびは治まり一たびは亂る。

〔字義〕 ○外人、外にある人○夫子、孟子をさす。

〔義解〕 公都子曰く、「世間の人は皆、先生は辯論を好まると申してをりますが如何で御座いますか。」と。孟子曰く、「自分が何で無用の辯を好まうか、天下に生民あつて久しいものであるが、その間には治まつた時もあり亂れた時もある。今自分は亂れた時に出たのであるから、自然辯論しないわけには行かないのである。」

當_ニ堯之時_一、水逆行_{シテ}、汜_ニ濫_ニ於_ニ中國_一、蛇龍居_レ之_ニ、民無_レ所_レ定_一、下者爲_レ巢_一、上者爲_ニ營窟_一、書曰_ク洚水警_レ予_一、洚水者洪水也。

〔贖方〕 堯の時に當りて、水逆行して中國に汎濫す。蛇龍之に居り、民定まる所無し。下なる者は巢を爲り、上なる者は營窟を爲る。書に曰く、洚水予を警むと。洚水とは洪水なり。

〔字義〕 ○定、をる、居を定めて居ること○營窟、地を堀つて窟穴を營みて處ること○書、書經虞書大禹謨の篇の話。

〔義解〕 堯の時に當つて、大洪水があり下流が塞がつた爲めに水が逆流して中國に横溢し、蛇龍が棲み、人の居所もなく、低い處に住むものは、木の上に巢を作つて住み、高い處に住むものは洞穴の中に住んだ。書經に、「天が洚水を下して余（舜のこと）を戒める。」とあるのは即ちこの事で、洚水とは洪水を言つたものである。

使禹治之、禹掘地而注之海、驅蛇龍而放之菑、水由地中行、江淮河漢是也、險阻既遠、鳥獸之害人者消、然後人得平土而居之。

〔讀方〕 禹をして之を治めしむ。禹、地を掘りて之を海に注ぎ、蛇龍を驅りて之を菑に放つ。水地中より行く。江淮河漢是れなり。險阻既に遠り、鳥獸の人を害する者消す、然る後に人平土を得て之に居る。

〔字義〕 ○掘地、河の塞がつてゐるのを掘り去ること○放之菑、之は蛇龍、菑は水澤の草を生ずるもの○遠、さる、去る○消、のぞく、除く。

〔義解〕 舜は禹に命じてこの洪水を治めさせたが、禹は堀割をして洪水を海に落すやうにし、蛇龍などは草の生ずる澤の中に放逐した。その後は、水は河の兩涯の間を流れるやうになつたが、今の江淮、河漢等がそれである。水害の險阻は既に去り、鳥獸の人を害することもなくなつたので、人々は始めて平地に居られるやうになつた。

堯舜既没、聖人之道衰、暴君代作、壞宮室、以爲汗地、民無所安息、棄田以爲園囿、使民不得衣食、邪說暴行又作、園囿汗池沛澤多而禽獸至、及紂之身、天下又大亂。

〔讀方〕 堯舜既に没して聖人の道衰へ、暴君代作り、宮室を壞りて以て汗地と爲す。民安息する所無し。田を棄てて以て園囿と爲し、民をして衣食することを得ざらしむ。邪說暴行又作り、園囿汗池沛澤多くして禽獸至る。紂

の身に及びて天下又大いに亂る。

〔字義〕 ○道、民に仁に物を育するの道○宮室、人民の家○汗地、君の遊觀に供する池沼○安息、安居休息○園囿、禽獸を棲息させる所○沛澤、沛は草木の生ずる所、澤は水のあつまる所。

〔義解〕 堯舜が既に没してから數百年、聖人の道も衰へたから、暴君が代る代る出て民の住宅を壞つて魚鳥を養ふ池などを堀れば、民は安心することも出来ず、田地をつぶして花園や、狩場を作られるから、人民は衣食を得ることが出来ない。政治が亂れて取締が十分でないから、勝手な説や勝手な行をするものもある。そして、一方田地をつぶして、遊園や汗地や森林や沼地のみを作つた爲め、禽獸が非常に多くなり天下は大に亂れたが、殷の紂王の時には實にその頂點に達した。

周公相武王、誅紂伐奄、三年討其君、驅飛廉於海隅、而戮之、滅國者五十、驅虎豹犀象而遠之、天下大悅、書曰、丕顯哉文王謨、丕承哉武王烈、佑啓我後人、咸以正無缺。

〔讀方〕 周公武王を相けて紂を誅し、奄を伐つ。三年其の君を討ち、飛廉を海隅に驅りて之を戮す。國を滅ぼす者五十、虎豹犀象を驅りて之を遠ざけ、天下大に悦ぶ。書に曰く、丕に顯かなる哉文王の謨、丕に承ける哉武王の烈、我が後人を佑け啓きて、咸正を以てして缺くること無からしむと。

〔字義〕 ○奄、國名、東方にあつて紂に從つた○飛廉、紂の寵幸の臣○五十、紂王に黨した國々○書、書經の周

書君牙篇の語〇丕、おほいに〇顯、明か〇諷、はかりごと、謀〇承、つぐ、繼ぐ、〇烈、ひかり、光、成功の光〇佑、たすく、助〇啓、ひらく、開く〇成、みな、皆〇缺、壞る。

〔義解〕 周公は武王を輔けて殷の紂王を誅し紂の結黨を討ち、三年の後これを誅し、飛廉といふ紂の寵臣を海邊に放逐して之を戮し紂に組する國々五十國を滅された上に、虎豹犀象等の猛獸を逐ひ立て遠ざけたので天下の人民は非常に悦んだ。書經に、「大いに顯かなる哉、文王の創業の謀、大に繼げる哉。武王が大いに定めた光輝よ。これ後人の運命を明け開いて皆正しく缺けたる所がない。」とある。

世衰道微、邪說暴行有作、臣弑其君者有之、子弑其父者有之。

〔讀方〕 世衰へ道微にして邪說暴行有作る。臣に其の君を弑する者之れ有り。子其の父を弑する者之れ有り。

〔字義〕 〇衰、政治が振はないこと〇微、理が明かでないこと。

〔義解〕 周の世が衰へ、先王の道も微になり、邪說暴行もその機に乗じておこつて、其の結果臣にして其の君を弑するもの、子としてその父を弑するものも亦あつた。

孔子懼作春秋、春秋天子之事也、是故孔子曰、知我者其惟春秋乎、罪我者其惟春秋乎。

〔讀方〕 孔子懼れて春秋を作る。春秋は天子の事なり。是の故に孔子曰く、我を知る者は其れ惟だ春秋か。我を

罪する者も其れ惟だ春秋かと。

〔字義〕 〇春秋、孔子の作つたもの、魯の隱公に始まつて魯の哀公に至るまで二百四十二年間の魯の歴史。

〔義解〕 孔子は世の衰へるのを見られ、將來を心配せられて、春秋の書著された。春秋は魯の歴史を假りて、王法に事よせ、諸侯以下の善いことは褒め、悪いことは罰してある、天子の事に當つてゐる。それ故孔子の言葉にも、後世我が心を知つてその功を褒めるものも春秋の爲め、又我が越權を罪するものも亦春秋の爲めである。」と。

聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱墨翟之言、盈天下、天下之言、不歸楊則歸墨、楊氏爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君、是禽獸也、公明儀曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也、楊墨之道不息、孔子之道不著、是邪說誣民、充塞仁義也、仁義充塞、則率獸食人、人將相食。

〔讀方〕 聖王作らず、諸侯放恣、處士橫議し、楊朱墨翟の言、天下に盈つ。天下の言、楊に歸せざれば則ち墨に歸す。楊氏が我が爲にするは、是れ君無きなり。墨氏兼愛するは是れ父無きなり。父無く君無き、是れ禽獸なり。公明儀曰く、庖に肥肉有り、廐に肥馬有り、民に飢色有り、野に餓莩有り、此れ獸を率ゐて人を食ましむるなりと。揚墨の道息まず、孔子の道著はれざるは、是れ邪說民を誣ひ、仁義を充塞すればなり。仁義充塞すれば則ち獸

を率ゐて人を食ましむ。人將に相食まんとす。

〔字義〕 ○處士、位がなくて重き名のあるもの、楊墨を指す○横議、理に循はない議○兼愛は無父也。墨子の説、愛には隔てがないものである。故に我が親も、他人の親も、愛することは同一でなければならぬ故に、我が親を見ること他人の親と同様である。即ち父無きなりといふこと。

〔義解〕 孔子が没せられてから賢人が久しく起らないが爲め、諸侯は我儘勝手をし、浪人共は氣儘に政事を論じ、楊朱、墨翟の説が天下に行はれて、天下の人は楊朱の説を信じなければ、墨翟の説を信ずるといふ有様であるが、楊朱の我が爲めにするといふ説は、たゞ我が身の爲めにするを知つて君に使へてその命を差出すことを知らないものであるから君のあることを知らないものである。墨子の兼愛の説といふのは、我が親も他人の親も同様だとするのであるから、父のあることを知らないものである。君もなく、父もなく、五倫、五常の道を辨へないものは禽獸である。公明儀が「庖には君の食ふべき肥肉があり、既には、君の乗用の肥馬がありながら、更に民を惠まない故に、民は飢ゑた色をし、郊野の間には飢ゑて斃れ死ぬものがある。これは即ち大切な人を、禽獸を率ゐて食はせるのと同様である」と言つたが、楊墨の道が息まないならば孔子の道は到底著はれない。さうすれば邪説が民を誣ひ、愚民を惑はして仁義の通を塞ぐといふことに當るが、仁義の道即ち人の人たる道が塞がるならば、獸を率ゐて人を食はせるは勿論、やがては、人が人をも食ふやうになるものである。

吾爲レ此懼、閑ニ先聖之道、距ニ楊墨、放ニ淫辭、邪説者不レ得レ作、作ニ於其心、害ニ於其

事、作ニ於其事、害ニ於其政、聖人復起、不レ易ニ吾言一矣。

〔讀方〕 吾此れが爲に懼れて、先聖の道を閑り、楊墨を距ぎ淫辭を放ち、邪説の者作ることを得ざらしむ、其の心に作れば其の事に害あり、其の事に作れば其の政に害あり、聖人復起るとも、吾が言を易へず。

〔字義〕 ○閑る、衛る○距、拒ぐ、

〔義解〕 楊墨が禍をかくまで流すやうに至つたから、吾はこれを深く天下のために懼れ、文武や、周公、孔子などの先聖の道を守つて楊墨を距いで、みだりに説を立てる者を放逐して、勝手な説が作らぬ様にした。元來邪説といふものは、心に起る時は其の事に害を及ぼすもの、事に作る時は、その政に害を及ぼすもので假令聖人が復起つても、決して吾言は易へる氣づかひはないものであるから、是非その根本である邪説を打破せねばならぬ。

昔者禹抑ニ洪水、而天下平、周公兼ニ夷狄、驅ニ猛獸、而百姓寧、孔子成ニ春秋、而亂臣賊子懼。

〔讀方〕 昔者、禹、洪水を抑めて天下平かなり。周公夷狄を兼ね、猛獸を驅りて百姓寧し。孔子春秋を成して亂臣賊子懼る。

〔義解〕 昔、禹は洪水を止めたので、天下が太平になり、周公は夷狄を併せ亡し、猛獸を逐ひやつて百姓も安堵する様になり、孔子は春秋を作られたので、亂臣賊子は懼れて、正道を踏むやうになつた。

詩云、戎狄是膺、荆舒是懲、則莫我敢承、無父無君、是周公所膺也。

〔讀方〕 詩に云く、戎狄は是れ膺ち荆舒は是懲らす、則ち我に敢て承ること莫しと。父無く君無きは是れ周公の膺つ所なり。

〔字義〕 ○承、あたる、當る。

〔義解〕 詩經に、「戎狄は論すことが出来ないからこれを討ち平げ、荆や舒の國などが王命に背くときは、これを懲すならば、決して我に敵對するものではない。」とある。今、楊墨の父なく君なき教は、勿論周公の征伐を受けるものである。

我亦欲下正人心、息邪說、距詖行、放淫辭、以承三聖者、豈好辯哉、予不得已也。

〔讀方〕 我も亦人心を正し、邪説を息め詖行を距ぎ、淫辭を放ち、以て三聖者に承んと欲す。豈に辯を好まんなや、予已むを得ざるなり。

〔字義〕 ○三聖、禹、周公、孔子。

〔義解〕 吾も亦天下の人心を正し、楊墨のやうな邪説を息め、偏頗な行を距いで、邪説を逐ひやり、禹、周公、孔子の志を繼いで、天下を正さうと思ふ。何も好んで辯をなすものではない。已むを得ないからである。

能言距楊墨者、聖人之徒也。

〔讀方〕 能く言ひて楊墨を距ぐる者は、聖人の徒なり。

〔義解〕 よく説を述べて楊墨を距ぐものは、聖人の仁義を行ふことは出来なくとも、聖人の仲間といふべきである。

匡章曰、陳仲子、豈不誠廉士哉、居於陵、三日不食、耳無聞、目無見也、井上有李、蝻食實者過半矣、匍匐往將食之、三咽然後、耳有聞、目有見。

〔讀方〕 匡章曰く、陳仲子は豈に誠の廉士ならずや、於陵に居り、三日食はず、耳聞ゆるなく、目見ゆる無し。

井上に李有り、蝻實を食ふ者半に過ぐ。匍匐して往きて之を食はんとす、三たび咽みて、然る後に耳聞ゆる有り。目見ゆる有り。

〔字義〕 ○匡章、陳仲子、共に齊人○於陵、地名○蝻、すくもむし、蠶に似て大なるもの。

〔義解〕 匡章曰く、「陳仲子は眞の廉潔の士ではないか。於陵の地に住んでゐて、三日間食はなかつたら、耳が之が爲に聞えず、目之が爲に見えなかつた。然るに、井の上に李があつたが、蟲が大半その實を食つて、何程も残つてゐなかつた。仲子今は立つも出来なかつたから匍匐して行つて之を食はうとして三たび李を咽に通して然る後にやつと力づいて耳も聞え、目も見ゆるやうになつたといふことである。」

孟子曰、於齊國之士、吾必以仲子爲巨擘焉、雖然、仲子惡能廉、充仲子之操、

則蚘而然後可者也。

〔讀方〕 孟子曰く、齊國の士に於ては、吾必ず仲子を以て巨擘と爲さん。然りと雖も仲子悪んぞ能く廉ならん、仲子の操を充てば、則ち蚘にして可なる者なり。

〔字義〕 ○巨擘、大指○蚘、みづ。

〔義解〕 孟子曰く、齊國の人物の中では、自分は、仲子を大指即ち第一の人物と思つてゐるが、仲子は何で潔白だといふことが出来ようか。仲子の操を満たすには、みみずになつて始めて可能である。

夫蚘上食三槁壤、下飲三黄泉、仲子所居之室、伯夷之所築與、抑亦盜跖之所築與、所食之粟、伯夷之所樹與、抑亦盜跖之所樹與、是未可知也。

〔讀方〕 夫れ蚘は上槁壤を食ひ、下黄泉を飲む。仲子の居る所の室は伯夷の築く所か、抑も亦盜跖の築く所か、食ふ所の粟は伯夷の樹うる所か、抑も亦盜跖の樹うる所か。是未だ知る可からざるなり。

〔字義〕 ○槁壤、槁はかれる、壤は土、乾土○黄泉、濁つた水○盜跖、昔の大賊で柳下惠の弟。

〔義解〕 夫れみづは、地中に棲んで、上は乾土を食ひ、下からは濁つた水を飲んで、何の求むる所もなく自ら足りてゐる。然しながら仲子は家にも居り、粟も食ふから蚘とは異つてゐる。まして、その居る所の室は、伯夷の築いたものか、盜跖の築いたものか、食ふ所の粟は、伯夷の植ゑたものか、また盜跖の植ゑたものか、義に合つてゐるかどうかは未だ知る事が出来ないのである。

曰は何傷哉、彼身織履、妻辟纊以易之也。

〔讀方〕 曰く、是れ何ぞ傷まんや、彼身は履を織り、妻は纊を辟みて以て之に易ふるなり。

〔字義〕 ○辟、つむぐこと○纊、練つた麻。

〔義解〕 匡章曰く、「それらの仔細を心配する必要はない。仲子自身は履を織り、妻は麻をつむいで、それで他の物と交易したものである。」と。

曰、仲子齊之世家也、兄戴蓋祿萬鍾、以兄之祿、爲不義之祿、而不食也、以兄之室、爲不義之室、而不居也、辟兄離母、處於於陵、他日歸、則有饋其兄生鵝者、已頻頤曰惡、用是鵝鵝者爲哉、他日其母殺是鵝也、與之食之、其兄自外至曰、是鵝鵝之肉也、出而哇之。

〔讀方〕 曰く、仲子は齊の世家なり。兄戴蓋の祿萬鍾、兄の祿を以て不義の祿と爲して食はず、兄の室を以て不義の室と爲して居らず、兄を辟け母を離れて於陵に處る。他日歸れば則ち其の兄に生ける鵝を饋る者有り。已頻頤して曰く、悪んぞ是の鵝鵝の者を用ゐることを爲んやと。他日、其の母是の鵝を殺し、之に與へて之を食はしむ。其の兄外より至りて曰く、是れ鵝鵝の肉なりと。出でて之を哇く。

〔字義〕 ○世家、世卿の家、先世から受ける祿○戴、兄の名○蓋、邑の名で兄の領地○鵝、あひる○頻頤、眉を

覺めて悦ばない貌○鴟鴞、鶉の聲、○哇、はく、吐くこと。

〔義解〕 孟子曰く、「仲子は元來齊の世卿の家に生れ、兄の陳戴は蓋の領地から六萬四千斛も收入のある自分であるが、仲子は兄の祿は不義の祿であるからと言つて食はず、兄の家は不義の家だからと言つて居らず、兄を避け母を離れて於陵といふ處に居る。或日歸つて來ると、兄の處へ生きた鶉鴞を送つて來たものがあつた。仲子は、兄が他人から不義なものを貰つたのではないかと眉をひそめて、こんなぎつぎつと鳴くやうなものを用ゐることはしない。」と言つた。その後母がその鶉鴞を料理して仲子に馳走してゐると、兄が他から歸つて、「これは鶉鴞の肉だ。」と言ふと仲子は外へ出て吐き出した。

以^{テスレバ}母^ヲ則^チ不^レ食^ハ、以^{テスレバ}妻^ヲ則^チ食^レ之^ヲ、以^{テスレバ}兄^ノ之^ノ室^ヲ則^チ弗^レ居^ラ、以^{テスレバ}於^レ陵^ニ則^チ居^ル之^ニ、是^レ尙^ニ爲^シ能^ク充^ニ其^ノ類^ヲ也^ハ乎^ヤ、若^キ仲^ノ子^ノ者^ハ、蚓^ニ而^シ後^ニ、充^ニ其^ノ操^ヲ者^也也。

〔讀方〕 母を以てすれば則ち食はず、妻を以てすれば則ち之を食ふ。兄の室を以てすれば則ち居らず於陵を以てすれば則ち之に居る。是れ尙ほ能く其の類を充たすと爲んや、仲子の若き者は蚓にして後に其の操を充つる者なり。

〔義解〕 母の料理は不義として食はないのに妻の料理は詮議をせずに食ふ。兄の室は不義の室として居ないのに於陵は、詮議もせずに居る。これは於陵は潔白なものばかり充ちてゐると思ふのか、仲子などは蚯蚓にでもなつて始めて操を満たすのであらう。

離婁章句上

孟子曰^ク、離^レ婁^ノ之^ノ明^モ、公^ノ輸^ノ子^ノ之^ノ巧^モ、不^レ以^テ規^ヲ矩^ヲ、不^レ能^ク成^ニ方^員、師^ノ曠^ノ之^ノ聰^モ、不^レ以^テ六^ノ律^ヲ、不^レ能^ク正^ス五^ノ音^ヲ、堯^ノ舜^ノ之^ノ道^モ、不^レ以^テ仁^ヲ政^ヲ、不^レ能^ク平^ニ治^ス天^ノ下^ヲ。

〔讀方〕 孟子曰く、離婁の明、公輸子の巧も規矩を以てせざれば、方員を成す能はず。師曠の聰も六律を以てせざれば、五音を正す能はず。堯舜の道も仁政を以てせざれば天下を平治すること能はず。

〔字義〕 ○離婁、昔の目のよく見えた人○公輸子、名は班、魯の細工上手な人○規矩、規はぶんまはし、矩は曲尺○師曠、晋の音楽師○六律、竹を截つて準とし陰陽各六あつて、五音の上下を節するもの○五音、宮、商、角、徵、羽、最も濁つてゐるものを宮、稍濁つてゐるものを商、微しく濁り微し清んでゐるものを角、稍清んでゐるものを徵、最も清んでゐるものを羽。

〔義解〕 孟子曰く、「離婁が如何に物を見る明があつても、公輸子が如何に細工が上手でもぶんまはしと曲尺とを用ゐないならば、圓いものも、角なものも作ること出来ぬ。師が如何に耳が聴く音楽に巧であつても、六律の調子を、笛を用ゐないでは、五音を正し得るものではない。それと同様、堯舜の道とても、仁政とて、民を恵む方法がなかつたならば天下を安らかに治める事は出来るものではない。」

今有^{リテ}仁心仁聞、而民不^レ被^ラ其澤、不^レ可^レ法^ル於後世^一者、不^レ行^ニ先王之道^一也。

〔讀方〕 今仁心仁聞有りて、民其の澤を被らず、後世法る可からざる者は、先王の道を行はざればなり。

〔字義〕 ○仁心、人を愛する心○仁聞、人を愛する聲が人に聞えること。

〔義解〕 今の君たるもの民を愛する念が中に發し、民を愛する名が外に聞える。しかしながら、當時人民はそれ程に恩澤も蒙らず、後世の模範ともされないのは何故であるか、それは先王の仁政を行ふ事が出来ないが爲である。

故曰、徒善不^レ足^ニ以^テ爲^レ政、徒法不^レ能^ニ以^テ自行^一、

〔讀方〕 故に曰く、徒善は以て政を爲すに足らず、徒法は以て自ら行ふ能はず。

〔義解〕 故に曰く、徒に仁心があつて其の政が之に伴つてゐなければ政を天下に爲すことは出来ない。徒に仁政があつても、その心を主とするのでなかつたならば自ら行ふ事の出来るものではない。

詩云、不^レ愆^ニ不^レ忘、率^ニ由^レ舊章^一、遵^ニ先王之法^一、而過者、未^ニ之^レ有^一也。

〔讀方〕 詩に云く、愆^チらず忘れず、舊章に率ひ由ると。先王の法に遵ひて過つ者は、未だ之れ有らざるなり。

〔字義〕 ○詩、大雅假樂篇の語○舊章、舊法にして先王の禮樂刑政。

〔義解〕 詩經に「過らず忘れず舊法に従ひよる」とあるが、これは天下を治めるものは、先王の法を以て標準

として過があり天下を治めることが出来なかつたものは未だ會てないことである。

聖人既^ニ竭^ニ目力^一焉、繼^ニ之以^レ規矩準繩^一、以^テ爲^レ方員平直^一、不^レ可^レ勝^レ用^也、既^ニ竭^ニ耳力^一焉、繼^ニ之以^レ六律^一、正^ニ五音^一、不^レ可^レ勝^レ用^也、既^ニ竭^ニ心思^一焉、繼^ニ之以^レ不^レ忍^レ人之政^一、而仁覆^ニ天下^一矣。

〔讀方〕 聖人既に目力を竭し、之に繼ぐに規矩準繩を以てし、以て方員平直を爲すこと、用ふるに勝ふ可からざるなり。既に耳力を竭し之に繼ぐに六律を以てし、五音を出すこと、用ふるに勝ふ可からざるなり。既に心思を竭し之に繼ぐに人に忍びざるの政を以てして、仁天下を覆ふ。

〔字義〕 ○準繩、準はみづもり、繩はすみなは。

〔義解〕 古の聖人は目の力を竭して見た。然し、その及び難いところは、規矩準繩を用ゐて方圓平直なものを作ると其の働は用盡されな程多いのである。聖人はまた耳の力をつくして聞いた。しかしその及び難いところは六律の力を借りて五音を正すから、その働は用盡されな程多いのである。聖人はまた心を盡して制度を施すが、その充分でない處は人に忍びざる憐み深い政を以て治めるからその仁徳は天下普く行きわたるのである。

故曰、爲^レ高必因^ニ丘陵^一、爲^レ下必因^ニ川澤^一、爲^レ政不^レ因^ニ先王之道^一、可^レ謂^レ智乎。

〔讀方〕 故に曰く、高きを爲すは必ず丘陵に因る。下きを爲すは必ず川澤に因る。政を爲して先王の道に因らず

んば、智と謂ふ可けんや。

〔義解〕 故に曰く、「高いものを作るには山や岡の高い處に作れ、また、低いものを作るには川や澤の低い處に作れ。」と。天下の政治も先王の仁政に因らなかつたならば智者といふこと出は出来ないものである。

是以惟仁者、宜在高位、不仁而在高位、是播其惡於衆也。

〔讀方〕 是れを以て惟だ仁者は宜しく高位に在るべし。不仁にして高位に在るは、是れ其の惡を衆に播すなり。

〔義解〕 故に、仁政を行ふ人君が高位に居るはよいけれども、不仁の者が高位に居たならば、その惡徳を衆民にまき散らす様なものである。

上無道揆也、下無法守也、朝不信道、工不信度、君子犯義、小人犯刑、國之所存者幸也。

〔讀方〕 上に道揆なく、下に法守なく、朝道を信せず、工度を信せず、君子義を犯し、小人刑を犯して國の存する所の者は幸なり。

〔字義〕 ○道揆、義理を以て事物を制し量ること○幸、僥倖。

〔義解〕 高位に居る者が義理を以て事を處置せず、下に居る人が法を守ることをせず、朝廷に居るものが道を信

ぜず、多くの官吏が、法度に背き、君子たる者が義を犯し、下下の者が刑を犯すやうであつたならば、國家は必ず滅びてしまふものであつて、若しそれで存在してゐるものならば僥倖である。

故曰城郭不完、兵甲不多、非國之災也、田野不辟、貨財不聚、非國之害也、上無禮、下無學、賊民興、喪無日矣。

〔讀方〕 故に曰く、城郭完からず、兵甲多からざるは、國の災に非ざるなり。田野辟けず。財貨聚まらざるは、國の害に非ざるなりと。上禮なく、下學無ければ、賊民興り喪びんこと日無けん。

〔字義〕 ○辟、開と同じ、開懇する。

〔義解〕 故に曰く、「城郭が堅固でなくとも國民の災ではない、武器が少なくとも國家の災ではない。田野が開けなくとも、貨財が集らなくとも、國の害ではない。」と。上に立つ者が禮を知らず、下に居る者が學問がなかつたならば、國家を亡す惡民が起つて、間もなく國家は滅びてしまふであらう。

詩曰、天之方曷、無然泄泄。

〔讀方〕 詩に曰く、天の方に曷へす、然く泄泄する無かれと。

〔字義〕 ○詩、詩經大雅板之篇の語○曷、くつがへす○泄々、怠慢悦從の貌。

〔義解〕 詩經に曰く、「上天が方に國室を覆さんとする時群臣どもは、ずる／＼せず君を救ふことを急にせねば

ならぬ。」と。

泄泄猶^ホ沓沓^ノ也。

〔讀方〕 泄々は猶ほ沓沓のごとし。

〔義解〕 泄々とは今日の語ならば沓々といふのと同様である。

事^{フルニ}君無^ク義、進退無^ク禮、言^ハ則非^ニ先王之道^ヲ者、猶^ホ沓沓^ノ也。

〔讀方〕 君に事ふるに義なく、進退禮無く、言へば則ち先王の道を非る者は、猶ほ沓沓のごときなり。

〔義解〕 君に事へるのに義理がなく、舉動に禮儀がなく、その君に告げる話は、先王聖人の道を非るやうなものは、やはり沓々といふべきである。

故^ニ曰責^ニ難於君^ニ、謂^フ之恭^ト、陳^ベ善閉^レ邪、謂^フ之敬^ト、吾君不^レ能^ハ、謂^フ之賊^ト。

〔讀方〕 故に曰く、難きを君に責むる、之を恭といふ。善を陳べ邪を閉づる、之を敬と謂ふ。吾が君能はずとす、之を賊と謂ふ。

〔義解〕 故に曰く、「難事を以て君を責め諫めるものを君を恭ふものと言ひ、善道を陳べ、邪道を閉ぢ君を向はしめないものを君を敬ふものといふが、吾が君には善道を行ふことが出来ないといふのは、君をたゞすことを自分の責任としないもので、賊民といふのである。」と。

孟子曰、規矩方員之至也、聖人人倫之至也。

〔讀方〕 孟子曰く、規矩は方員の至りなり。聖人は人倫の至りなり。

〔義解〕 孟子曰く、「規と矩とは方と圓の最も正しいのである。それと同じく、聖人は人倫を最も正しく行つてゐる人である。」

欲^{セバ}爲^{ラント}君、盡^シ君道^ヲ、欲^{セバ}爲^{ラント}臣、盡^ス臣道^ヲ、二者皆法^ニ堯舜^ニ而已矣、不^レ以^テ舜之所^ニ以^テ事^ル堯事^ル君、不^レ敬^セ其君^ヲ者也、不^レ以^テ堯之所^ニ以^テ治^ル民治^ル民、賊^ス其民^ヲ者也。

〔讀方〕 君たらんと欲せば、君の道を盡し、臣たらんと欲せば、臣の道を盡す。二つの者は、皆堯舜に法るのみ。舜の堯に事ふる所以を以て君に事へるざるは、其の君を敬せざる者なり。堯の民を治むる所以を以て民を治めざるは、其の君を敬せざる者なり。堯の民を治むる所以を以て民を治めざるは、其の民を賊する者なり。

〔義解〕 君となつては君の道を盡し、臣となつては臣の道を盡すべきである。この二つの者は皆堯舜に法るより外にない。何となれば、舜が堯に事へたやうに君に事へないならば君を敬はないわけであり、堯が其の民を治めたやうに仁を以て民を治めないのは其の民を賊ふものだからである。

孔子曰、道二、仁與不仁而已矣。

〔讀方〕 孔子曰く、道は二つ、仁と不仁とのみ。

〔義解〕 孔子曰く、「行ふべき道は二つで、たゞ仁と不仁とだけである。」と。

暴^{フコト}其^ヲ民^ヲ甚^ク、則^チ身^ヲ弑^ス國^ヲ亡^ス、不^レ甚^ク則^チ身^ヲ危^ク國^ヲ削^ラ、名^ヲ之^ヲ曰^フ幽^厲、雖^モ孝^子慈^孫、百^世不^レ能^ハ改^ム也^ト。

〔讀方〕 その民を暴ふること甚だしければ、則ち身弑せられ、國亡ぶ。甚だしからざれば、則ち身危く、國削らる。之を名づけて幽厲といふ。孝子慈孫と雖も、百世改むると能はざるなり。

〔字義〕 ○幽厲、諷法に、無辜を殺戮するを幽、瘼退して通せざるを厲とある。

〔義解〕 君たるものがその民を暴ふことが甚だしいならば、その身は弑せられ、國は亡びるものである。それ程甚だしくなくとも、身は危く、國は削りとられる。これを名づけて幽厲といふのである。かうなると、如何に孝子であつても、慈孫があつても、百世後まで改めることは出来ないものである。

詩云、殷鑒不^レ遠、在^ニ夏^后之^ニ世^ニ、此^レ之^ヲ謂^フ也^ト。

〔讀方〕 詩に云く、殷鑒遠からず、夏后の世に在りと、此れ之の謂なり。

〔字義〕 ○詩、詩經大雅蕩の篇の語○殷鑒、殷は殷の村王、鑒は、視て戒となす意○夏后之世、夏の桀王の世。

〔義解〕 詩經に云く、「殷の村王は暴君であつたが、その手本は遠きに求める必要はない近くは夏の桀王の世にある。」と。これは今の人君が幽厲を鑒みて戒とせよといふ意味である。

孟子曰、三代之得^ル天下^ヲ也^ヲ以^テ仁^ヲ、其^レ失^フ天下^ヲ也^ヲ以^テ不^レ仁^ヲ。

〔讀方〕 孟子曰く、三代の天下を得るは仁を以てし、其の天下を失ふは不仁を以てす。

〔字義〕 ○三代、夏殷周。

〔義解〕 孟子曰く、「夏殷周三代とも始めの君が天下を得て治めたのは、仁政を施した爲めである。その子孫が天下を失はれたのは、仁政を行はなかつたためである。

國之所^ニ以^テ廢^ル興^ス存^ス亡^ス者^モ亦^モ然^リ。

〔讀方〕 國の廢興存亡する所以の者も亦然り。

〔義解〕 天下ばかりでなく、諸侯の國が、衰へたり盛んになつたり、存續して行くのも仁政を施すと否とにあるのである。

天子不^レ仁^ナ、不^レ保^ム四^海、諸^侯不^レ仁^ナ、不^レ保^ム社^稷、卿^大夫^不仁^ナ、不^レ保^ム宗^廟、士^庶人^不仁^ナ、不^レ保^ム四^體。

〔讀方〕 天子不仁なれば、四海を保たず。諸侯不仁なれば、社稷を保たず。卿大夫不仁なれば、宗廟を保たず。士庶人不仁なれば、四體を保たず。

〔義解〕 若しも天子不仁なる時は、四海を保つことが出來ず、諸侯が不仁ならば、國家を保つことが出來ず、卿

大夫が不仁ならば、祖先の靈廟を保つことが出来ず、士庶人が不仁ならば、一身を保つことが出来ない。
今惡ニ死亡^ヲ而樂ニ不仁^ニ、是由^ニ惡^ニ醉^レ而強^ク酒^ヲ。

〔讀方〕 今死亡を惡みて、不仁を樂むは、是れ猶ほ醉を惡みて、酒を強ふるが如し。

〔義解〕 今の人は死亡といふと誰も惡み嫌ふものであるが、不仁はその死亡の道であるとも知らず樂んでゐるのは、恰も、酒に酔つて苦しむのを嫌ひながら、無理に酒を飲むやうなものである。

孟子曰、愛^レ人不^レ親、反^ニ其仁^ニ、治^レ人不^レ治、反^ニ其智^ニ、禮^レ人不^レ答、反^ニ其敬^ニ、

〔讀方〕 孟子曰く、人を愛して親しまざれば、其の仁に反れ。人を治めて治まらざれば其の智に反れ。人を禮して答へざれば、其の敬に反れ。

〔義解〕 孟子曰く、「人を愛するのに、その人が我に親まなかつたら、己を反省して、仁が未だ不充分であるといふ事を知れ、人を治めて治まらなかつたら、やはり己を反省して、未だ智不充分であるといふことを知れ。人に禮を以て對しても、人が禮を以て酬いなかつたら、己の禮が未だ足りないといふことを反省せねばならぬ。

行有^ニ不^レ得者^一、皆反求^ニ諸己^ニ、其身正^ニ、而天下歸^レ之^ニ。

〔讀方〕 行ひて得ざる者有れば、皆反りて諸れを己に求む。其の身正しくして天下之に歸す。

〔義解〕 事を爲して、之れが思ふ通りに行かなかつたならば、皆自分を反省して自分をとがめなければならぬ。

自分が正しくして、始めて天下が正しくなるものである。

詩云、永言配^レ命、自求^ニ多福^一。

〔讀方〕 詩に云く、永く言ひて命に配し、自ら多福を求むと。

〔字義〕 ○詩、詩大雅文王の篇。

〔義解〕 詩經に云く、「間斷なく考へて、天命に違はぬやう注意して天理に合ふ時は、天は光諱を降すもので、是は自ら多福を求めるものである。」と。

孟子曰、人有^ニ恒言^一、皆曰、天下國家、天下之本在^レ國、國之本在^レ家、家之本在^レ身。

〔讀方〕 孟子曰く、人恒の言有り。皆曰く天下國家と。天下の本は國に在り。國の本は家に在り。家の本は身に在り。

〔義解〕 孟子曰く、人の恒に言つてゐる語がある。天下國家と。この言は本を知らない言葉であつて、天下を治めるには、國を治めるのを本とし、國を治めるには家を治めるのを本とし、家を治めるには、身を修めるのを本とせねばならぬ。身を修めることが、家國天下を治める本となるものである。

孟子曰、爲^レ政不^レ難、不^レ得^ニ罪^ニ於巨室^一、巨室之所^レ慕、一國之所^レ慕、一國之所^レ慕、天下慕^レ之、故沛然^ニ、德教溢^ニ乎四海^一。

〔讀方〕 孟子曰く、政を爲すことは難からず。罪を巨室に得ざれ。巨室の慕ふ所は、一國之を慕ひ、一國の慕ふ所は、天下之を慕ふ。故に沛然として徳教四海に溢ると。

〔字義〕 ○巨室、世臣の大家、晋の六卿、魯の三桓の如きもの。

〔義解〕 孟子曰く、「天下に政を施くことは、至難のやうであるけれども、それ程至難なものではない。それは身を正しくして、罪を世臣の大家に得ず常に信頼される様にせねばならぬ。巨室に信頼を得たならば、一國の人は皆信頼し慕ふし、一國が慕ふならば、天下の人民も慕ふものであるから、情深い教は沛然として四海に満ち溢れるものである。」

孟子曰、天下有道、小徳役ニ大徳、小賢役ニ大賢、天下無道、小役レ大、弱役レ強、斯二者天也、順レ天者存、逆レ天者亡。

〔讀方〕 孟子曰く、天下道有れば、小徳は大徳に役せられ、小賢は大賢に役せらる。天下道無ければ、小は大に役せられ、弱は強に役せらる。斯の二つの者は天なり。天に順ふ者は存し、天に逆ふ者は亡ぶ。

〔義解〕 孟子曰く、「天下に道が行はれてゐるときは、小徳のものは、大徳に役せられ、小賢のものは大賢のものに役せられるが、天下に道が行はれないときは、徳の大小に拘はらず、國の小なるものは國の大なるものに役せられ、賢不賢によらず、弱者は強者に役せられるものである。この二つは、天理であつて、天に順ふものは存在し、天に逆ふものは滅びるものである。」と。

齊景公曰、既不能令、又不受命、是絶物也、涕出而女於吳。

〔讀方〕 齊の景公曰く、既に令すること能はず、又、命を受けざるは是れ物を絶つなりと。涕出でて吳に女せたり。

〔義解〕 齊の景公曰く、「こちらの力が弱小で人に命令を下すことも出来ず、又強大なものの命令を受けないならば、絶交して戦争をしなければならぬ。」と涕を流して、自分の娘を吳王に娶はしたとあるが、これは小が大に役せられた例である。

今也小國師ニ大國、而耻レ受命焉、是猶ニ弟子而恥レ受命於先師也。

〔讀方〕 今や小國は大國を師として、命を受くるを恥づ。是れ猶ほ弟子にして命を先師に受くるを恥づるがごとし。

〔義解〕 今や小國は徳を修め自ら強大を計らうとはせず、大國の君の如く遊び楽しむことばかりを眞似てゐながら、大國の命を受けるのを恥ぢるのは、弟子が師の命令を受けることを恥ぢるのと同様である。

如恥レ之、莫如レ師ニ文王、師ニ文王。大國五年、小國七年、必爲ニ政於天下矣。

〔讀方〕 如し之を恥ぢば、文王を師とするに如くは莫し、文王を師とせば、大國は五年、小國は七年、必ず政を天下に爲さん。

〔義解〕 如し大國の命令を受けるのが恥ならば、文王を師とするに越したことはない。文王を師としたならば大國ならば五年、小國ならば七年にして必ず天下に政を布くことが出来る。

詩云、商之孫子、其麗不億、上帝既命、侯于周服、侯服于周、天命靡常、殷士膚敏、裸將于京、孔子曰、仁不可為衆也、夫國君好仁、天下無敵。

〔義方〕 詩に云く、商の孫子其の麗億のみならず、上帝既に命ずれば、侯れ周に服す、侯れ周に服す。天命常なし。殷の士膚敏なる、京に裸將すと。孔子曰く。仁には衆を爲すべからずと。夫れ國君仁を好めば、天下に敵無し。

〔字義〕 ○詩、大雅文王篇○麗、かず、數○億、數の多いこと、十萬を億○侯、これ、維○靡、なし無○膚敏、膚は容貌の大なること、敏は才能の達してゐること。○裸將、裸は宗廟の祭に鬱黄金草を入れた酒を地に灌いで神降をすること、將は助けること。

〔義解〕 詩經に云く、「殷の子孫の非常に多いことは、其の數十萬位ではない。天の神様が周に天下を治めよと命令を下した以上この多數の人も周に歸服せねばならないので、皆周に歸服したが、天命といふものは定めのないものである。そこで、殷の子孫の臣の容貌の偉大な人物や、才能の敏達なものも皆周の京へ來て、灌獻の禮を執り、周王の祭を助けて供物をすすめてゐる。」と。また孔子曰く、「仁者に對しては多數も致方のないものだ。」と。

今也欲無敵於天下、而不以仁、是猶執熱而不以濯也、詩云、誰能執熱、逝

不以濯。

〔義方〕 今や天下に敵無からんことを欲して、仁を以てせざるは、是れ猶ほ熱を執りて以て濯はざるがごとし。詩に云く、誰か能く熱を執りて、逝に以て、濯はざらんと。

〔字義〕 ○詩、大雅桑柔篇。

〔義解〕 今や、大國のために役せれることを耻ぢて、天下に敵なからんことを欲するのは、熱い物を持つて手を焼いた時、水で手を濯はないやうなものである。仁を以てしなかつたならば敵のないことはなく、水で濯はなかつたならば熱はさめないものである。故に詩に、「誰か熱いものを持つて、その手を濯ひささないものがあらうか。」と。

孟子曰、不仁者可與言哉、安其危而利其菑、樂其所以亡者、不仁而可與言、則何亡國敗家之有。

〔義方〕 孟子曰く、不仁者は與に言ふ可けんや、其の危きを安しとして、其の菑を利とし、其の亡ぶる所以の者を樂む。不仁にして與に言ふ可くんば、則ち何ぞ國を亡ぼし家を敗ることか之れ有らん。

〔字義〕 ○可與言哉、與に忠言することが出来ない○菑、さい、災と同じ。

〔義解〕 孟子曰く、「不仁者は與に忠言することは出来ない。危いのを安しとし、災を利とし、國の亡びるやうなこと

を樂んでゐるのである。不仁者が相與に忠言するやうになつたならば、何で國を亡ぼし、家を亡ぼすやうなことがあらうか。

有^リ孺子^ニ、歌^ヒ曰^ク、滄浪之水清兮、可^シ以^テ濯^ニ我^ノ纓^ヲ、滄浪之水濁兮、可^シ以^テ濯^ニ我^ノ足^ヲ。

〔讀方〕 孺子^{じゆじ}有り。歌ひて曰く、滄浪の水清まば、以て我が纓を濯ふ可く、滄浪の水濁らば、以て我が足を濯ふ可しと。

〔字義〕 ○孺子、童子○滄浪、川の名○纓、冠の系。

〔義解〕 童子あり、歌つて曰く、「滄浪の水が清んでゐるならば、冠の紐を洗へ、滄浪の水が濁つてゐるならば、足を洗へ。」と。

孔子曰^ク、小子聽^ケ之^ヲ、清^マ斯^ニ濯^ヒ纓^ヲ、濁^ラ斯^ニ濯^フ足^ヲ矣[、]自^ラ取^ル之^ヲ也^ト。

〔讀方〕 孔子曰く、小子之を聽け。清まば斯に纓を濯ひ、濁らば斯に足を濯ふ。自ら之を取るなりと。

〔義解〕 孔子この歌を聞いて曰く、「弟子達よ、よく承はれ、同じ水であつても、澄んでゐれば冠の紐を濯ひ、濁つてゐれば足を濯ふ。そのやうに吾々も對象の如何に依て自律すべきである」と。

夫人^レ必^ラ自^ラ悔^リ、然^ル後^ニ人^ニ侮^リ之^ヲ、家^必自^ラ毀^レ而^テ後^ニ人^ニ毀^レ之^ヲ、國^必自^ラ伐^テ而^テ後^ニ人^ニ伐^レ之^ヲ。

〔讀方〕 夫人必ず自悔りて、然る後に人之を侮り、家必ず自ら毀りて、而る後に人之を毀り、國必ず自ら伐ち

て而る後に人之を伐つ。

〔義解〕 夫人は自ら自らを侮るから人にも侮られるものである。家も自ら破るから人にも破られ、國も自ら仁政を施かず伐たれる様にするから伐たれるのである。

大甲曰^ク、天^ノ作^セ孽^ハ、猶^シ可^シ違^ル、自^ラ作^セ孽^ハ、不^レ可^シ活^ク、此^レ之^レ謂^ナリ。

〔讀方〕 太甲に曰く、天の作せる孽は、猶ほ違る可し。自ら作せる孽は、活く可からずとは、此れ之の謂なり。

〔義解〕 書經太甲篇に曰く、「天が自らなした禍は避けることが出来ても、自ら作した禍は避けて活きることは出来ない。」とあるが、この事である。

孟子曰^ク、桀^ノ紂^ノ之^レ失^フ天下^一也[、]失^フ其^ノ民^一也[、]失^フ其^ノ民^一者[、]失^フ其^ノ心^一也[、]得^ル天下^一有^リ道[、]得^ル其^ノ民^一斯^ニ得^ニ天下^一矣[、]得^ル其^ノ民^一有^リ道[、]得^ル其^ノ心^一斯^ニ得^ニ民^一矣[、]得^ル其^ノ心^一有^リ道[、]所^レ欲^ス與^ヘ之^ヲ、聚^メ之^ヲ、所^レ惡^ム勿^シ施^ス爾^也。

〔讀方〕 孟子曰く、桀紂の天下を失ふは、其の民を失へばなり。其の民を失ふとは、其の心を失ふなり。天下を得るに道有り。其の民を得れば、斯に天下を得。其の民を得るに道有り。其の心を得れば斯に民を得。欲する所は、之を與へ之を聚め、惡む所は施すこと勿きのみ。

〔義解〕 桀紂が天下を失つたのは民を失つたからである。天下を得るのに方法があつて、民を得れば天下を得

る。またその民を得るのに道があり、その民の心を得れば、民を得る、民の心を得るに方法がある。民の希望する所は、暖衣足食、長人のやうなものは皆之を與へ、満足させてやり、民の厭ひ嫌ふ饑寒疾苦のやうなものは施さないやうにするばかりである。

民之歸仁也、猶水之就下、獸之走圻也。

〔讀方〕 民の仁に歸するは、猶ほ水の下きに就き、獸の圻に走るがごとし。

〔字義〕 ○圻、廣野。

〔義解〕 人民が仁に歸することは、例へば水が下の方へ向つて流れ、獸が廣野に走るやうなものである。

故爲淵、魚者獺也、爲叢、禽者鷓也、爲湯武、敵民者、桀與紂也。

〔讀方〕 故に、淵の爲に魚を敵る者は獺なり。叢の爲に禽を敵る者は鷓なり。湯武の爲に民を敵る者は桀と紂となり。

〔字義〕 ○淵、水の深い處○敵、かる、驅、逐ひ通ること○獺、かはをそ○鷓、とびの種類○禽、雀○湯武、殷の湯王と周の武王。

〔義解〕 魚は獺を恐れて深い淵に隠れてゐる。だから淵のために魚を逐ひ込むものは獺である。雀は、とびを恐れて叢に隠れてゐる、だから、叢の爲に雀を逐ひ込むものはとびである。それと同じく、人民は桀紂を恐れて湯武に歸した。だから湯武のために人民を逐ひ込んでその民としたものは誰あらう桀紂である。

今天下之君、有**好仁者**、則諸侯皆爲之**敵**矣。雖**欲無王**、不可得已。

〔讀方〕 今、天下の君、仁を好む者有らば、則ち諸侯皆之が爲に敵らん。王たること無からんと欲すと雖も得可からざるのみ。

〔義解〕 現在天下の君で、よく仁政を好むものがあつたならば、諸侯の不仁な者が、仁君の爲に人民を逐ひ込んで呉れるであらうから王者となりたくなくとも自然王とならずにはゐられないものである。

今之**欲王者**、猶**七年之病**、求**二年之艾**也、苟爲**不畜**、終身**不得**、苟**不志**

於仁、終身**憂辱**、以**陷於死亡**。

〔讀方〕 今の王たらんと欲する者は、猶ほ七年の病に三年の艾を求むるが如し。苟も畜へざることをせば、終身得じ。苟も仁に志さずんば、終身憂辱して以て死亡に陥らん。

〔義解〕 今の世で王とならうと希望する者は、丁度七年もの根深い病氣に對して、三年も乾したよい艾を求めて療治するやうなものである。平生畜へておかなかつたならば、終身手に入れる事は出来ないものである。それと同様に、王たるものが平生仁に心がけなかつたならば、終身苦勞をしながら外の侮を受けて死んでしまふものである。

詩云、其何能淑、載胥及溺、此之謂也。

〔廣方〕 詩に云く、其れ何ぞ能く淑からん、ヲ任みひこ。載ち胥及に瀾ると、此れ之の謂なり。

〔字義〕 ○詩、大雅桑柔篇の語○淑、善と同じ○載、則と同じ○胥、相と同じ○及、ともに、與。

〔義解〕 詩經に、「今の様な政の有様でどうしてよからうか、相ともに陥没するやうなものである。」とあるが、此の意味である。

孟子曰、自暴者、不可與有言也、自棄者、不可與有爲也、言非禮義、謂之自暴也、吾身不能居仁由義、謂之自棄也。

〔廣方〕 孟子曰く、自ら暴ふ者は與に言ふこと有る可からず。自ら棄つる者は與に爲すこと有る可からず。言禮義を非る、之を自暴と謂ふ。吾が身仁に居り、義に由ること能はざる之を自棄と謂ふ。

〔字義〕 ○自暴、自ら其の身を害すること。

〔義解〕 孟子曰く、自ら其の身を害するものには、道理を聞かせても無益であり、自ら其の身を棄てる者には道理を行はせられないものである。人の道である禮儀を非難して行ふに足らぬものだとするのは、之を自暴といふのである。また自分は仁に居るとか義に由るとかと言ひながら、之を勉めないのが、自棄といふのである。

仁人之安宅也、義人之正路也、

〔廣方〕 仁は人の安宅なり。義は人の正路なり。

〔義解〕 仁は人が安心して居られるところであり、義は人の踐むべき正しい道である。

曠安宅而不居、舍正路而不由、哀哉。

〔廣方〕 安宅を曠しくして居らず。正路を捨て、由らず。哀い哉。

〔義解〕 最も安心して居られるところを空にして居らず、最も正しい路を棄てるといふことは誠に悲しむべきことである。

孟子曰、道在邇而求諸遠、事在易而求諸難、人人親其親、長其長、而天下平。

〔廣方〕 孟子曰く、道は邇に在りて、諸れを遠きに求む、事は易きに在りて、諸れを難きに求む、人人其の親を親とし、其の長を長として天下平かなりと。

〔字義〕 ○邇、近と同じ。

〔義解〕 孟子曰く、道は近いところにあるのに、世人は却つて遠い處に求め、道を行ふことは易いものであるのに、却つて難いことをしようとす。例へば人人が其の親しいものを親しみ長者を長者として敬ふといふ様なものが大道である。これが實際に行はれてゐたならば天下は泰平である。

孟子曰、居下位而不獲於上、民不可得而治也、獲於上而有道、不信於友、弗獲於上矣、信於友有道、事親弗悅、弗信於友矣、悅親有道、反身不誠、不悅於親矣、誠身有道、不明乎善、不誠其身矣、

〔讀方〕 孟子曰く、下位に居て上に養ざれば民得て治むべからず。上に養るに道有り、友に信ぜられざれば上に養ず。友に信ぜらるゝに道有り。親に事へて悦ばれざれば、友に信ぜられず。親に悦ばるゝに道有り。身に反みて誠ならざれば、親に悦ばれず。身を誠にするに道あり。善に明かならざれば、其の身に誠あらず。

〔字義〕 ○下位、臣下○養於上、上の信任を得ること○不明乎善、事の理を究めることが出来ないで眞に善のあるところを知らないこと。

〔義解〕 孟子曰く、臣下の位にあつて上君の信任を得ないならば民を治め得るものではない。君に信任されるには方法がある。朋友に信頼される様でなければ君の信任は得られない。朋友に信用されるには道がある。親に事へて悦ばれる様でなければ、朋友に信用されるものではない。親に悦ばれるには方法がある。我が身を省みて誠でない様ならば、親に悦ばれるものでない。身に誠あるには道がある。これは眞に善であるといふことを明かに知つて能く行ふものでなければ、其の身を誠にすることは出来ないものである。

是故誠者天之道也、思誠者、人之道也。

〔讀方〕 是の故に、誠は天の道なり、誠を思ふは人の道なり。

〔義解〕 それ故に誠は天の道である。その誠を思ふことは人の道として尊いものである。

至誠而不動者、未之有也、不誠、未有能動者也、

〔讀方〕 至誠にして動かさざるものは、未だ之れ有らず。誠ならずして未だ能く動かすものあらず。

〔義解〕 誠をこめてなした事で、人を感動させぬものはない。同様に誠のこもらない事で人を感動させたものもまたない。

孟子曰く、伯夷辟紂、居北海之濱、聞文王作興、曰、盍歸乎來、吾聞西伯、善養老者、太公辟紂、居東海之濱、聞文王作興、曰、盍歸乎來、吾聞西伯、善養老者。

〔讀方〕 孟子曰く、伯夷は紂を辟けて北海の濱に居り、文王の作り興るを聞いて曰く、盍ぞ歸せざらんや、吾聞く、西伯は善く老を養ふ者なりと。太公は紂を辟けて東海の濱に居り文王の作り興るを聞いて曰く、盍ぞ歸せざらんや、吾聞く、西伯は善く老を養ふ者なりと。

〔字義〕 西伯、文王のこと○太公、太公望呂尙。

〔義解〕 孟子曰く、伯夷は紂の暴虐を避けて北海の濱に居たが、文王が起つて仁政を施かれるといふことを聞くと喜んで言ふに、どうして行かずに居られようか。聞けば西伯の文王は、よく老者を養はれる方であると。太公望呂尙も、この時紂を避けて東海の濱に居たが、文王が仁政を行はせられるといふことを聞いて、喜んで言ふには、どうして行かずに居られようか、西伯はよく老者を養ひなされる方であると。

二老者天下之大老也、而歸之、是天下之父歸之也、天下之父歸之、其子焉往。

〔讀方〕 二老は天下の大老なり。而して之に歸す。是れ天下の父之に歸するなり。天下の父之に歸せば其の子焉

にか往かん。

〔字義〕 ○二老、伯夷と太公○大老、尚と徳とともに尊き人。

〔義解〕 伯夷と太公とは共に天下の大老ともいふべき方である。それが周に歸したのは、これは天下の父が歸したのと同様である。天下の父が歸したならば、其の子は、如何で其の父に背いて他に往くものがあらうぞ。

諸侯有_下行_下文王之政_一者、七年之内、必爲_ニ政_ニ於_ニ天下_一矣。

〔義方〕 諸侯、文王の政を行ふ者有らば、七年の内、必ず政を天下になさんと。

〔義解〕 現在の諸侯でも、文王のやうな仁政を行ふならば、七年の内には必ず天下の政を取るやうになるであらう。

孟子曰、求也爲_ニ季氏宰_一、無_ニ能_ニ改_ニ於_ニ其徳_一、而賦粟倍_ニ他日_一、孔子曰、求非_ニ我徒_一也、小子鳴_レ鼓_レ而攻_レ之可也。

〔義方〕 孟子曰く、求や季氏の宰となりて、能く其の徳を改むること無し。而して賦粟他日に倍す。孔子曰く、求は我が徒に非ず、小子鼓を鳴らして之を攻めて可なりと。

〔字義〕 ○求、孔子の弟子冉のこと○季氏、魯國の家老○宰、家臣○賦粟、民の粟を取りたてること○小子、弟子○鳴鼓攻之、昔王者が罪ある國を征伐するには必ず攻め太鼓を鳴らして之の罪を鳴らした。

〔義解〕 昔孔子の門人冉求は魯の大匠季氏の家臣となつたが、冉求は其の惡徳を改正することが出来ず、反つて之のために種々の手段を設けて、人民から取りたてる粟が以前の二倍に達した。孔子は之を怒つて、「冉求は予が平日の教に背いたからして吾が徒ではない、弟子ども、鼓を鳴らしてその罪を責めてよろしい。」と。

由_レ此_レ觀_レ之、君不_レ行_ニ仁政_一、而富_レ之、皆棄_ニ於_ニ孔子_一者也、況_ニ於_ニ爲_レ之強戰_一、爭_レ地以_レ戰、殺_レ人盈_レ野、爭_レ城以_レ戰、殺_レ人盈_レ城、此所謂_ニ率_ニ土地_一、而食_ニ人肉_一、罪不_レ容_ニ於_ニ死_一。

〔義方〕 此れに由りて之を觀れば、君仁政を行はずして、之を富ますは皆孔子に棄てらるる者なり。況んや之が爲に強ひて戦ふに於てをや。地を争ひて以て戦ひ、人を殺して野に盈ち、城を争ひて以て戦ひ、人を殺して城に盈つ、此れ所謂土地を率ゐて、人の肉を食ますものなり。罪死を容さず。

〔字義〕 ○罪不容於死、死んでも尙餘罪があるといふこと。

〔義解〕 さうしてみると、君が仁政を行はせられずにはたゞ課税太重くするといふ事は、皆孔子に棄てられるべき人である。まして富を得んが爲めに戦つて地を奪ひ合ひ、野に滿つるまで人を殺し、城を奪ひ合つて、城に滿つるまで人を殺すことなどは勿論罪人である。これこそ恰も土地を率ゐて人の肉をはませるものであつて、その罪の大なること死んでもなほ餘罪のあるものである。

故善戰者、服上刑、連諸侯者次之、辟草萊一任土地一者次之。

〔讀方〕 故に善く戦ふ者は上刑に服す。諸侯を連ぬる者は之に次ぐ。草萊を辟き、土地に任ずる者は之に次ぐ。

〔字義〕 ○上刑、極刑○連諸侯、諸侯を連結することで蘇秦張儀の徒○辟、開墾すること。

〔義解〕 故に、戦争することの巧みなものは人を多く殺すことが多いから極刑に服すべきもので、諸侯を連結させるものは、之に次ぐ刑罰に當るものである。同時に私慾のために未開の草原を開墾して人民に分ち耕耘の責めに任せしめる者もその次の刑に當るべきものである。

孟子曰、存乎人者、莫良於眸子、眸子不能掩其惡、曾中正則眸子瞭焉、胸中不正眸子眊焉。

〔讀方〕 孟子曰く、人に存する者は、眸子より良きは莫し。眸子は其の惡を掩ふ能はず。胸中正しければ、則ち眸子瞭かなり。胸中正しからざれば、則ち眸子眊し。

〔字義〕 ○眸子、瞳○瞭、あきらか○眊、くらし。

〔義解〕 人に存するものゝ中で瞳ほど正しいものはない。瞳は心の惡を掩ふ事は出来ない。心の中が正しければ瞳は明かである。心の中が正しくない時は、瞳は暗く濁つてゐる。

聽其言也、觀其眸子、人焉廋哉。

〔讀方〕 其の言を聴き、其の眸子を觀れば人焉んぞ瘦さんや。

〔字義〕 ○瘦、かくす、匿。

〔義解〕 口では虚言を言ふ事も出来るけれども、瞳は偽ることは出来ない。故に其の言を聴きながら瞳を見て居ると、虚言が言へるものではない。

孟子曰、恭者不侮人、儉者不奪人、侮人者、惟恐不順焉、惡得為恭儉、恭儉豈可下以聲音笑貌為哉。

〔讀方〕 孟子曰く、恭者は人を侮らず。儉者は人を奪はず、人を侮り奪ふの君は、惟だ順はざらんことを恐る。惡んぞ恭儉たるを得ん。恭儉は豈に聲音笑貌を以て為す可けんや。

〔義解〕 孟子曰く、恭者は人を侮らない。儉者は人を侵さない。人を侮り奪ふ君は、常にこれに順はないことを恐れてゐる。表面は、恭儉を装つてゐても、これ等のものにどうして恭儉が行ひ得よう、恭儉は心の中にあるものであつて、言葉や、笑顔などの外面だけでは真似ることの出来るものではない。

淳于髡曰、男女授受不親、禮與、孟子曰禮也、曰嫂溺則援之以手乎、曰、嫂溺不援、是豺狼也、男女授受、不親禮也、嫂溺援之、以手者權也。

〔讀方〕 淳于髡曰く、男女授け受くるに親らせざるは禮かと。孟子曰く、禮なりと。曰く、嫂溺るれば、則ち之

を授くるに手を以てせんかと。曰く、嫂溺るるに授けざるは、是豺狼なり。男女授け受くるに親らせざるは禮なり。嫂溺るるに之を授くるに手を以てする者は權なり。

〔字義〕 ○淳于堯、淳于是姓、堯は名○權、ふんどう、人が事に處するに道理を稱量して中庸を得ること。

〔義解〕 淳于堯曰く、「男女の間に物を授受するのに親づからしないのが禮でございますか。」と。孟子曰く、「禮である。」と。淳于堯曰く、「若し嫂が水に溺れた場合に、手を取つて引き上げてよろしう御座いますか。」と。孟子曰く、「嫂が水に溺れた時これを引き上げないのは、豺狼と同様無慈悲なものである。男女が物を授受する時手づからしないと云ふことは禮である。しかし嫂が水に溺れた時、之を手を引いて授けてやるといふことは、臨機處置で權道と云ふべきある。」

曰、今天下溺矣、夫子之不援何也。

〔贖方〕 曰く、今、天下溺る。夫子の授けざるは何ぞやと。

〔義解〕 淳于堯曰く、「然らば今天下の人民は恰も水に溺れたる如く苦んでゐる。これをお授けしないと云ふのはなぜでございますか。」と。

曰、天下溺、援之以道、嫂溺、援之以手、子欲三手援天下乎。

〔贖方〕 曰く、天下溺るれば之を授くるに道を以てす。嫂溺るれば、之を授くるに手を以てす。子手にて天下を授けんと欲するかと。

〔義解〕 孟子曰く、「天下の人民が水に溺れたやうに苦む場合は、道を以て之を助く可きであり、嫂の溺れたのを授ふのは手を以てすべきである。御身は、道を枉げてまで、手を以て授けよと申さるか。」と。

公孫丑曰、君子不教、子何也。

〔贖方〕 公孫丑曰く、君子の子を教へざるは何ぞやと。

〔義解〕 公孫丑問ひて曰く、「父は子を受するものであるのに、古來君子が自らその子に教へないのは何故でございますか。」と。

孟子曰、勢不行也、教者必以正、以正不行、繼之以怒、繼之以怒、則反夷矣、夫子教我以正、夫子未出於正也、則是父子相夷也、父子相夷則惡矣。

〔贖方〕 孟子曰く、勢行はれざればなり。教ふる者は必ず正しきを以てす。正しきを以てして行はれざれば之に繼ぐに怒を以てす。之に繼ぐに怒を以てすれば則ち反りて夷る。夫子我に教ふるに正しきを以てす。夫子未だ正しきに出でずと。則ち是れ父子相夷るなり。父子相夷るれば、則ち惡し。

〔字義〕 ○夷、やぶる、傷る、天性の恩を害すること。

〔義解〕 孟子曰く、「それは行はれないのが理の當然だからである。教へる者は必ず正しい道を以てするものである。正しい道を以て教へて行はれない時は、やがて怒り出すものである。怒り出したならば反對に父子の情を傷けるものである。その子を傷ければ子は、其の父を責めて、「親は正しいことを教へるが、親とても、總てが正しい道

にばかり合つてはゐまい。」といふ。これは親子の情が全く破れたものである。親子の情が破れるといふ事は人倫の美ではないのである。

古者易^ハ子^{ヘテ}而教^レ之^ヲ。

〔讀方〕 古は子を易へて之を教へき。

〔義解〕 古は我が子を他人の子と交換して教へたものである。

父子之間、不^レ責^レ善^ヲ、責^レ善^則離^ル、離^則不^レ祥^莫大^レ焉[。]

〔讀方〕 父子の間は善を責めず、善を責むれば則ち離る。離るれば則ち不祥焉より大なるは莫し。

〔義解〕 父子の間は善を責め合はぬものである。善を責め合へば離れ易い。父子の情が離れたならば、これより不祥なことはない。

孟子曰、事^{フル}孰^{コト}爲^レ大^{ナリト}、事^{フル}親^爲大^{ナリト}、守^ル孰^{コト}爲^レ大^{ナリト}、守^ル身^爲大^{ナリト}、不^レ失^ニ其身^一、而能^ク事^{フル}其親^者、吾聞^レ之^ヲ矣、失^ニ其身^一、而能^ク事^{フル}其親^者、吾未^ダ之^ヲ聞^カ也。

〔讀方〕 孟子曰く、事ふること孰か大なりと爲す。親に事ふるを大なりと爲す。守ること孰か大なりと爲す。身を守るを大なりとなす。其の身を失はずして、能く其の親に事ふる者は、吾之を聞けり。其の身を失ひて、能く其の親に事ふる者は、吾未だ之を聞かず。

〔義解〕 孟子曰く、事へるといふとは、何が一番大であるか。それは親に事へることが最も大である。守ることは何が最も大であるか。それは身を守ることが最も大である。身の持方をつゝしんで、其の親に事へるものは聞いてゐるが、身の持方をつゝしまずに能く親に事へるものは未だかつて聞いたことがない。

孰^レ不^レ爲^レ事^{フル}、事^{フル}親^事之本^也、孰^レ不^レ爲^レ守^ル、守^ル身^守之本^也。

〔讀方〕 孰れか事ふると爲ざらん。親に事ふるは事ふるの本なり。孰か守ると爲ざらん。身を守るは守るの本なり。

〔義解〕 孰も事へることに相違ないが、親に事へることは事へる事の本である。孰も守ることに相違ないが、身を守ることが守ることの本である。

曾子養^{フニ}曾皙^一、必^ズ有^ニ酒肉^一、將^ニ徹^セ必^ズ請^フ所^レ與^ヘ、問^ヘ有^レ餘^一、必^ズ曰^フ有^ニ、曾皙死^ス、曾元養^{フニ}曾子^一、必^ズ有^ニ酒肉^一、將^ニ徹^セ、不^レ請^フ所^レ與^ヘ、問^ヘ有^レ餘^一、曰^フ亡^シ矣、將^ニ以^テ復^メ進^メ也、此^所謂^フ、養^フ口^體者^也、若^シ曾子^一、則^キ可^ク謂^フ養^フ志^也。

〔讀方〕 曾子、曾皙を養ふに必ず酒肉あり。將に徹せんとすれば、必ず與へん所を請ふ。餘有りやと問へば、必ず有りと曰ふ。曾皙死す。曾元、曾子を養ふに必ず酒肉あり。將に徹せんとして、與へん所を請はず。餘有りやと問へば、亡しと曰ふ。將に以て復進めんとすればなり、此れ所謂口體を養ふ者なり。曾子の若きは則ち志を養ふと

謂ふ可きなり。

〔字義〕 ○曾皙、名は點、曾參の父○徹、酒食が終つて取去ること。

〔義解〕 昔、曾子は父の曾皙によく事へた人であつて、酒や肉をすゝめて膳を取り去る時には、餘りの酒肉を誰に與へませうかと尋ね父が餘りがあるかと尋ねた時には、有無に拘はらず、必ずあると言つて思ひのままに食事をさせた。曾皙が死に、曾元が曾子を養ふ時分には、酒肉があつても膳を取り去る時、誰に與へませうかと尋ねず、餘りがあるかと問ふと、有無に拘らず必ずないといふ。それは今一度進める積りで吝むのであるけれども、これでは單に親の口や、體を養ふだけで、其の實親が愉快に食はうが食ふまいが、構はぬ様なものである。流石に曾子は親の心を愉快に養ひ得たものである。

事^{フルコトニヤ}親若^ニ曾子^ノ者可也。

〔義方〕 親に事ふること曾子の如き者は可なり。

〔義解〕 親に事へるのは、曾子の如くすれば立派なものである。

孟子曰、人不^レ足^ニ與^ニ適^ニ也、政不^レ足^ニ間^ニ也、惟大人、爲^ニ能^ニ格^ニ君心之非^ニ、君仁莫^レ不^レ仁、君義莫^レ不^レ義、君正莫^レ不^レ正、一正^レ君、國定矣。

〔義方〕 孟子曰く、人與に適むるに足らず。政問るに足らず。惟大人のみ能く君の心の非を格することを爲す。君仁なれば仁ならざること莫く、君義なれば、義ならざること莫く、君正しければ、正しからざること莫し。一た

び君を正しくすれば國定。

〔字義〕 ○適、せむ、過失を指摘すること○間、そしる、人の非をそしること○格、たゞす、非を正に歸せしめること。

〔義解〕 孟子曰く、人の過失を一々指摘することは出来ない、政も一々非を正すことは出来ない、大人は、些細な事には關せず總ての根源となるべき君の非を正すやうにするが、之は結果が非常によいものであつて、君が仁であれば天下の民仁でないものはなく、君が義ならば、天下の民皆義であり、君が正しいと、天下の民皆正しくないものはないから、一旦君を正すと、一國が忽ち安定するものである。

孟子曰、有^ニ不^レ虞^ニ之譽^ニ、有^ニ求^ニ至^ニ之毀^ニ。

〔義方〕 孟子曰く、虞らざるの譽有り。全きを求むるの毀有り。

〔義解〕 孟子曰く、世間には思ひもかけぬ功名もあれば、十分に注意を拂つてゐて、却つて毀をうけるやうなこともあるものである。

孟子曰、人之易^ニ其言^ニ也、無^レ責^ニ耳矣。

〔義方〕 孟子曰く、人の其の言を易くするは責むること無きのみ。

〔義解〕 孟子曰く、輕卒に説を述べる人は、失言の故で人に責められたことがないからであるが、前に注意された人は自ら戒めるので輕卒なことはない。

孟子曰、人之患在好爲人師、

〔讀方〕 孟子曰く、人の患は好みて人の師たるに在り。

〔義解〕 人の患は好んで人の師となることにある。何となれば人の師となれば、自然満足に進歩することが不可能だからである。

樂正子從於子敖之齊。

〔讀方〕 樂正子、子敖に従ひて、齊に之く。

〔字義〕 ○子敖、王驪の字。

〔義解〕 孟子の門人樂正子は子敖について齊に行つた。

樂正子見孟子、孟子曰、子亦來見我乎、曰先生何爲、出此言也、曰子來幾日矣、

曰昔者、曰昔者則我出此言也、不亦宜乎、曰舍官未定、曰子聞之也、舍館定然後求見長者乎。

〔讀方〕 樂正子、孟子に見ゆ。孟子曰く、子も亦來りて我を見るかと。曰く、先生何爲にぞ此の言を出す。曰く、子來ること幾日ぞ。曰く、昔者なりと。曰く、昔者ならば則ち我が此の言を出すも亦宜ならずやと。曰く、

舍館未だ定まらずと。曰く、子之を聞くか。舍館定まりて然る後に長者に見ゆるを求むと。

〔義解〕 樂正子は孟子に面會した。孟子曰く「御身も余に面會に来るか。」と。樂正子曰く、「何故に左様なことを仰せられますか。」と、孟子曰く、「御身はいつ此處へ來たか。」と。樂正子曰く、「昨日まゐりました。」と。孟子曰く、「昨日此處へ來てゐながら今日面會に來たのだから自分がさういふのも無理ではなからう」と。樂正子曰く、「何分旅舎が定まらなかつたからでございます。」と。孟子曰く、「それでは旅舎が定まつてから長者に面會せよといふことも聞いたのか。」と。

曰、克有罪。

〔讀方〕 曰く、克罪有り。

〔字義〕 ○克、樂正子の名。

〔義解〕 樂正子曰く、それは私の罪でございます。

孟子謂樂正子曰、子之從於子敖來、徒饋啜也、我不意、子學古之道、而以饋啜也。

〔讀方〕 孟子樂正に謂ひて曰く、子の子敖に従ひて來るは、徒に饋啜するなり。我意はざりき子が古の道を學びて以て饋啜せんとは。

〔字義〕 ○舖啜、舖は食ふ、啜は飲む。

〔義解〕 孟子が樂正子に申して曰く、御身が子敖に従つて來たのは、だゞ飲み食ひのためである。自分は御身が古の道を學びながら飲食のために子敖について來やうとは思はなかつたと。

孟子曰、不孝有三、無後爲大。

〔廣方〕 孟子曰く、不孝に三つあり。後無きを大なりとなす。

〔義解〕 不孝の種類に三つある。一つは、人に阿り諂つて親を不義に陥れること、二つは家貧しく、親老いて居るのに養はないこと、三つは、妻を娶らず子がなくて先祖の祀を絶つこと。是が不孝の最大なるものである。

舜不告而娶、爲無後也、君子以爲猶告也。

〔廣方〕 舜告げずして娶るは、後無きが爲なり。君子以爲らく猶ほ告ぐるがごとしと。

〔義解〕 舜は堯の二女娥皇女英を娶るために、父母に告げなかつたのは、告げたならば娶ることが出來ないで先祖の祀を絶やすことになるからである。故に世の君子は、「告げなくとも告げたのと同様である。」と言つてゐる。

孟子曰、仁之實、事親是也、義之實、從兄是也。

〔廣方〕 孟子曰く、仁の實は親に事ふる是れなり。義の實は兄に従ふ是れなり。

〔義解〕 孟子曰く、「仁の用も至つて廣いものであるが、親に事へることが仁の實體である。義の用もまた至つて

廣いものだが、兄に事へることが、義の實體である。

智之實、知斯二者弗去是也、禮之實、節文斯二者是也、樂之實、樂斯二者、樂則生矣、生則惡可已也、惡可已、則不知足之蹈之、手之舞之。

〔廣方〕 智の實は斯の二つの者を知りて、去らざる是なり。禮の實は斯の二つの者を節文する是なり。樂の實は斯の二つの者を樂む。樂めば則ち生ず。生ずれば惡んぞ已む可けん。惡んぞ已む可ければ、則ち足の之を踏み、手の之を舞ふを知らずと。

〔義解〕 智の實體は、この仁と義との二つを固く守つていくことである。禮の實體は、この仁と義とを場合によつて程よく行ふことである。樂の實體はこの仁義を樂むことである。樂めば自然生氣が出るものである。生氣が出れば、止めたくとも止められぬものである。止めたくとも止められぬ様になつたならば、足の踏むも手の舞ふも覺えがないやうになるものである。

孟子曰、天下大悅而將歸己、視天下悅而歸己、猶草芥也、惟舜爲然、不待乎親、不可以爲人、不順乎親、不可以爲子。

〔廣方〕 孟子曰く、天下大いに悦びて將に己に歸せんとす、天下悦んで己に歸せんとするを視ること、猶ほ草芥のごときは、惟だ舜を然りと爲す。親に得ずんば以て人たる可からず、親に順ならざんば、以て子たる可からず。

〔字義〕 ○己、舜を指す。

〔義解〕 天下の民が皆大いに悦んで己の處に歸依して來るのを見ても、恰も塵芥を見ることが少しも心を動かさないものはない。舜のみである。此の如く天下に對しては冷淡であつたが、而も舜は親の満足を得なかつたならば人ではない。親に従順でなかつたならば子でないと思つてゐたのである。

舜盡事親之道、而瞽瞍底豫、瞽瞍底豫、而天下化、瞽瞍底豫、而天下之爲父子者定、此之謂大孝。

〔讀方〕 舜は、親に事ふるの道を盡して、瞽瞍豫を底す。瞽瞍豫を底して天下化する。瞽瞍豫を底して、天下の父子たる者定まる。此れを之れ大孝と謂ふ。

〔字義〕 ○瞽瞍、舜の父の名。

〔義解〕 舜が十分親に對する道を盡したら、親の瞽瞍も非常に悦んだ。瞽瞍が悦ぶやうになつたので、天下の民もそれに感じて親に孝を盡すやうになつた。瞽瞍が悦んだといふことによつて、如何なる親でも子の心掛一つで、事へられない親はないといふことが定まつたから、舜を大孝といふのである。と。

離婁章句下

孟子曰、舜生於諸馮、遷於負夏、卒於鳴條、東夷之人也。

〔讀方〕 孟子曰く、舜は諸馮に生れ、負夏に遷り、鳴條に卒ふ、東夷の人なり。

〔字義〕 ○諸馮、負夏、鳴條、皆地名で東方の夷の地。

〔義解〕 昔舜は諸馮で生れ、負夏に轉住し、鳴條で死んだのであるから、東方の夷の人である。

文王生於岐周、卒於畢郢、西夷之人也。

〔讀方〕 文王は岐周に生れ、畢郢に卒ふ、西夷之人なり。

〔字義〕 ○岐周、岐山の上に周の舊邑があつて西夷に近かつた○畢郢、文王の都した豊、武王の都した鎬に近く、こゝに文王の墓がある。

〔義解〕 文王は岐周に生れ、畢郢で死んだから西方の夷である。

地之相去也、千有餘里、世之相後也、千有餘歲、得志行乎中國、若合符節。

〔讀方〕 地の相去るや千有餘里、世の相後るや千有餘歲、志を得て中國に行ふは、符節を合すが如し。

〔字義〕 ○符節、わりふ、玉で作り文字を刻んで之を半分にし、一方は君の所にとゞめ、一方はその人に與へ

て、事があれば合せて證としたもの。

〔義解〕 舜と文王とは、東夷と西夷で土地の隔たつてゐること千里、時代の相違が千年餘であるが、一旦志を得て、政權をとると、その相似てゐること割符を合せたやうである。

先聖後聖、其揆一也。

〔讀方〕 先聖後聖、其の揆一なり。

〔義解〕 これによつて考へてみれば、前なる聖人も後なる聖人も、この心の存する所、その事の理を度る點に於ては同一である。

子産聽^{クニ}鄭國之政、以^テ其乘輿、濟^ニ人於溱洧。

〔讀方〕 子産鄭國の政を聴くに、其の乘輿を以て人を溱洧に濟す。

〔字義〕 ○子産、鄭の大夫公孫僑○溱洧、二つの川。

〔義解〕 子産は鄭國の政をとつてゐた頃、溱水や、洧水を徒勞するのを見て氣の毒に思ひ、自分の乗つた車に乗せて川を濟らせた。

孟子曰、惠而不^レ知^レ爲^レ政。

〔讀方〕 孟子曰く、惠にして政を爲すことを知らず。

〔義解〕 孟子曰く、子産は恵み深くはあるがまだ眞に政をとる法を知らない。

歲十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未^レ病^レ涉也。

〔讀方〕 歳の十一月に徒杠なり、十二月に輿梁成る。民未だ涉ることを病へず。

〔字義〕 ○徒杠、人の徒行する橋○輿梁、車輿を通す橋。

〔義解〕 歳の十一月には人の徒行する橋も出来、十二月には車の通る橋も出来る。此の如く備をしておけば、人々は徒歩で涉ることを患うる必要はない。

君子平^ニ其政、行^{キテ}人可也、焉得^ニ人人而濟^ニ之。

〔讀方〕 君子其の政を平かにせば、行きて人を辟けしむるも可なり。焉んぞ人人にして之を濟すことを得ん。

〔義解〕 君子たるものが政を公平に行ふならば、外出の際人拂をしても差支がない。どうして人人に川を濟すやうな事をなし得ようか。

故爲^ニ政者、每^ニ人而悅^ニ之日亦不^レ足矣。

〔讀方〕 故に政を爲す者は、人毎に之を悦ばしめば、日も亦足らずと。

〔義解〕 故に、政を行ふものは、人人を皆悦ばせようとするならば、天下の人多く、幾日あつても到底皆悦ばせ得られるものではない。」と。

孟子告齊宣王曰、君之視臣如手足、則臣視君如腹心、君之視臣如犬馬、則臣視君如國人、君之視臣如土芥、則臣視君如寇讎。

〔讀方〕 孟子齊の宣王に告げて曰く、君の臣を視ること手足の如くなれば、則ち臣の君を見ること腹心の如し。君の臣を視ること犬馬の如くなれば、則ち臣の君を視ること國人の如し。君の臣を視ること土芥の如くなれば、則ち臣の君を視ること寇讎の如しと。

〔義解〕 孟子が齊の宣王に申して曰く、「君臣の間には道があるもので御座います。君が臣下を自身の手足と思つて大切に取扱ひましたならば、臣下は君を自分の腹心と思つて、敬愛しその命令を守るものであります。また、君が臣下を犬馬の如く取扱はれましたならば、臣下は君を普通の國人と見て恩義に感じません。なほ更、臣下を塵芥のやうにするならば、臣は君を寇讎のやうに憎むもので御座います。」と。

王曰、禮爲舊君有服、何如斯可爲服矣。

〔讀方〕 王の曰く、禮に舊君の爲に服有りと。何如なる斯れ爲めに服す可きかと。

〔義解〕 宣王曰く、「禮に、『舊君が薨ずれば、之がために齊衰を、三月の間服す』とあるのは、如何なるものが喪に服するのであるか。」と。

曰諫行言聽、膏澤下於民、有故而去、則君使人導之出疆、又先於其所往、去三

年不反、然後收其田里、此之謂三有禮焉、如此則爲之服矣。

〔讀方〕 曰く、諫行はれ、言聽かれて膏澤民に下る。故有りて去れば、則ち君人をして之を導きて疆を出さしめ、又、其の往く所に先だち、去りて三年反らずして、然る後に其の田里を收む。此を之れ三有禮と謂ふ。此の如くなれば則ち之が爲めに服す。

〔義解〕 孟子曰く、「常に君を諫めることが行はれ、言ふことが採用されて、其の人の爲す事が民の恩澤となるやうに重く用ゐ、故あつて去る時は、人に道案内をさせて領地境まで送らせ、行先の國へは人を遣はして紹介の勞を取る上に、去つて後三年の間は、たとひその臣下が歸つて來ることがあつても、采邑もそのままになし置き、三年たつてそれで、歸らないと定つたとき采邑を取上げる。この三つを三有禮といふのである。かういふ風であつたらば、君の爲めに服するものである。」

今也爲臣、諫則不行、言則不聽、膏澤不下於民、有故而去、則君搏執之、又極之於其所往、去之日、遂收其田里、此之謂寇讎、寇讎何服之有。

〔讀方〕 今や臣となりて諫むれば、則ち行はれず。言へば則ち聽かれず。膏澤民に下らず。故有りて去れば、則ち君之を搏執し、又之を其の往く所に極む。去るの日遂に其の田里を收む。此れを之れ寇讎と謂ふ。寇讎には何の服か之れ有らん。

〔字義〕 ○搏執、搏は拘束すること、執は阻むこと。

〔義解〕 現在に於ては、臣となつて國にある時、君を諫めたからというて行はれるといふのでもなく、言うたて聽かれもしない。従つて、その人の爲したことが恩澤となつて民に下る可き筈もない。萬一何か理由があつて、その國を去れば、君は之を拘束して、行く先の國へ仕へる邪魔をし、もし去れば、直に、其の采邑を取り上げてしまふ。此の如き君は臣下から言へば寇讎も同様であるが、寇讎に對して何の服がありませうか。

孟子曰、無罪而殺士、則大夫可去、無罪而戮民、則士可去。

〔讀方〕 孟子曰く、罪無くして士を殺さば、則ち大夫以て去る可し。深無くして民を戮すれば、則ち士以て徙る可し。

〔義解〕 孟子曰く、若し罪なくして士を殺すときは、禍は大夫に及ばずとも、大夫は去つた方がよい。罪なくして民を殺したならば、士はその國を去つた方がよい。

孟子曰、君仁莫不仁、君義莫不義。

〔讀方〕 孟子曰く、君仁なれば、仁ならざること莫く、君義なれば義ならざること莫し。

〔義解〕 孟子曰く、君にして仁ならば一國の人民皆仁となり、君にして義ならば、一國の人民皆義となるものである。

孟子曰、非禮之禮、非義之義、大人弗爲。

〔讀方〕 孟子曰く、非禮の禮非義の義は大人は爲さず。

〔義解〕 孟子曰く、禮に似て禮に當らぬことや、義に似て義に當らぬことは、君子たるものはしない。

孟子曰、中也養不中、才也養不才、故人樂有賢父兄也、如中也棄不中、才也棄不才、則賢不肖之相去、其間不能以寸。

〔讀方〕 孟子曰く、中は不中を養ひ、才は不才を養ふ。故に人賢父兄有るを樂む。如し中は不中を棄て、才は不才を棄てば、則ち賢、不肖の相去ること、其の間寸を以てすること能はず。

〔字義〕 ○中、氣稟の偏らぬもの。

〔義解〕 孟子曰く、道の中正を得てゐるものは、中正を得てゐないものを導いてやり、才のあるものは不才のものを養成してやるから、賢い父兄があると其の教を受けられるといつて悦ぶものであるが、中を得てゐるものが不中の中のものを見棄て、才あるものが不才のものを棄て、養成しなかつたならば、中と中、才と不才との間に少しの隔てもないものである。

孟子曰、人有不爲也、而後可以爲。

〔讀方〕 孟子曰く、人爲さざること有り。而して後に以て爲すこと有るべし。

〔義解〕 孟子曰く、人には爲す可きことと爲す可からざることとがある。爲すべきことは爲し、爲す可からざることとある。

ことは断然爲すべきではない。

孟子曰、言^ハ人之不善、當^ニ如^レ後患何^一。

〔讀方〕 孟子曰く、人の不善を言はば、當に後の患を如何にすべき。

〔義解〕 孟子曰く、人の不善を責めたならばそれは忠厚の道でなく、人の怨を受け、後の禍となるだらう。

孟子曰、仲尼不^レ爲^ニ己甚^一者。

〔讀方〕 孟子曰く、仲尼は己甚だしきことを爲さざる者なり。

〔義解〕 孟子曰く、孔子は、中庸をはづれたことはせられなかつた方である。

孟子曰、大人者、言不^ニ必信^一、行不^ニ必果^一、惟義所^レ在。

〔讀方〕 孟子曰く、大人は言必しも信ならず。行必ずしも、果ならず。惟だ義の在る所のままなり。

〔義解〕 孟子曰く、篤實にして徳のある人は事の大綱を心得て、小節に拘泥しないから、言葉は實行するといふことを期するわけでもなく、する事は、必ず決行するといふわけでもない。たゞ道理に適するやうにするだけである。

孟子曰、大人者、不^レ失^ニ其赤子之心^一者也。

〔讀方〕 孟子曰く、大人は其の赤子の心を失はざる者なり。

〔義解〕 大人の心は萬事に通じてゐるけれども、實は赤子時代の純眞な心を失はないものである。

孟子曰、養^レ生者、不^レ足^ニ以當^ニ大事^一、惟送^レ死、可^ニ以當^ニ大事^一。

〔讀方〕 孟子曰く、生を養ふ者は、以て大事に當つるに足らず。惟だ死を送るは、以て大事に當つ可し。

〔字義〕 ○養生、生きた親を養ふこと○送死、親の葬送をなすこと。

〔義解〕 親の存生の間孝養を盡すことは當然のことであつて、大事といふことは出来ないけれども、葬送をなすといふことは、人道上の大事であつて、人間一生の大事といふべきである。

孟子曰、君子深造^レ之以道、欲^ニ其自得^レ之也、自得^レ之、則居^レ之安、居^レ之安、則資^レ之深、資^レ之深、則取^ニ之左右^一、逢^ニ其原^一、故君子欲^ニ其自得^レ之也。

〔讀方〕 孟子曰く、君子は深く之に造るに道を以てし、其の自ら之を得んことを欲するなり。自ら之を得れば、則ち之に居ること安し。之に居ること安ければ則ち之を資すること深し。之を資すること深ければ、則ち之を左右に取りて、其の原に逢ふ。故に君子は其の自ら之を得んことを欲するなり。

〔字義〕 ○造、日々進んでやまないこと。○居、之を得て自分の所有とすること○資深、我にある理が充分で、人の蓄積の多いやうなこと。

〔義解〕 孟子曰く、君子は、深い研究をするには、研究の方法によつてするけれども、人の教授そのまゝを受け

ようとはせず、自然に會得して自己のものとしようとと思つてゐる。一旦自然に會得するならば、學問上に於ける立場が安定である。立場が安定であれば、道を取り用ゐるにも意味深遠である。道を取ることが深遠であれば、左右いづれに求めても、皆道の根源に當るものである。であるから君子は、自然に會得しようと思つてゐるのである。

孟子曰、博學而詳說之、將以反說約也。

〔讀方〕 孟子曰く、博く學びて、詳かに之を説く。將に以て反りて約を説かんとす。

〔字義〕 ○約、道の歸宿する所を指していふこと。

〔義解〕 孟子曰く、如何に博學で古今の事を知り詳かに説いても、多識を誇るだけでは何の甲斐もないが、之を活用しようとするには引きしめて我が身に行ふやうにすべきである。

孟子曰、以善服人者、未之有也、以善養人、然後能服天下、天下不心服而王者、未之有也。

〔讀方〕 孟子曰く、善を以て人を服する者は未だ能く人を服する者に有らざるなり。善を以て人を養ひて、然る後に能く天下を服す。天下心服せずして、王たる者は未だ之れ有らざるなり。

〔義解〕 孟子曰く、善を以て人を心服せようとしても、人は心服するものではない。善を以て人を養つて始めて天下の人民を心服させることが出来るのである。天下の人民を心服させることが出来ないで、天下に王者となる

ものは未だないのである。

孟子曰、言無實、不詳之實、蔽賢者當之。

〔讀方〕 孟子曰く、言に實の不詳無し。不詳の實は賢を蔽ふ者之に當る。

〔義解〕 孟子曰く、言葉に實際不吉なものはない。眞に不吉といふべきものは、賢を蔽ひかくして自分ひとり誇る者が之れである。

徐子曰、仲尼丞稱於水曰、水哉、水哉、何取於水也。

〔讀方〕 徐子曰く、仲尼取水を稱して曰く、水なる哉、水なる哉と。何ぞ水に取れるかと。

〔義解〕 徐子が孟子に尋ねて曰く、「孔子は度々水を褒めて水なる哉、水なる哉と言はれましたが、何故に水を褒められたので御座いますか。」と。

孟子曰、原泉混混、不舍晝夜、盈科而後進、放乎四海、有本者如是、是之取爾。

〔讀方〕 孟子曰く、原泉混混として晝夜舍めず、科に盈ちて後に進み、四海に放る。本有る者は是の如し。是れ

を之れ取れるのみ。

〔字義〕 ○原泉、原ある水○混混、水の湧き出る貌。

〔義解〕 孟子は答へて曰く、「原泉は混々として湧き出で、晝夜の別なく少しも息むことなく窪地があればこれに

満ち、満ちると流れ出し遂には海にいたるものである。凡そ、本の心の確乎としたものは、このやうに目的を達するものであるから、孔子はこれを稱したのである。

苟爲^{モサバ}無^{キヤ}本、七八月之間、雨集^{リテ}溝澮^ツ皆盈、其^ル潤也、可^シ立^{ツテ}而待^ツ也、故^ニ聲聞^ノ過^ル情^ハ、君子^ハ耻^レ之^ヲ。

〔讀方〕 苟も本無きを爲さば、七八月の間雨集りて、溝澮皆盈つ、其の潤ること立つて待つべし。故に聲聞の情に過ぎたるは、君子之を耻づと。

〔字義〕 ○澮、田間の水道○聲聞、名譽○情、まこと、實。

〔義解〕 若しもその本が無かつたならば、七八月頃、一度豪雨があれば、溝も堀も皆一時に盈ち溢れるけれども、見てゐる間に、その水は潤れてしまふ。それは水源がないからである。故に、名譽が實際の事實より過ぎてゐることは、君子の却つて耻とするものである。

孟子曰、人之所以異^ル於禽獸^ニ者、幾希^{トナリ}、庶民去^レ之^ヲ、君子存^レ之^ヲ。

〔讀方〕 孟子曰く、人の禽獸に異なる所以の者は幾んど希なり。庶民は之を去て、君子は之を存す。

〔義解〕 孟子曰く、「人が禽獸と相異なつてゐる點は甚だ少ないもので、たゞ高尚な考が有るだけのことであるが、それも、小人には、なくて、たゞ君子にだけあるものである。

舜明^ハ於^{カニシテ}庶物^ヲ、察^シ於^{リテ}人倫^ニ、由^{リテ}仁義^ニ行^フ、非^ズ行^フ仁義^ニ也。

〔讀方〕 舜は庶物を明かにして人倫を察し、仁義に由りて行ふ。仁義を行ふに非らざるなり。

〔字義〕 ○庶物、天地間にある事物。

〔義解〕 舜は事物の理に明であり、人倫の道を察せられたから、總て仁義に適つた行をせられた。然しながら、自分は、ことさらに仁義を行はうといふのではない。こと。

孟子曰、禹惡^ニ旨酒^ヲ、而好^ニ善言^ヲ。

〔讀方〕 孟子曰く、禹は旨酒を惡みて善言を好めり。

〔字義〕 ○旨酒、甘美な酒。

〔義解〕 禹は甘美なる酒を惡んで善言を好まれた。

湯執^レ中^ヲ、立^ツ賢無^レ方。

〔讀方〕 湯は中を執りて、賢を立つること方無し。

〔義解〕 湯は中正なる道を守つて賢人を採用するに何等の定則を用ひなかつた。

文王視^レ民如^ク傷^メ、望^{ミテ}道而^{シテ}未^ダ之^ノ見^ル。

〔讀方〕 文王は民を視ること傷めるが如く、道を望みて未だ之を見ざるが如し。

〔義解〕 文王は人民を取り扱ふのに、傷める人を取扱ふ様にしたが、しかも、向上心強く道を修養しようとする
こと未だ道を見ぬものが、捜し求めようとするごとくであつた。

武王不_レ泄_レ通_ニ、不_レ忘_レ遠_ニ。

〔讀方〕 武王は通きに泄れず、遠きを忘れず。

〔義解〕 武王は近いものでも狎狎しくせず、遠いものでも之れを捨て忘れるやうなことはせらなかつた。

周公思_下兼_ニ三王_ヲ以_テ施_ル四事_ニ、其有_ニ不_レ合_ル者_ハ、仰_テ而思_ヒ之_ヲ、夜以_テ繼_レ日_ニ、幸_ニ而得_レ之_ヲ、坐_{シテ}以_テ待_レ旦_ヲ。

〔讀方〕 周公は三王を兼ねて、以て四事を施さんことを思ふ。其の合はざる者有れば、仰ぎて之を思ひ、夜以て日に繼ぎ、幸ひにして之を得れば、坐して以て旦を待てり。

〔字義〕 ○三王、禹、湯、文王。

〔義解〕 周公は、夏殷周三王の長所を兼ねて禹、湯、文、武の善政を全部施さうと思はれたが、今日の時勢に合はないものがあると、非常に苦心して夜も影ずに考へ、幸ひにして考へ得ると、坐したまふ夜の明けるのも遅しと待つてをられて行はれた。

孟子曰、王者之迹熄而詩亡、詩亡然後春秋作。

〔讀方〕 孟子曰く、王者の迹熄みて、詩亡ぶ。詩亡びて、然る後に春秋作る。

〔字義〕 ○王者、周の天子を指す○詩、大小の雅○春秋、魯の歴史の名、こゝでは、孔子の筆削した隠公の元年を以て始めとしたもの。

〔義解〕 孟子曰く、周の王道が盛んであつた時には、諸國を巡回して其の地方の詩を集めて、風俗人情を視察する役があつたけれども、王道が衰へてからは詩によつて人情風俗を視察する機關がなくなつた。詩によつて下情が上達せず、世の中が亂れて、孔子が春秋を作らねばならぬやうになつたのである。

晋之乘、楚之檮杌、魯之春秋一也。

〔讀方〕 晋の乘、楚の檮杌、魯の春秋は一なり。

〔字義〕 ○乘、歴史の名、當時の行事を記載したもの○檮杌、もと惡獸の名、古は凶人の號、楚では歴史は惡事を記して人を戒めるものとして歴史の名にした○春秋、記事は必ず年を表して事を首め一年四時の春秋をとつて歴史の名とした。

〔義解〕 歴史を晋國では乘と言ひ、楚國では檮杌と言ひ、魯國では春秋と言つたけれども、それが歴史であるといふ點は同一である。

其事則齊桓晋文、其文則史、孔子曰、其義則丘竊取_レ之矣。

〔讀方〕 其の事は則ち齊桓晋文。其の文は則史。孔子曰く、其の義は則ち丘竊かに之を取れりと。

〔義解〕 其の春秋に記されてある事柄は、齊の桓公、晋の文公の身上に關することであつて文章は歴史であるが、單なる歴史ではない、王道が衰へて、世の中に正邪を正すものが無いので、孔子曰く、「義によつて是非を裁斷するといふことは淋越ではあつたが、自分が竊かにかりた。」と、

孟子曰、君子之澤、五世而斬、小人之澤、五世而斬。

〔讀方〕 孟子曰く、君子の澤は五世にして斬え、小人の澤は五世にして斬ゆ。

〔字義〕 ○澤、人の言行が死後に殘ること。

〔義解〕 孟子曰く、君子の德澤も百五十年で絶え、小人の德澤も百五十年で絶える。

予未得爲孔子徒也、予私淑諸人也。

〔讀方〕 予未だ孔子の徒たることを得ず。予私に諸人を人に淑くす。

〔義解〕 自分は孔子と五世も隔てゝをるから親しく業を受けて弟子となる事は出来なかつたが、孔子の遺澤が存在して、その學を傳へるものがあつたので、孔子の道を人から聞いて、私にその身を善くすることが出来た。

孟子曰、可以取、可以無取、取傷廉、可以與、可以無與、與傷惠、可以死、可以無死、死傷勇。

〔讀方〕 孟子曰く、以て取る可し以て取ること無かる可し。取れば廉を傷ふ。以て與ふ可し。以て與ふること無

かる可し。與ふれば惠を傷ふ。以て死す可し。以て死すること無かる可し。死すれば勇を傷ふ。

〔義解〕 孟子曰く、一寸は取つてもよきさうに見えても、實際に取るやうな事があつてはならぬ。それは廉潔の德を傷ふからである。また、一寸は人に物を與へてよきさうであつても、實際に與へるやうな事があつてはならぬ。與へて却つて惠を傷ふからである。死すべき時のやうであつても、實際に死んではならぬ。死んで却つて勇氣を傷ふ場合があるからである。

逢蒙學射於羿、盡羿之道、思天下惟羿爲愈己、於是殺羿、孟子曰、是亦羿有罪焉、公明儀曰、宜若無罪焉、曰薄乎云爾、惡得無罪。

〔讀方〕 逢蒙、射を羿に學ぶ。羿の道を盡して、天下惟だ羿を己に愈れりと爲すと思ふ。是に於て羿を殺す。孟子曰く、是れ亦羿も罪有り。公明儀曰く、宜しく罪無きが若くなるべし。曰く、薄しと言ふのみ。惡んぞ罪無きを得ん。

〔字義〕 ○逢蒙、羿の家臣○羿、有窮の君、

〔義解〕 逢蒙が射術を羿に學んだが、奥を極めるやうになつてから、今天下に自分と正敵する者はないが、だゞ羿だけが自分より勝つてゐるので、自分の名譽が揚らないのであると、遂に羿を殺した。そこで、孟子曰く、「逢蒙の罪は勿論であるが、羿も亦悪い。」と言はれた。すると、公明儀が曰く、「罪がないやうではありませんか。」と。孟子が曰く、「いや、罪に厚薄はあるけれども、ないと言ふことは出来ない。さういふ惡人に射術の奥義を教へてやる

のがわるいのである。」と。

鄭人使_ニ子濯孺子_ヲ侵_テ衛_ヲ、衛使_ニ庖公之斯_ヲ追_テ之_ヲ、子濯孺子曰、今日我疾作、不_レ可_ニ以_テ執_レ弓_ヲ、吾死_{ナント}矣_ト、問_ニ其僕_ニ曰_ク、追_レ我者誰_也、其僕曰、庖公之斯也、曰_ク、吾生_{キント}矣_ト、其僕曰、庖公之斯、衛之善_ク射_{スル}者也、夫子曰_ク、吾生_{キント}、何謂_也、曰_ク、庖公之斯、學_ニ射_テ於_レ尹公之他_ニ、尹公之他、學_ニ射_テ於_レ我_ニ、夫尹公之他端_ニ人也_ト、其取_ル友必_ニ端_ニ矣_ト、庖公之斯至_{リテ}曰_ク、夫子何爲_ニ不_レ執_レ弓_ヲ、曰_ク、今日我疾作、不_レ可_ニ以_テ執_レ弓_ヲ、曰_ク、小人學_ニ射_テ於_レ尹公之他_ニ、伊公之他、學_ニ射_テ於_レ夫子_ニ、我不_レ忍_{ビテ}以_テ夫子之道_ヲ、反_{シテ}害_ス夫子_上、雖_モ然_{リト}、今日之事、君事也、我不_レ敢_テ廢_レ、抽_キ矢_ヲ控_レ輪_ヲ、去_ニ其金_ヲ、發_ニ乘_レ矢_ニ而後_ニ反_ス、

〔讀方〕 鄭人、子濯孺子をして、衛を侵さしむ。衛、庖公之斯をして之を追はしむ。子濯孺子曰く、今日我疾作りぬ。以て弓を執る可からず、吾死なんと。其の僕に問ひて曰く、我を追ふ者は誰ぞと。其の僕曰く、庖公之斯なりと。曰く、吾生きんと。其の僕の曰く、庖公之斯は衛の射を善くする者なり。夫子曰く、吾生きんと、何の謂ぞと。曰く、庖公之斯は射を尹公之他に學ぶ。尹公之他は射を我に學ぶ、夫の尹公之他は端人なり。其の友を取ること必ず端しからんと。庖公三斯至りて曰く、夫子何爲れぞ弓を執らざると。曰く、今日我疾作りぬ、以て弓を執

る可からずと。曰く、小人射を尹公之他に學ぶ、尹公之他は射を夫子に學ぶ。我夫子の道を以て反りて夫子を害するに忍びず、然りと雖も、今日の事は君の事なり、我敢て廢せずと、矢を抽き、輪を控き、其金を去り、乘矢を發ちて然る後に反りぬ。

〔字義〕 ○庖公之斯、伊公之他の之の字は語の助。

〔義解〕 鄭人が子濯孺子といふ人に衛を侵させた。衛では、庖公之斯といふ人に鄭の軍を追ひ拂はせた。その時、子濯孺子が曰く、「病氣になつて弓が引けないから今日は討死しよう」と決心した。と。そのうち御者に尋ねて曰く、「自分を追撃するものは誰であるか。」と。御者曰く、「庖公之斯で御座います。」と。子濯孺子が曰く、「それなら自分は何故か助かるだらう。」と。御者曰く、「庖公之斯は衛國で最も射術に勝れてゐる者であると申しますのに、何故で御座いますか。」と。子濯孺子が曰く、「庖公之斯は射術を尹公之他に學んだけれども、尹公之他は又射術を自分に學んだのであるから、庖公之斯は自分の弟子と同様である。庖公之斯のことは知らないが、尹公之他は極めて正しい人であるから、交際してゐる人も必ず正しいに相違ない。」と。問もなく庖公之斯が来て曰く、「先生には何故弓をお取りにならないので御座いますか。」と。子濯孺子が曰く、「今日は病氣で弓が執れないのである。」と。庖公之斯が曰く、「自分は射術を尹公之他に學びましたが、尹公之他はその射術を先生から學んだのであるから、先生から傳つた術で先生を傷つけるには忍びません。然しながら今日は君命で御座いますから、中止するわけにはまゐりませんと言つて、箠から矢を抽きとり、車の輪を控いて、鐵をぬきすて、怪我のないやうにしたものを四本射て引返した。羿もこのやうに弟子を教へたならば、自分が殺されなかつたのである。」と。

孟子曰、西子蒙_ニ不潔_一、則人皆掩_レ鼻而過_レ之。

〔讀方〕 孟子曰く、西子も不潔を蒙らば、則ち人皆鼻を掩ひて之を過ぎん。

〔字義〕 ○西子、越の美女西施のこと。

〔義解〕 孟子曰く、「越の西施が如何に美人であつても、頭から不潔であつたならば、誰でも鼻を掩うて之を通り過ぎるだらう。」

雖_レ有_ニ惡人_一、齋戒沐浴、則可_ニ以_レ祀_ニ上帝_一。

〔讀方〕 惡き人有りと雖も、齋戒沐浴せば則ち以て上帝を祀る可し。

〔義解〕 たとひ、どのやうな醜い人でも、よく齋戒沐浴するならば、神様をお祭りしても決して差支はないのである。

孟子曰、天下之言_レ性也、則_レ故而已矣、故者以_レ利爲_レ本。

〔讀方〕 孟子曰く、天下の性を言ふは故に則るのみ。故は利を以て本となす。

〔字義〕 性、人と物との生ずる理。

〔義解〕 孟子曰く、「天から受けた性を知らうとするには、人のなした仕事の跡を手本とするがよい。人のした仕事の跡は、必ず便利な處に集まるもので、そこに人情の根本である性が存在するものである。」

所_レ惡_ニ於_レ智_一者、爲_ニ其鑿_一也、如智者、若_ニ禹之行_レ水也、則無_レ惡_ニ於_レ智_一矣、禹之行_レ水也、行_ニ其所_レ無_レ事也、如智者亦行_ニ其所_レ無_レ事、則智亦大矣。

〔讀方〕 智を惡む所の者は、其の鑿るが爲なり。如し智者禹の水を行るが若くんば、則ち智を惡むこと無し。禹の水を行るは其の事無き所に行るなり。如し智も亦其の事無き所に行はゞ、則ち智も亦大いなり。

〔義解〕 智の缺點ともいふべきものは、穿鑿をして、性の自然に従はない點である。若し智者が事をなすに、禹が水を海に導いた様にするならば、智も惡むべきものでない。禹が水を導いたのは、自然に従つて無理にならない方に導いたのである。若し、智も無理でない事をするならば、立派なものである。

天之高也、星辰之遠也、苟求_ニ其故_一、千歲之日至、可_ニ坐而致_一也。

〔讀方〕 天の高き、星辰の遠きも、苟も其の故を求めば、千歲の日至も坐して致す可きなり。

〔字義〕 ○星辰、日月が運り會する所○日至、冬至の日。

〔義解〕 天が非常に高く、日月の運り會する所が遠いのも、その故を考へて見たならば曆を造る根本になる。上吉十一月の甲子朔の夜半の冬至も、坐ながら知る事が出来るものである。

公行子有_ニ子之喪_一、右師往吊、入_レ門有_ニ進而與_ニ右師言者_一、有_ニ就_ニ右師之位_一、而與_ニ右師言者_一。

〔讀方〕 公行子、子の喪有り、右師往きて吊す。門に入りて進めて右師と言ふ者有り。右師の位に就きて、右師と言ふ者あり。

〔字義〕 ○公行子、齊の大夫○右師、官名、王驥が當時この官にゐた。

〔義解〕 齊の大夫公行子が子を喪つた折に、右師の役を務めてゐた王驥が吊に往つた。その時右師よりも先に行つてをつた者もあつたが、右師が門を入ると、まだ席へもつかないのに、進んで挨拶に往くものもあり、席に就くとすぐ挨拶に往くものもあつた。

孟子不_ト與_ニ右師言_ハ、右師不_レ悅_バ曰、諸君子皆與_レ驥言_フ、孟子獨_リ不_ニ與_レ驥言_ハ、是簡_ニ驥也_ト。

〔讀方〕 孟子、右師と言はず、右師悦ばずして曰く、諸君子皆驥と言ふ。孟子獨り驥と言はず、是驥を簡にするなりと。

〔義解〕 孟子もこの時吊に往つて居つたが、王驥に挨拶をしなかつた。王驥が悦ばずに曰く、「誰も皆自分に挨拶をしてくれたが、孟子獨り挨拶をしないのは、自分を粗略にするのであらう。」と。

孟子聞_キ之_ヲ曰、禮朝廷不_ニ歷_レ位_ヲ而相與_ニ言_ハ、不_ニ踰_レ階_ヲ而相揖_ニ也、吾欲_ス行_レ禮、子敖以_テ我爲_レ簡_ト不_ニ亦異_ナ乎_ヤ。

〔讀方〕 孟子之を聞いて曰く、禮に朝廷には位を歴て相與に言はず。階を踰えて相揖せずと。我禮を行はんと欲す、子敖我を以て簡と爲す亦異ならずや。

〔字義〕 ○階、朝官叙列の班○子敖、王驥の學。

〔義解〕 孟子がこの話を聞いて曰く、「禮に朝廷に於ては他人の席を通り越して話をしない、また列席の順序があつて、それを越えて挨拶をしない。」とあるから、自分は朝廷に於ける禮を行はうと思ふのに子敖は却つて粗略にするといふのは、不可思議なことである。」と。

孟子曰、君子所_ニ以_テ異_ニ於_レ人_ニ者、以_ニ其存_レ心_ヲ也、君子以_レ仁存_レ心、以_レ禮存_レ心。

〔讀方〕 孟子曰く、君子の人に異なる所以の者は、其の心を存するを以てなり。君子は、仁を以て心を存し、禮を以て心を存す。

〔義解〕 孟子曰く、君子と普通の人が異つてゐるのは、心を常に引締めて放れないやうにしてゐる點である。それは、仁と禮とを以て引締めてゐるのである。

仁者愛_レ人、有_レ禮者敬_レ人、

〔讀方〕 仁者は人を愛し、禮ある者は人を敬す。

〔義解〕 仁あるものは人を愛し、禮あるものは人を敬ふものである。

愛_レ人者、人恒愛_レ之、敬_レ人者、人恒敬_レ之。

〔廣方〕 人を愛する者は人恒に之を愛し、人を敬する者は人恒に之を敬す。

〔義解〕 人を愛する仁者は、人からも恒に愛せられ、人を敬ふ禮あるものは、人からも恒に敬はれるものである。

有^リ人^ニ於^ニ此^ニ、其^レ待^ツ我^ヲ以^テ横^ニ逆^ス、則^チ君子^ニ必^ズ自^ラ反^ス也、我^レ必^ズ不^レ仁^ナ也、必^ズ無^レ禮^ナ也、此^ノ物^ヲ奚^ゾ宜^シ至^ル也^ト。

〔廣方〕 此に人有り。其の我を待つに横逆を以てせば、則ち君子必ず自ら反みるなり、我必ず不仁ならん、必ず無禮ならん、此の物奚ぞ宜しく至るべけんや。

〔義解〕 こゝに一人の亂暴者がゐて、自分に無理を迫つて来れば、君子は必ず自ら省みて注意をするものである。これは必ず自分が不仁であるか、無禮なためであらう。それでなければ、何で、かゝる無理を迫られようかと自ら咎めるものである。

其^レ自^ラ反^テ而^テ仁^ナ矣、自^ラ反^テ而^テ有^レ禮^ナ矣、其^レ横^ニ逆^ス由^レ是^ノ也、君子^ニ必^ズ自^ラ反^ス也、我^レ必^ズ不^レ忠^ナ也。

〔廣方〕 其の自ら反みて仁なり、自ら反みて禮有り。其の横逆由ほ是のごとくんば、君子必ず自ら反みるなり。我必ず不忠ならん。

〔義解〕 自ら省みて自分の行は仁であり、また禮に適つてゐて、それで無理を迫られるならば君子はなほも自ら

省みて不親切なことはないかと注意するものである。

自^ラ反^テ而^テ忠^ナ矣、其^レ横^ニ逆^ス由^レ是^ノ也、君子^ニ曰^ク、此^レ亦^チ妄^ナ人^ノ也^ト已^ニ矣、如^ク此^レ則^チ與^ニ禽^ノ獸^ト奚^ゾ擇^ベ哉、於^ニ禽^ノ獸^ト又^チ何^ゾ難^シ焉。

〔廣方〕 自ら反みて忠なり。其の横逆由ほ是の如くんば、君子の曰く、此れ亦妄人のみ此の如くんば則ち獸禽と奚ぞ擇ばんや。禽獸に於て又何ぞ難せん。

〔字義〕 ○妄人、狂妄な人。

〔義解〕 自ら省みて親切であつて、それで、無理を迫つて来るならば、その時に君子は始めて、彼は狂妄な人である。それでは、禽獸と何等差別はない、禽獸と何も争ふに足りないことであるといふ。

是^レ故^ニ君子^ハ、有^リ終^ニ身^ノ之^レ憂^ハ、無^ク一^ニ朝^ノ之^レ患^ナ也、乃^チ若^シ所^レ憂^{フル}則^チ有^レ之^ト、舜^ノ人^也、我^レ亦^チ人^也、舜^ハ爲^ニ法^ヲ於^ニ天^下、可^シ傳^フ於^ニ後^世、我^レ由^テ未^ダ免^レ爲^ニ郷^ノ人^ト也、是^レ則^チ可^シ憂^フ也、憂^ハ之^レ如^ク何^ゾ、如^ク舜^ノ而^テ已^ニ矣、若^シ夫^レ君子^ノ所^レ患^{フル}則^チ亡^シ矣、非^レ仁^無爲^也、非^レ禮^無行^也、如^ク有^ニ一^ニ朝^ノ之^レ患^ナ、則^チ君子^ハ不^レ患^ス矣。

〔廣方〕 是の故に君子は終身の憂有りて、一朝の患無し。乃ち若し憂ふる所は則ち之れ有り。舜も人なり、我も

亦人なり。舜は、法を天下に爲して、後世に傳ふ可し。我由ほ未だ郷人たるを免れず。是則ち憂ふ可しと。之を憂へば如何、舜の如くせんのみ。若し夫れ君子の患ふる所は、則ち亡し。仁に非ずんば爲すこと無し。禮に非ずんば行ふこと無し。如し一朝の患有れば、則ち君子は患へず。

〔義解〕 故に君子は、終身の大事に對しては心配するが、眼前の小事に對しては心配しない。何を心配するかと言へば、舜も普通人であり、自分も亦普通人である。然るに、舜は、立派な法を天下に施して之れが今日まで傳はり残つてゐる。けれども、自分は依然として單なる在郷の人間に過ぎない。この點が心配である。之を心配したならばどうしようか。たゞ舜の如くするのみである。それで君子には眼前の憂はない。それは何故かと言ふと、仁でないものは行はず、禮に適はない行はしないからである。若し眼前の患が出來ても、君子は、心が疚しくないから心配はしない。

禹稷當_ニ平世_ニ、三過_ニ其門_ニ而不_レ入_、孔子賢_レ之_。

〔讀方〕 禹・稷は平世に當りて、三たび其門を過ぐれども入らず、孔子之を賢とす。

〔字義〕 ○平世、君明かに、臣良なる時。

〔義解〕 ◎舜の平世に當つて、禹は水を治め、稷は民に農を教へ、三たび家の門を過ぎても立寄りなかつた。孔子は常に之を賢として推賞してをられた。

顔子當_ニ亂世_ニ、居_ニ於陋巷_ニ、一簞食_、一瓢飲_、人不_レ堪_ニ其憂_ニ、顔子不_ニ改_ニ其樂_ニ、孔子賢_レ之_。

之_。

〔讀方〕 顔子、亂世に當りて陋巷に居り、一簞の食、一瓢の飲、人は其の憂に堪へず、顔子は其の樂を改めず、孔子之を賢とす。

〔義解〕 孔子の門人顔回は、春秋の亂世に當つて、陋巷に居り、一籠の飯と一瓢の飲物とあるばかりであつたが、そんな憂は打ち忘れて學問を勵み、樂みを其の中に見出して居つた。孔子は常に之を賢とし賞揚してをられた。

孟子曰_、禹稷顔回同_レ道_。

〔讀方〕 孟子曰く、禹・稷・顔回道を同じうす。

〔義解〕 孟子曰く、「聖人の道としては、禹も稷も顔回も同一である。」と。

禹思_ニ天下有_ニ溺者_ニ、由_ニ己溺_ニ之_ニ也_、稷思_ニ天下有_ニ飢者_ニ、由_ニ己飢_ニ之_ニ也_、是以如_レ是_ニ其急也_。

〔讀方〕 禹は天下に溺るゝ者有れば、由ほ己之を溺らすがごとしと思ひ、稷は天下に飢ゑたる者有れば、由ほ己を飢すがごとしと思ふ。是を以て是の如く其れ急なり。

〔義解〕 禹は、天下に溺れたものがあると聞けば、自分が溺らせたと同様に思ひ、稷は、天下に飢ゑるものがある

ると聞けば、自分が飢ゑさせたと同じく思はれたから、かくの如く忙しく勵んだのである。

禹稷顔子、易^{ハバ}地則皆然^リ。

〔讀方〕 禹・稷・顔子地を易へば則ち皆然り。

〔義解〕 禹も稷も顔回も、立場を交換したならば皆同じことをしたに相違ないのである。

今有^{ラン}同室之人鬪者^フ、救^{フニ}之雖^モ被^リ髮纓冠^{シテ}而救^フ之可也^ト。

〔讀方〕 今同室の人鬪ふ者有らん。之を救ふに髮を被り、纓冠して之を救ふと雖も可なり。

〔義解〕 今同室の人が喧嘩をした場合には、急いで和解させなければならぬから、髮を結びかけたまま、冠の紐を結んで急いで往つて、和解させてもよろしいものである。

郷鄰有^ニ鬪者^フ、被^リ髮纓冠^{シテ}、而住救^{ヘバ}之則惑也^ハ、雖^モ閉^リ戸可也^ト。

〔讀方〕 郷鄰に鬪ふ者有らん。髮を被り、纓冠して往きて之を救はば、則ち惑へるなり。戸を閉づと雖も可なり。

〔義解〕 同郷に喧嘩が起つた場合、髮は結びかけたまま、冠の紐を結んで和解に往くやうなことがあつたならば、それは、輕卒なことである。それよりも、自分とは情義の薄いものであるから、戸を閉ぢて出なくともよいのである。

公都子曰、匡章通國皆稱^ス不孝^ト焉、夫子與^ト之遊、又從而禮^ス貌^之、敢問何也。

〔讀方〕 公都子曰く、匡章を通國皆不孝と稱す、夫子之と遊び、又從ひて之を禮貌す、敢て問ふ、何ぞやと。

〔字義〕 ○匡章、齊國の人○禮貌、容貌に禮文あること。敬重すること。

〔義解〕 公都子が問うて曰く、「齊人匡章の人となりは、齊國を通じて皆不孝と言つてゐる。然るに先生には之と交際するばかりでなく、敬重されるのは何故で御座いますか。」と。

孟子曰、世俗所謂不孝者五、惰^リ其四肢^ヲ不^ル顧^ミ父母之養^ヲ、一不孝也、博奕好^シ飲酒^ヲ、不^ル顧^ミ父母之養^ヲ、二不孝也、好^シ貨財^ヲ、私^{シテ}妻子^ニ、不^ル顧^ミ父母之養^ヲ、三不孝也、從^ニ耳目之欲^ヲ、以爲^ニ父母之戮^ヲ、四不孝也、好^シ勇鬪^ヲ、以危^ニ父母^ヲ、五不孝也、章子有^レ一^ニ於^ニ是^ニ乎^カ。

〔讀方〕 孟子曰く、世俗の所謂不孝なる者五、其の四肢を惰り、父母の養を顧みざるは一の不孝なり。博奕し、飲酒を好み、父母の養を顧みざるは二の不孝なり。貨財を好み、妻子に私して、父母の養を顧みざるは三の不孝なり。耳目の欲を從にして、以て父母の戮を爲す、四の不孝なり。勇を好み、鬪鬪して以て父母を危くす、五の不孝なり。章子は是に一も有るか。

〔字義〕 ○四肢、兩の手足○從、縱と同じ○戮、はづかしめ○狼、もとる。

〔義解〕 孟子曰く、「世間で不孝といふものが五つある。人の子たるものが手足を動かすのを情つて父母の孝養を顧みないものが一つの不孝、博奕を好み飲酒を好んで父母の孝養を顧みないものが二つの不孝、金錢を貪り、妻子の愛にとらはれて父母の孝養を顧みないものが三つの不孝、耳目の欲、即ち物見遊山などに心を奪はれて、父母に恥を與へるのが四つの不孝、猥りに勇氣を好んで、喧嘩口論をなし父母の身まで危くするのは五つの不孝である。が、章子はこのうち一つでも有るであらうか。

夫章子、父子責善、而不相遇也。

〔義方〕 夫れ章子は、父子善を責めて、相遇はざるなり。

〔義解〕 章子は、親子の間に善を責めて、不和となつた爲めに不孝といはれるのである。

責善、朋友之道也、父子責善、賊恩之大者也。

〔義方〕 善を責むるは朋友の道なり。父子善を責むるは、恩を賊ふの大なる者なり。

〔義解〕 善を責めるといふことは朋友の道である。親子の間で善を責めたならば、これがために恩を害ふことが大である。

夫章子、豈不欲有夫妻子母之屬哉、爲得罪於父、不亦得近、出妻屏子、修身不養焉、其設心以爲、不若是、是則罪大者、是則章子已矣。

〔義方〕 夫れ章子豈に夫妻子母の屬有るを欲せざらんや。罪を父に得て近づくことを得ざるが爲に妻を出し、子を屏けて、終身養はれず。其の心を設くること以爲らく、是の若くならずんば、是れ則ち罪の大なる者と。是れ則ち章子のみと。

〔義解〕 章子だとして、妻子眷屬有るのを欲しないわけがあらうか。然し、父の怒りを受けて、近づくことが出来ない爲に妻をば出し、子は他に預けて、終身養を受けなかつた。章子の考では、自分は、この位にしなかつたならば、大きな罪が濟まないといふのであるが、このやうな立派な考を持つ者は章子だけである。」と。

曾子居武城、有越寇、或曰、寇至、盍去諸、曰無寓人於我室、毀傷其薪木、寇退則曰、修我牆屋、我將反、寇退、曾子反、左右曰待先生、如此其忠且敬也、寇至則先去、以爲民望、寇退則反、殆於不可、沈猶行曰、是非汝所知也、昔沈猶有負芻之禍、從先生者七十人、未諸與焉。

〔義方〕 曾子武城に居る、越の寇有り。或ひと曰く、寇至る、盍んぞ諸を去らざるやと。曰く、人を我が室に寓せて、其の薪木を毀傷すること無れと。寇退けば則ち曰く、我が牆屋を修めよ、我將に反らんとすと。寇退きて、曾子反る。左右曰く、先生を待つこと此の如く其れ忠にして且つ敬せり。寇至れば、則ち先づ去りて以て民の望をなす、寇退けば則ち反る、不可なるに殆しと。沈猶行曰く、是れ汝が知る所に非ず、昔、沈猶負芻の禍有り。先生

に従ふ者七十人、未だ與ること有らずと。

〔字義〕 ○武城、魯の邑の名○沈猶行、曾子の弟子の姓名○負芻、人名。

〔義解〕 曾子が武城に居つた時、越人の寇があつた。或人が曰く、寇がまゐりました、何で御逃げなさらぬのですか。と。曾子は寇人を自分の家に入れて、樹木などを折らせない様にして呉れと言つて立ち去つたが、寇人が退くと、自分の家の塙や家屋を修繕せよ、自分も歸るからと、寇人が退いてから間もなく歸つて來た。曾子の門人が曰く、「武城の人たちが、先生に對して非常に親切であり、丁重であるのに、先生は更に御頓着なく、寇が來れば立ち去られ、人民に手本を示され、寇が退けば、御歸りになられるといふのは、あまりに宜しくないことでは御座いませんか。」と。沈猶行曰く、「これは、諸子には分るまいが、先生が同姓の沈猶氏に居られた時、負芻といふものが攻めて來たことがあつた。その時、先生に従つてゐた者七十人も居つたが、それらを連れ立つて逃れこれに關係なさらなかつた。

子思居於衛、有齊寇、或曰、寇至。蓋去諸、子思曰、如彼去、君誰與守。

〔義方〕 子思、衛に居る、齊の寇有り。或ひと曰く、寇至る、蓋ぞ諸を去らざると。子思曰く、如し彼去らば君誰と與にか守らんと。

〔字義〕 ○子思、孔子の孫、伋といふ人、この時、衛國に仕へてゐた。

〔義解〕 子思が衛國に仕へて居つた時、齊國の寇があつた。或る人が曰く、「寇があるのに何故御逃げなさらぬか。」と。子思曰く、「自分は此の國に仕へて居る以上、死しても守らなければならぬ。もしも私が逃げたならば、國

を守るものがなくなるから逃げることは出来ない。」と。

孟子曰、曾子子思同道、曾子師也、父兄也、子思臣也、微也、曾子子思、易地則皆然。

〔義方〕 孟子曰く、曾子・子思道を同しうす。曾子は師なり、父兄なり。子思は臣なり、微なり、曾子・子思地を易へば、則ち皆然らんと。

〔字義〕 ○微、身分の卑しいこと。

〔義解〕 孟子が曰く、「曾子も子思も、その道は同一である。曾子は師の身分であつて、その土地の父兄である。子思は家來であつて、その身分は卑しいけれども、若しその立場を交換したならば同様のことをしたであらう。」と。

儲子曰、王使人瞰夫子、果有以異於人乎、孟子曰、何以異於人哉、堯舜與人同耳。

〔義方〕 儲子曰く、王人をして夫子を瞰はしむ。果して以て人に異ること有りやと。孟子曰く、何を以て人に異らんや。堯舜も人と同じきのみと。

〔字義〕 ○儲子、齊人。

〔義解〕 儲子曰く、「齊王は、孟子の評判を聞いて人をして窺はせられたが、果して常人と異つてゐる所があるか。」と。孟子曰く、「自分が、何で常人と異つてゐるか、堯舜でさへも、常人と同じことである。」と。

齊人有^{リキ}一妻^{ニシテ}一妾^{ニシテ}而^ル處^ニ室^ニ者^一、其^レ良^人出^{ツレバ}、則^ル必^ズ饜^ニ酒^ニ肉^ニ而^ル後^ニ反^ル、其^レ妻^ト問^フ所^ニ與^ニ飲^ニ食^ニ者^一、則^ル盡^ク富^貴也^一、其^レ妻^ト告^テ其^レ妾^ニ曰^ク、良^人出^{ツレバ}、則^ル必^ズ饜^ニ酒^ニ肉^ニ而^ル後^ニ反^ル、問^フ其^レ與^ニ飲^ニ食^ニ者^一、盡^ク富^貴也^一、而^モ未^ダ嘗^テ有^ニ顯^者來^ニ、吾^レ將^レ饜^ニ良^人之^レ所^ニ之^也、蚤^ト起^テ施^テ從^ニ良^人之^レ所^ニ之^也、偏^ク國^中無^シ與^ニ立^{スル}談^者、卒^ニ之^ニ東^郭墦^間之^レ祭^者、乞^フ其^レ餘^ヲ、不^レ足^又願^{ミテ}而^レ之^他、此^レ其^レ爲^ニ饜^足之道^也、其^レ妻^ト歸^テ告^テ其^レ妾^ニ曰^ク、良^人者^所ニ仰^キ望^而終^ル身^也、今^レ若^シ此^一、與^ニ其^レ妾^一、訕^ニ其^レ良^人、而^レ相^ニ泣^ク於^ニ中^庭、而^レ良^人未^ニ之^レ知^レ也^一、施^テ從^テ外^來、驕^ニ其^レ妻^妾一。

〔讀方〕 齊人一妻一妾にして、室に處る者有りき。其の良人出づれば、則ち必ず酒肉に饜きて而る後に反る。其の妻與に飲食する所の者を問へば、則ち盡く富貴なり。其の妻其の妾に告げて曰く、良人出づれば則ち必ず酒肉に饜きて而る後に反る。其の與に飲食する者を問へば、盡く富貴なり。而も未だ嘗て顯者の來ること有らず。吾將に良人の之く所を寇はんとすと。蚤に起きて施に良人の之く所に從ふ。國中を偏くすれども與に立談する者無し。卒に東郭墦間の祭者に之きて、其の餘を乞ふ。足らざれば、又願みて他に之く。此れ其の饜足を爲すの道なり。其の妻歸りて、其の妾に告げて曰く、良人は仰ぎ望みて、身を終ふる所なり、今此の如しと。其の妾と、其の良人を訕り

て中庭に相泣く。しかるに良人未だ之を知らず。施々として外より來りて、其の妻妾に驕る。

〔字義〕 ○饜、飽く○顯者、貴顯の人○蚤、朝早く○施從、施はなほめ、旁からあとをつけること○東郭、都の東方のくるわ○墦間、墦は墓○訕、そしる○施々、悦び自得する貌。

〔義解〕 齊國の人で、妻と妾と同居してゐるものがあつた。その良人が外出すると、必ず酒肉を充分馳走になつて歸つて來た。そこで妻が、その一つしよに飲食したものを聞くと、皆富貴のものである。妻が妾に告げて曰く、「吾が良人は外出すれば必ず馳走になつて歸つて來る。その行先を尋ねると皆富貴の家である。良人がそれ程富貴の者と交際してゐるならば、何故、貴顯の方が來ないのであらう不思議なことである。今度は良人の行先を探つて見たいものであると、朝早く起きて旁から良人のあとをつけて行つたが、國都中を通つても更に立話さへもする人がない。しまひには都の東のくるわの墓地へ行つて供物の餘を貰つたが、不足なので、又外へ貰ひに行つた。これが、充分馳走になつて來るといふ方法である。その妻が歸つて妾に曰く、「良人は仰ぎ敬つて終身事へるべきものであるが、現在良人はかくの如くであると、妾と共に良人を訶つて中庭で泣き合つてゐた。然しながら良人はこのことを知らないで、得々として外出先から歸つて來て、自慢話をはじめた。」

由^ニ君子^ニ觀^レ之^ヲ、則^ル人^之所^ニ以^テ求^フ富^貴利^達者^一、其^レ妻^妾不^レ羞^也、而^{シテ}不^レ相^ニ泣^ク者^一幾^希。

〔讀方〕 君子より之れを觀れば、人の富貴利達を求むる所以の者、其の妻妾の羞ぢずして而して相泣かざる者は幾ど希なり。

〔義解〕君子の眼から見ると、世間の人が富貴利達を求める所以は、大方は、前に述べたやうな種類のものであつて、妻妾が羞づかしがらず、泣き合はぬものは殆んどまれである。

萬章章句上

萬章問曰、舜往于田、號泣于旻天、何爲其號泣也、孟子曰、怨慕也。

〔讀方〕萬章問うて曰く、舜、田に往きて旻天に號位す、何爲れぞ其れ號位するやと。孟子曰く、怨慕するなりと。

〔字義〕○往于田、歷山に耕す時を指す○旻天、旻は閔、仁慈の恩を以て地を覆ふからかく云ふ。

〔義解〕孟子の弟子萬章が尋ねて曰く、「舜が歷山に耕された時、旻天に向つて號泣したといふことであるが、何故に號泣されたので御座いますか。」と。孟子曰く、「それは、自分の心が父母の心に適はないから我が心を怨んで父母を思慕したのである。」と。

萬章曰、父母愛之、喜而不忘、父母惡之、勞而不怨、然則舜怨乎、曰長息問、於公明高、曰、舜往于田、則吾既得聞命矣、號泣于旻天于父母、則我不知也、公

明高曰、是非爾所知也、夫公明高、以孝子心、爲不若、是忍我竭力耕田、共爲子職而已矣、父母之不我愛、於我何哉。

〔讀方〕萬章曰く、父母之を愛せば喜びて忘れず、父母之を惡めば勞して怨みず、然らば則ち舜は怨みたるかと。曰く、長息、公明高に問ひて曰く、舜田に往くことは、則ち我既に命を得たり。旻天に父母に號泣するは則ち吾知らずと。公明高の曰く、是爾が知る所に非ずと。夫れ公明高は孝子の心を以て、是の如く忍ならずと爲す。我力を竭し、田を耕して子たるの職に共するのみ。父母の我を愛せざるは、我に於て何ぞや。

〔字義〕○長息、公明高の弟子○公明高、曾子の弟子○忍、かつ、愁なき貌。

〔義解〕萬章曰く、「父母が自分の爲すことを愛するならば、これを喜んで忘れず、父母の氣に入らなかつならば氣に入るやうに努力して怨んではならぬてふことであるが、舜は怨んだので御座いますか。」と。孟子曰く、「長息といふ人が、公明高といふ人に尋ねて言ふのに、『舜が田に行く理由は御説明によつて分りましたが、旻天に向つて父母のことを號泣されたことが了解出来ません。』と。公明高曰く、「それは御身などにわかることではない。」と。公明高の考では、孝子の心は、他の人が想像する様に、心配がないものではない。自分は力を盡し、田を耕し、子としての職を盡した積りであつても、父母が悪みなさる以上、自分に何か行届かぬ點があるに相違ないと思つて號泣したのである。

帝使其子九男二女、百官牛羊倉稟、備以事舜於畎畝之中、天下之士、多就之者、

帝將_下胥_ニ天下_一而遷_{サント}之_ヲ焉、爲_レ不_レ順_ニ於_レ父母_一、如_シ窮_ノ人_ノ無_レ所_レ歸_{スル}。

〔讀方〕 帝其の子九男二女をして、百官牛羊倉粟、備へて以て舜に畎畝の中に事へしむ。天下の士之に就く者多し。帝將に天下を胥て之を遷さんとす。父母に順ならざるが爲に、窮人の歸する所無きが如し。

〔字義〕 帝、堯を指す。○九男、舜に事へさせて舜が外を治めるのを見た。○二女、娥皇女英、舜に妻はして家を齊へるのを見た。○畎畝中、舜が歷山に耕した時。○胥、みる。

〔義解〕 堯は、自分の子九人の男子を舜の臣とし、二人の娘を舜に妻はした。上には百官の役人、牛羊の食料、倉粟米や貨財等を備へて、歷山に耕せる舜に事へさせた。すると天下の士にして舜に就くものが多かつた。堯も天下の形勢を見て、位を舜に譲らうと思召された。この様に上下皆歸服したけれども、父母の心に適はなかつたから、困窮人が行く處のない様な有様であつた。

天下之士悦_レ之_ヲ、人之所_レ欲_{スル}也。而_レ不_レ足_ニ以_テ解_ク憂_ヲ、好色_ハ人之所_レ欲_{スル}、妻_ニ帝_ノ之_ニ女_一、而_レ不_レ足_ニ以_テ解_ク憂_ヲ、富人之所_レ欲_{スル}、富有_ニ天下_一、而_レ不_レ足_ニ以_テ解_ク憂_ヲ、貴人之所_レ欲_{スル}、貴_ニ爲_ニ天子_一、而_レ不_レ足_ニ以_テ解_ク憂_ヲ、人悦_レ之_ヲ、好色_ハ富貴_ニ、無_レ足_ニ以_テ解_ク憂_ヲ者_ハ、惟_ニ順_ニ父母_一、可_ニ以_テ解_ク憂_ヲ。

〔讀方〕 天下の士之を悦ぶは、人の欲する所なり。而れども以て憂を解くに足らず、好色は人の欲する所なり。

帝の二女を妻として、以て憂を解くに足らず。富は人の欲する所なり。富天下を有ちて、以て憂を解くに足らず。貴きは人の欲する所なり。貴きこと天子となりて以て憂を解くに足らず。人之を悦び、好色富貴も以て憂を解くに足る者無し。惟だ父母に順にして、以て憂を解く可し。

〔義解〕 天下の人々が悦んで歸服するといふことは何人も願はしいことである。然しながら、これも、舜の憂を解くに足りない。好色は誰も欲する所であるが、然し舜は帝の二女を娶つても、その憂を解くに足りない。富は誰も欲する所であるが、舜は天下を自分の所有としても、その憂を解くに足りない。位の貴いことは誰も欲する所、然し舜は、貴き天子の位につかれても、その憂を解くに足りない。天下の人々が悦んで歸服しても、帝の二女を娶つても、天子の貴きも、憂を解くに足りない。惟だ父母の氣に適ふやうにし得れば、それで憂を解くことが出来るといふのが、舜の心である。

人少_{ケレバ}則_レ慕_フ父母_一、知_レ好色_ヲ、則_レ慕_フ小_ノ艾_一、有_ニ妻子_一、則_レ慕_フ妻子_一、仕_レ則_レ慕_フ君_一、不_レ得_ニ於_レ君_一、則_レ熱_中、大_ニ孝_ニ終_身、慕_フ父母_一、五_十而_レ慕_フ者_ハ、予_ニ於_レ大_ノ舜_一見_レ之_ヲ矣。

〔讀方〕 人少ければ則ち父母を慕ふ。好色を知れば則ち小艾を慕ふ。妻子有れば則ち妻子を慕ふ。仕ふれば則ち君を慕ふ。君に得ざれば、則ち熱中す。大孝は終身父母を慕ふ。五十にして慕ふものは、予大舜に於て之を見る。

〔字義〕 ○少艾、年若き美貌の人。○熱中、心が熱して用ゐられんと求めること。

〔義解〕 年少の時は父母を慕ひ、好色を知れば、年若き美女を慕ひ、妻子があるやうになれば、妻子を慕ひ、官

に仕へれば、君を慕ひ、若し君の心を得ない時は、心中悶えるものである。然しながら、たゞ大孝の者は、一生涯父母を慕ふものである。就中、五十歳にもなつて父母を慕ふものは、舜に於て始めてこれを見るのみである。

萬章問曰、詩云、娶妻如之何、必告父母、信斯言也、宜莫如舜、舜之不告而娶何也、孟子曰、告則、不得娶、男女居室、人之大倫也、如告則廢、人之大倫、以懟父母、是以不告也。

〔讀方〕 萬章問ひて曰く、詩に云ふ。妻を娶ること之を如何ん、必ず父母に告ぐと。信に斯の言のごとくならば、宜しく舜の如くなること莫るべし、舜の告げずして娶るは何ぞやと。孟子曰く、告ぐれば則ち娶ることを得ず、男女室に居るは人の大倫なり。如し告ぐれば、則ち人の大倫を廢して、以て父母を懟まん、是を以て告げざるなりと。

〔字義〕 ○詩、齊の國風南山篇の語。

〔義解〕 萬章問うて曰く、「詩經に、『妻を娶るには如何にするか、必ず父母に告ぐべきものである。』とありますが、實際に此の言葉の通りであるならば、舜のやうであつてはならぬと存じられますが、舜が、父母に告げずに、娶つたのは何故で御座いますか。」と。孟子曰く、「若し父母に告げたら娶ることが出来ないからである。男女が一室に居ることは人倫の本である。然し、若し父母に告げたならば、人倫の本を廢して、父母を懟むやうになるばかりである。それで告げなかつたのである。」と。

萬章曰、舜之不告而娶、則吾既得聞命矣、帝之妻舜而不告何也、曰、帝亦知告焉、則不得妻也。

〔讀方〕 萬章曰く、舜の告げずして娶るは、則ち吾既に命を聞くを得たり。帝の舜に妻して告げざるは何ぞやと。曰く、帝も亦告ぐれば、則ち妻すを得ざるを知らばなりと。

〔義解〕 萬章曰く、「舜が父母に告げずに娶られたのは、了解しましたが、帝が二女を舜にめあはしても告げなかつたのは何故で御座いますか。」と。孟子曰く、「帝も亦、告げたならば、妻すことが出来ないといふことを知つてゐたからである。」と。

萬章曰、父母使舜完廩、捐階、瞽瞍焚廩、使凌井、出從而揜之、象曰、謨蓋都君、咸我績、牛羊父母、倉廩父母、干戈朕、琴朕、箠朕、二嫂使治朕棲、象往入舜宮、舜在牀琴、象曰、鬱陶思君爾、忸怩舜曰、惟茲臣庶、汝其于予治、不識、舜不知象之將殺已與、曰爰而不知也、象憂亦憂、象喜亦喜。

〔讀方〕 萬章曰く、父母舜をして廩を完めしめ、階を捐つ。瞽瞍廩を焚く。井を浚しはむ、出づ、從ひて之を揜ふ。象の曰く、都君を蓋ふことを謀れるは咸我が績、牛羊は父母、倉廩は父母、干才は朕、琴は朕、箠は朕、二嫂

は朕が棲を治めしめんと。象往きて舜の宮に入る。舜牀に在りて琴ひく。象の曰く、鬱陶として君を思ふのみと。忸怩たり。舜の曰く、惟れ茲の臣庶。汝其れ予に于いて治めよと。譲らず、舜、象が將に己を殺さんとするを知らざるかと。曰く、奚ぞ知らざらん、象愛ふれば亦愛へ、象喜べば亦喜ぶと。

〔字義〕 ○完、をさむ、治むと同様○捐、すつ、去ること○階、梯○晉腹、舜の父の名○象、舜の異母弟の名○謨、謀○都君、舜の居る所は三年で都をなすのでいふ○砥、飾つた弓○二嫂、嫂はあによめ、娥皇女英○棲、寢臥の時の榻○鬱陶、物を思うて氣の伸びないこと。

〔義解〕 萬章曰く、「舜の父母は舜に倉を治めさせ、舜が屋上に登ると梯を取り去り、父の晉腹は、倉を焚き舜を殺さうとした。又、舜に井戸を浚はせた。舜が井戸に入ると、直ぐに井戸を捨てしまった。その時、異母弟の象曰く、「舜を井戸の中に捨ててしまったのは自分の功績であるから、舜の財産は十分貰ふべきであるが、牛羊は父母に、倉廩にある穀物財貨も父母に與へ、楯と鋒は自分が取らう、琴も自分、弓も自分、二人の兄嫁は自分の妻としてよう」と。象は舜の部屋に行つた。然るに、舜は、牀上で琴を弾いて居た。象曰く「非常に心配して見に参りました。」と。良心の苛責にあつて恥かし氣であつた。舜曰く、「自分には家來や、庶人が澤山にあるから、御身は、自分を助けて治めよ。」と。然らば舜は、象が自分を殺さうとしたことを知らず、象に欺かれてゐるので御座いますか。」と。孟子曰く、「何で知らないことがあらう、然しながら、兄弟のことであるから、象が喜べば、舜も共に喜び、象が心配すれば、舜も亦共に心配したのである。」と。

曰、然則舜僞喜者與、曰否、昔者有饋生魚於鄭子產、子產使校人畜之池、校人

烹之、反命曰、始舍之、圉圉焉、少則洋洋焉、攸然而逝、子產曰、得其所哉、得其所哉、校人出曰、孰謂子產智、予既烹而食之、曰得其所哉、得其所哉、故君子可欺以二其方、難罔以非其道、彼以愛兄之道來、故誠信而喜之、愛僞焉。

〔讀方〕 曰く、然らば舜は僞りて喜ぶかと。曰く、否、昔者、生魚を鄭の子産に饋るもの有り。子産、校人をして之を池に畜はしむ。校人之を烹て、反命して曰く、始め之を合てば、圉圉たり、少くすれば則ち洋洋たり、攸然として逝くと。子産曰く、其の所を得たる哉、其の所を得たる哉と。校人出でて曰く、孰か子産を智と謂ふ。予既に烹て之を食へり、曰く、其の所を得たる哉、其の所を得たる哉と。故に君子は欺くに其の方を以てす可し。罔ふるに其の道に非ざるを以てし難し。彼兄を愛するの道を以て來る、故に誠に信じて之を喜ぶ、奚ぞ僞らんやと。

〔字義〕 ○校人、池沼を主る小吏○圉々、苦んで未だ舒びない貌○洋洋、寛縱の貌○攸然、自得の貌。

〔義解〕 萬章曰く、「然らば、舜は僞つて喜ぶので御座いますか。」と。孟子曰く、「さうではない。昔、生魚を鄭の子産に贈つた人があつた。子産は校人と呼んで、池に畜つておくやうにと命じたが、校人はこれを料理して食つてしまひ、子産の所に來て復命して曰く、『最初放した時には苦んで居つたが、しはらくするとゆつたりと、泳ぎ出したと言ふと、子産は非常に悦んで曰く、『魚も場所を得て満足したであらう、満足したであらう。』と。校人は退出し

て、『世間では、子産は智者であるといふけれども、自分が料理をして食つたとも知らず、場所を得て満足したらう。満足したらうといったが、智者なことはない。』と言つた。君は人が道を以て欺くならば、欺かれるが、道にはづれたことを以て強いても、これには乗せられぬものである。故に象が兄に事へる道を以て来たのであるから、實際であると思つて喜んだので、何で偽つて喜ぶことがあらうか。』と。

萬章問曰、象日以殺舜爲事、立爲天子、則放之何也、孟子曰、封之也、或曰放焉。

〔讀方〕 萬章問ひて曰く、象は日に舜を殺すを以て事と爲す、立ちて天子と爲れば、則ち之を放くは何ぞやと。孟子曰く。之を封ずるなり。或ひと曰く、放くと。

〔字義〕 ○封、建封して一國の君とすること。

〔義解〕 萬章問うて曰く、「象は常に舜を殺さうといふことを仕事としてをつたが、舜が立つて天子となると、これを放ち退けられたといふのはどういふ理由で御座いますか。」と。孟子曰く、「いや、それは象を封じて一國の君子とせられたのである。それを或人が放つと誤つて言つたのである。」と。

萬章曰、舜流共工于幽州、放驩兜于崇山、殺三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下成服、誅不仁也、象至不仁、封之有庖、有庖之人、爰罪焉、仁人固如是乎、在

他人則誅之、在弟則封之、曰仁人之於弟也、不藏怒焉、不宿怨焉、親愛之而已矣、親之欲其貴也、愛之欲其富也、封之有庖、富貴之也、身爲天子、弟爲匹夫、可謂親愛之乎。

〔讀方〕 萬章曰く、舜共工を幽州に流し、驩兜を崇山に放き、三苗を三危に殺し、鯀を羽山に殛す、四罪して天下咸く服す、不仁を誅するなり。象至つて不仁なり、之を有庖に封ず、有庖の人奚の罪かある、仁人は固より是の如きか、他人に在りては則ち之を誅し、弟に在つては則ち之を封ずと。曰く、仁人の弟に於ける怒を藏さず、怨を宿めず、之を親愛するのみ。之を親みては其の貴きを欲し、之を愛しては其の富みを欲す、之を有庖に封ずるは、之を富貴にするなり。身天子となり、弟匹夫たらば、之を親愛すと謂ふ可けんやと。

〔字義〕 ○流、流刑○共工、官名○驩兜、人の名、共工と驩兜の二人明黨をなした○三苗、國名、支那舊來の土人○殛、誅殺すること。○鯀、禹の父○幽州、北邊の地○崇山、南邊の山○三危、西裔の地○羽山、東陲の山○有庖、地名。

〔義解〕 萬章曰く、「舜の時は悪人が多かつたので、共工を幽州に流し、驩兜を崇山に放ち、三苗の君を三危の地に於て殺し、鯀を羽山に殺した。此の四人を罪して、天下が皆服従したのは、不仁のものを誅せられたからである。象は此等の者に比較すると、一層悪人で、極めて不仁であるのに、舜は、之を有庖に封ぜられた。有庖の人は何故、こんな不仁な君の虐政を受けなければならぬのか。有庖の人民に何の罪があらうか。仁者の仕事は、かく

の如く不公平なものであらうか。他の人の場合は、之を誅殺し、弟の場合は、一國の君として封ずるといふのはどんなわけなので御座いませうか。」と。孟子曰く、「仁者が弟に對する場合は、立腹したからと言つて、いつまでも胸に包んでおくのでなく、永く怨に思つてゐるのでもない。たゞ親愛するばかりであつて、これを親んでは少しも貴くなるやうにと願ひ、之を愛しては少しも富むやうにと願ふのが人情の常である。故に弟を有庫に封じたのはその富貴にしたいが爲である。自分が天子となり、弟が匹夫であつたならば、何で親愛すると言はれようか。」と。

敢問、或曰放者何謂也、曰象不得有爲於其國、天子使吏治其國、而納其貢稅焉、故謂之放、豈得暴彼民哉、雖然、欲常々而見之、故源々而來、不レ及貢、以レ政接千有庫、此之謂也。

〔廣方〕 敢て問ふ。或ひと曰く、放くとは何の謂ぞ。曰く、象は其の國を爲むること有るを得ず、天子史をして其の國を治め、其の貢稅を納れしむ、故に之を放くと謂ふ、豈に彼の民を差するを得んや、然りと雖も常當にして之を見んと欲す、故に源々として來り、貢に及ばずして政を以て有庫に接すとは、此れ之の謂なり。

〔義解〕 萬章が又問うて曰く、或人が、放くとはどんな譯であるか。」と。孟子曰く、象は有庫に封ぜられたが、其の國を治めることが出來ず、天子は役人を遣はして、其の國を治めさせ、租稅も取立てさせた。故に君といふのは只名ばかりであるから、放くといふのである。これでは流石の象も、何で人民を虐げることが出來ようか。然し兄弟の情で、常々象に面會を希望されるので、象を絶えず參内させた。古書に、「諸侯朝貢の外に、國政について有

庫の君に接見せられた。」とあるのは此の謂である。」と。

咸丘蒙問曰、語云、盛德之士、君不レ得而臣、父不レ得而子、舜南面而立、堯帥諸侯、北面而朝之、瞽瞍亦北面而朝之、舜見瞽瞍、其容有レ蹙、孔子曰、於斯時也、天下殆哉、岌々乎、不レ識、此語誠然乎哉、孟子曰、否、此非君子之言、齊東野人之語也、堯老而舜攝也、堯典曰、二十有八載、放勳乃徂落、百姓如喪考妣、三年四海、遏密八音、孔子曰、天無二日、民無二王、舜既爲天子矣、又帥天下諸侯、以爲堯三年喪、是二天子矣。

〔廣方〕 咸丘蒙問ひて曰く、語に云く、盛德の士は君得て臣とせず、父得て子とせず、舜南面して立てり、堯、諸侯を帥めて北面して之に朝す、瞽瞍も亦北面して之に朝す、舜、瞽瞍を見て其の容蹙めること有り。孔子曰く、斯の時に於て天下殆い哉、岌岌乎たりと。識らず、此の語誠に然るやと。孟子曰く、否、此れ君子の言に非ず、齊東野人の語なり。堯老いて舜攝するなり。堯典に曰く、二十有八載放勳乃ち徂落す、百姓考妣に喪するが如し、三年四海、八音を遏密すと。孔子曰く、天に二日無く、民に二王無しと。舜既に天子たり、又天下の諸侯を帥めて、以て堯の三年の喪をなさば、是れ二りの天子なり。

〔字義〕 ○成丘蒙、孟子の弟子○語、古語○南面、天子の位○北面、臣下の位○容、舜の容貌をさす○覺、眉をあつめて不安な貌○岌々乎、不安な貌○齊東野人、齊國の東鄙の野人○攝、天子の事を代理すること○堯典、書經の篇名○二十有八載、舜位を攝すること、二十八年であること○祖落、祖は魂が天に登ること、落は魂が降ること、即ち崩すること○考妣、亡父を考、亡母を妣○過密、過は止むること、密は靜かにすること、即ち停止すること○八音、鳴物、金石糸竹匏土革木。

〔義解〕 成丘蒙が問うて曰く、「古語に、盛徳の士は君でも臣とすることが出来ず、父でも子とすることが出来ない。故に、舜が天子となつて南面して立たれると、堯は諸侯を帥めて臣下の禮を取り、北面して朝に出で、父の背腹も北面して朝に出でられたが、舜は父背腹を見て、眉をひそめた。孔子曰く、『斯の時には、君臣父子の大倫は亂れて、天下は實に殆いものである。』と。此の話は實際のことでありませうか。」と。孟子曰く、「否、それは君子の言葉ではない。必ず齊國東鄙の野人の話である。堯が年老いて舜が政を攝せられ、堯存命中は舜に位を譲られないから、北面して舜に仕へる必要はない筈であつて、堯典に「舜の攝位二十八年、堯が崩せられたら、百姓どもは、父母の喪に服するが如くに悲しみ、三年間、四海到る處、一切の鳴物を停止した。」とある。又孔子曰く、『天に二つの日なきと同様、民にも二人の天子はない。』と。舜が既に天子となりながら、下の諸侯を帥めて、堯の三年間の喪に服するならば、舜と堯と二人の天子がある譯になる。」と。

成丘蒙曰、舜之不臣堯、則吾既得聞命矣、詩云、普天之下、莫非王土、率土之

濱、莫非王臣、而舜既爲天子矣、敢問、瞽瞍之非臣如何、曰、是詩也、非是之謂也、勞於王事而不得養父母也、曰、此莫非王事、我獨賢勞也、故說詩者、不以文害辭、不以辭害志、以意逆志、是爲得之、如以辭而已矣、雲漢之詩曰、周餘黎民、靡有孑遺、信斯言也、是周無遺民也。

〔讀方〕 成丘蒙曰く、舜の堯を臣とせざるは、則ち吾既に命を聞くことを得たり。詩に云ふ。普天の下王土に非るは莫く、率土の濱王臣に非るは莫しと。而して舜既に天子となれり。敢て問ふ、瞽瞍の臣に非るは如何と。曰く、是の詩は是れを之れ謂ふに非ず、王事に勞して父母を養ふことを得ざるなり。曰く、此れ王事に非ること莫し、我獨り賢勞するなり。故に詩を説く者は、文を以て辭を害せず、辭を以て志を害せず、意を以て志を逆ふ、是れ之を得たりとなす。如し辭のみを以てせば、雲漢の詩に曰く、周餘の黍民孑遺有ること靡しと。信に斯の言のごとくならば、是れ周に遺民無きなり。

〔字義〕 ○詩、詩經小雅北山篇の語○文、文字○辭、語句○雲漢、詩經大雅篇の名○周餘、厲王の大亂の後を指す○孑遺、子は獨立の貌、遺は脱、單獨の遺るもの。

〔義解〕 成丘蒙曰く、「舜が堯を臣としないといふことは既に了解いたしました。詩經に、『天下の土地は普く天子の領地でない處はなく、地の續いてゐる限り如何なる處に住む人民も王の臣下でないものはない。』とあります。然らば舜が既に天子である以上、父背腹も臣下でない筈はないが如何で御座いますか。」と。孟子曰く、「詩經の此の

詩は、さういふ意味で作つたのではない。自分だけが賦役に勞して父母を養ふことが出来ないのを意味するので、普天卒土皆王土であり、王臣であるから、皆王事に服すべきであるのに、如何なる理由で自分獨りが勞苦するかと言ふ意味である。故に詩を説くものは、文字に拘泥して語句を損せぬやう、語句に拘泥して思想を損せぬ様、此方の意を以て思想を迎へて説くのが詩を説く法である。若しも言葉にのみ泥拘すると、雲漢の詩に、『周の天下に餘る程の人民も、みな死に絶えて、一人の遺民もない。』とあるが、實際に此の言葉通りであつたならば、周には遺民は無い筈である。

孝子之至、莫大乎尊親、尊親之至、莫大乎以天下養、爲天子父、尊之至也、以天下養、養之至也、詩曰、永言孝思、孝思維則、此之謂也。

〔讀方〕 孝子の至りは、親を尊ぶより大なるは莫し。親を尊ぶの至りは天下を以て養ふより大なるは莫し。天子の父たるは尊ぶの至りなり。天下を以て養ふは養ふの至りなり。詩に曰く、永く言に孝を思ふ。孝を思へば維れ則とすとは、此れ之の謂ひなり。

〔字義〕 ○詩、大雅下武の篇。

〔義解〕 子が親に孝を盡すの最上は、親を尊ぶより大なるはなく、その親を尊ぶといふのは、天下の人を率ゐる天下の富を以て養ふより大なるはない。天子の父となることは尊ぶことの最上で、天下の人と、天下の富とを以て養ふは養ふことの最上である。詩經に、『永く注意して親に孝を盡さうと思ふが、能く孝を盡す時には、天下の模範と

なる。』とあるのは、此の謂ひである。

書曰、祇載見、夔々齊栗、瞽瞍亦允若、是爲父不而子也。

〔讀方〕 書に曰く、載を祇みて瞽瞍に見ゆ。祇々として齊栗すれば、瞽瞍も亦允とし若へりと。是を父得て子とせずと爲す。

〔字義〕 ○書、書經大禹謨の篇○祇載、祇はつゝしむ、敬、載は事○夔々、莊敬戰栗の容○齊栗、齊は莊敬、栗は戰栗○允、まこと、信○若、したがふ、順。

〔義解〕 書經に、『舜は何事にも愼み深く、瞽瞍に對しては、夔々として敬ひ愼み、恐れ戦いて事へられた。瞽瞍も亦、これを信とし、従はれた。』とあるが、これが、古語にある、父も得て子とせずといふ譯である。

萬章曰、堯以天下與舜有諸、孟子曰否、天子不能以天下與人。

〔讀方〕 萬章曰く、堯、天下を以て舜に與ふと、有りや。孟子曰く、否、天子も天下を以て人に與ふること能はずと。

〔義解〕 萬章曰く、『堯は天下を舜に與へられたと申しますが、事實で御座いますか。』と。孟子曰く、『否、如何に天子であるからと言つても、天下を人に與へることは出来るものでない。』と。

然則舜有天下也、孰與之、曰天與之。

〔讀方〕 然らば則ち舜の天下を有つは、孰か之を與ふると。曰く。天之を與ふと。

〔義解〕 萬章曰く、「然らば舜が天下を有たれたのは、誰が之を與へたので御座いますか。」と。孟子曰く、「天が之を與へたのである。」と。

天與レ之者、諄諄然命レ之乎。

〔讀方〕 天之を與ふとは、諄諄然として之を命ずるか。

〔字義〕 ○諄々、詳に語る貌。

〔義解〕 萬章曰く、「天が與へるといふのは、諄々然と詳に説いて命ずるので御座いますか。」と。

曰否、天不言、以行與事、示之而已矣。

〔讀方〕 曰く、否、天は言はず、行と事とを以て之に示すのみと。

〔義解〕 孟子曰く、「否、天は物を言はない。たゞ、舜の行と事とにつきて自然に天意のある所を示されたのである。」と。

曰以行與事示之者、如之何、曰、天子能薦人於天、不能使天與之天下、諸侯能薦人於天子、不能使天子與之諸侯、大夫能薦人於諸侯、不能使諸侯與之大夫、昔者堯薦舜於天、而天受之、暴之於民、而民受之、故曰、天不言以行

與事、示之而已矣。

〔讀方〕 曰く、行と事とを以て之に示すとは、之を如何んと。曰く、天子能く人を天に薦む。天をして之に天下を與へしむること能はず。諸侯能く人を天子に薦む。天子をして之に諸侯を與へしむること能はず。大夫能く人を諸侯に薦む。諸侯をして之に大夫を與へしむること能はず。昔者、堯舜を天に薦めて、天之を受く、之を民に暴して民之を受く。故に曰く、天言はず、行と事とを以て之に示すのみと。

〔字義〕 ○暴、あらはす、顯。

〔義解〕 萬章曰く、「天が行と事とで、その意を示して、自然に之を與へられるといふのは、如何なる事で御座いますか。」と。孟子曰く、「天子は賢者を天に向つて推薦することが出来るが、天に天下を與へさせることは出来ない。諸侯は、能く賢人を天子に推薦することは出来るが、天子は諸侯にさせる事は出来ない。大夫は、賢人を諸侯に推薦することは出来るけれども、強いて大夫を與へさせる事は出来ない。昔、堯は舜を天に推薦したら、天が之を受け、之を人民に顯はされると人民も之を受けたのである。であるから天は物言はずに行と事とで示すばかりであるといふのである。」と。

曰、敢問、薦之於天、天而受之、暴之於民、而民受之如何、曰使之主祭、而百神享之、是天受之、使之主事、而事治、百姓安之、是民受之也、天與之、人與之、故曰、天子不能以天下與人。

〔廣方〕 曰く、敢て問ふ、之を天に薦めて、天を受け、之を民に暴して、民之を受くること如何と。曰く、之をして祭を主らしめて百神之を享く、是れ天を受け受くるなり。之をして事を主らしめて事治まり、百姓之に安んず、是れ民之を受くるなり。天之に與へ、人之に與ふ。故に曰く、天子は天下を以て人に與ふること能はずと。

〔義解〕 禹章又問うて曰く、「之を天に薦めて天を受け、之を民に顯し示して、民も之を受けるといふ事は、如何なることで御座いますか。」と。孟子曰く、「この人に祭を主らしめて百神皆その祭を享けるならば、天が受けさせられた證據である。この人に政を主らしめて政も治まり天下の人民が安ずることを得たならば、これは民の受けた證據である。天がこれを與へ、人も之を與へるから、天子は、勝手に天下を人に與へることが出来ないと言ふのである。」

舜相^{スル}堯^ニ二十有八載、非^ズ人之所^ニ能^ク爲^ス也、天也、堯崩^{ジテ}三年之喪畢、舜避^ク堯之子於南河之南、天下諸侯朝覲者、不^レ之^ニ堯之子^ニ而之^ク舜、訟獄者不^レ之^ニ堯之子^ニ而之^ク舜、謳歌者不^レ謳^ヒ堯之子^ニ而謳^ヒ舜、故曰天也、夫然後之^ニ中國^ニ踐^リ天子位^ニ焉、而居^ル堯之宮^ニ、逼^ラ堯之子^ニ、是篡^ル也、非^ズ天與^ル也、

〔廣方〕 舜、堯に相たること二十有八載、人の能く爲す所に非ず、天なり。堯崩じて三年の喪畢りて、舜堯の子に南河の南に避く。天下の諸侯朝覲する者、堯の子に之かずして舜に之く。訟獄するもの堯の子に之かずして舜に之

く。謳歌する者堯の子に謳歌せずして舜に謳歌す。故に曰く、天なりと。夫れ然る後に中國に之きて天子の位を踐めり。而るを堯の宮に居て、堯の子に逼らば是れ篡へるなり。天の與ふるに非ざるなり。

〔字義〕 ○南河、冀州の地の南にある地○堯之子、丹朱といった○訟獄、獄が決せず更に來て訟へること○謳歌、短聲を謳、長聲を歌といふ。

〔義解〕 舜が堯の攝政であつたこと二十八年の久しい間であつたのは、人力のよく爲る所ではなく、實に天の力である。堯が崩じて、三年の喪が終り、都には堯の子丹朱が居る故舜は南河の南に避けた。處が、參内する諸侯は堯の子の方へは行かず、皆舜の處に行き、裁判を訟へるものも、堯の子の方へは行かず、舜の處に行つた。君を祝福して歌ふにも、堯の子を歌はずに舜を歌つた。故に、天意であると言ふのである。それであるからこそ、中國に行つて天子の位に即かれたのである。然るに、堯が崩じて、堯の御殿に居られて、堯の子を妨げて天子の位に即かれるやうな事があれば、これこそ位を篡つたのである。天の與へたものではない。

太誓曰、天視^ル自我民視^ル、天聽^ク自我民聽^ク、此之謂^フ也。

〔廣方〕 太誓に曰く、天の視ることは我が民の視るに自ひ、天の聽くことは我が民の聽くに自ふとは、此れ之の謂なりと。

〔字義〕 太誓、書經の篇の名○自、したがふ。

〔義解〕 書經太誓に、「天は目があつて視ないが、我が民の視ることによつて視られ、耳があつて聽かないけれど

も、我が民の聴くことによつて聴かれる。」とあるが、これは天の與へるものだといふ謂である。」と。

萬章問曰、人有言、至_ニ於禹_ニ而德衰、不_レ傳_ニ於賢_ニ而傳_ニ於子_ニ、有_レ諸、孟子曰、否、不然也、天與_レ賢則與_レ賢、天與_レ子則與_レ子、昔者舜薦_ニ禹_ニ於天_ニ十有七年、舜崩三年之喪畢、禹避_ニ舜之子_ニ於陽城、天下之民、從_レ之若_下堯崩之後、不_レ從_ニ堯之子_ニ、而從_ニ舜_ニ也、禹薦_ニ益_ニ於天_ニ七年、禹崩三年之喪畢、益避_ニ禹之子_ニ於箕山之陰、朝覲訟獄者、不_レ之_レ益而之_レ啓、曰吾君子也、謳歌者不_レ謳_ニ歌益_ニ、而謳_ニ歌啓_ニ曰、吾君之子也。

〔贖方〕 萬章問ひて曰く、人言へること有り、禹に至りて徳衰へ、賢に傳へずして子に傳ふと、諸有りや。孟子曰く、否然らず、天、賢に與ふれば則ち賢に與へ、天、子に與ふれば則ち子に與ふ。昔者、舜、禹を天に薦むること十有七年、舜崩じて三年の喪畢りて、禹舜の子に陽城に避く。天下の民之に従ふこと、堯崩じて後堯の子に従はずして舜に従ふが若し。禹、益を天に薦むること七年、禹崩じて三年の喪畢りて益、禹の子に箕山の陰に避く。朝覲訟獄する者、益に之かずして啓に之く。曰く、吾が君の子なりと。謳歌する者益を謳歌せずして、啓を謳歌して曰く、吾君の子なりと。

〔字義〕 ○陽城、崇山の麓深谷の陰所○箕山之陰、陽城と同様の所にある○益、禹の相○啓、禹の子。

〔義解〕 萬章問うて曰く、或人の説に、堯舜は共に盛徳の君であつたが、禹に至つて、徳が衰へた、之れは、天

下を賢者に傳へず、子に傳へられたからであるといふが、如何なものですか。」と。孟子曰く、「さうではない、天が賢者に傳へようとする時は、天に聽いて賢者に與へ、天が子に與へようとする時は、天に聽いて子に與へるのである。昔、舜が禹の賢を知つて、天に薦めて政治を主らせたこと十七年、舜が崩じて三年の喪が終り、禹は舜の子商均に遠慮して、陽城に避けて居られた。然るに、天下の民が禹に従ふこと、堯が崩じて後、堯の子に從はずに、舜に従ふやうであつた。禹もやはり、益を天に薦めて、政を主らせた。禹が崩じて三年の喪が済み、益は禹の子啓に憚つて箕山の下に避けたけれども、參内するものも、裁判を訟へるものも、皆益には從はずに、是は我が君の子であると啓の方に行つたし、謳歌する者も益を謳歌せず、是は吾が君の子であると言つて啓を謳歌した。

丹朱之不肖、舜之子亦不肖、舜之相堯、禹之相舜也、歷_レ年多、施_ニ澤於民_ニ久、啓賢能敬、承_ニ繼禹之道_ニ、益之相_レ禹也、歷_レ年少、施_ニ澤於民_ニ未_レ久、舜禹益相去久遠、其子之賢不肖、皆天也、非_ニ人之所_ニ能爲_ニ也、莫_ニ之爲_ニ而爲者_ニ天也、莫_ニ之致_ニ而至于命也。

〔贖方〕 丹朱は不肖にして、舜の子も亦不肖なり。舜の堯に相たる、禹の舜に相たる年を歴ること多く、澤を民に施すこと久し。啓賢にして能く敬みて禹の道を承繼す、益の禹に相たる、年を歴ること少く、澤を民に施すこと未だ久しからず、舜・禹・益相去ること久遠なり。其の子の賢不肖は皆天なり。人の能く爲る所に非るなり。之を爲

ること莫くして、爲る者は天なり。之を致すこと莫くして、至る者は命なり。

〔義解〕 堯の子丹朱は愚であつたが、舜の子商均も亦愚であつた。舜が堯の相であり、禹が舜の相であつたこと長い年月であり、其の間に於て、人民に恩澤を施したことも久しい間であつた。禹の子啓は賢者であつて、よく慎んで禹の道を受け継ぎ、益が禹の相であつた間も短く、従つて恩澤を人民に施したことも未だ久しい間ではないから、天下の民が益に向ふ筈がない。舜禹と益との相違は非常なものである。人の子の賢、不肖は皆天命であつて、人力の能くすることの出来ないものである。誰がするといふことなしにするものが天であり、誰が招くといふことなしに、自然に来るものが命なのである。

匹夫而有天下者、徳必若舜禹、而又有天子薦之者、故仲尼不有天下。

〔讀方〕 匹夫にして天下を有つ者は、徳必ず舜・禹の若く、又天子の之を薦むる者あり。故に仲尼は天下を有たず。

〔義解〕 微賤な匹夫から出て、天下を有つ者は、その徳が舜や禹の如く、しかも、天子が天に推薦して政を執らせる者でなければならぬ。故に、孔子は、徳は舜禹の如くであつたけれども、推薦する者がなかつた爲に天下を有つ事が出来なかつたのである。

繼世以有天下、天之所廢、必若桀紂者也、故益、伊尹、周公不有天下。

〔讀方〕 世を繼ぎて以て天下を有つものの、天の廢する所は必ず桀紂が若くなる者なり。故に益・伊尹・周公は天下

を有たず。

〔義解〕 世を繼いで天下を有つものは、その祖宗の功德が未だ滅びないものであるから、その子孫は祖宗程の人物でなくても天は廢しない。天の廢するものは桀紂の如きものである。故に、益・伊尹・周公は天下を有たないのである。

伊尹相湯、以王於天下、湯崩、太丁未立、外丙二年、仲壬四年、太甲顛覆湯之典刑、伊尹放之於桐、三年太甲悔過、自怨自艾、於桐處仁遷義三年、以聽伊尹之訓、已也、復歸于亳。

〔讀方〕 伊尹湯に相として、以て天下に王たり。湯崩じて太丁未だ立たず、外丙は二年、仲壬は四年、太甲、湯の典刑を顛覆す。伊尹之を桐に放く。三年、太甲過を悔い、自ら怨み自ら艾りて、桐に於て仁に處り、義に遷ること三年、以て尹の已を訓ふるを聽きて亳に復歸す。

〔字義〕 ○伊尹、伊は姓、尹は字○太丁、湯の太子、王とならずに死んだ○外丙二年、外丙は太丁の弟、外丙が立つてから二年○仲壬、太丁の弟○太甲、太丁の子○典刑、典章法度○放、安置すること○桐、湯の墓のある所○亳、商の都。

〔義解〕 伊尹は殷の湯王の相として政を主り湯をして天下に王たらしめた。湯崩じて後、太子の太丁は未だ天子の位に即かずに薨ぜられ、次の弟外丙は二年後、その弟仲壬は四年後崩ぜられ、太丁の子太甲が位に即かれたがそ

の太甲は湯の定められた典章法度を破られたので、伊尹は太甲を湯の墓地である桐に安置すること三年であつたが、太甲は自分の過を悔い、自分の所業を怨み、また自分から懲りて、桐に居つても仁義を守つて、三年の間、伊尹の教訓を固く守り、善人に復歸せられたので遂に歸らせ天子の位に即かせた。それで伊尹は天子の位に即かなかつたのである。

周公之不_レ有_二天下_一、猶_二益之於_レ夏_一、伊尹之於_レ殷也。

〔讀方〕 周公の天下を有たざるは、猶益の夏に於ける、伊尹の殷に於けるが如し。

〔義解〕 周公が成王を立て、自分は天下を有たれなかつたのは、益が夏に於けるが如く、また伊尹の殷に於けるが如き關係である。

孔子曰、唐虞禪、夏后殷周繼、其義一也。

〔讀方〕 孔子曰く、唐・虞は禪り、夏后・殷・周は繼ぐ、其の義は一なりと。

〔字義〕 ○禪、授けること○繼、子に與へること。

〔義解〕 孔子曰く、「唐堯、虞舜は禪を受け、夏后殷周は子を以て繼いだ。仕方は違つてゐるけれども、天命を奉ずる意味に於ては同一である。」と。

萬章問曰、人有_レ言、伊尹以_二割烹_一要_レ湯、有_レ諸。

〔讀方〕 萬章問うて曰く、人言へること有り、伊尹・割烹を以て湯に要むと、諸有りや。

〔字義〕 ○割烹、宰割烹調、厨人の事。

〔義解〕 萬章問うて曰く、「或人の言ふのに、伊尹は厨人となつて湯に仕へることを求めたといふことですが、實際で御座いますか。」と。

孟子曰、否_レ不然、伊尹耕_ニ於_レ有_二莘之野_一、而樂_ニ堯舜之道_一焉、非_ニ其義_一也、非_ニ其道_一也、
祿_ニ之以_二天下_一、弗_レ顧也、繫馬千駟弗_レ視也、非_ニ其義_一也、非_ニ其道_一也、一介不_ニ以_レ與人_一、
一介不_ニ以_レ取_ニ諸人_一。

〔讀方〕 孟子曰く、否、然らず、伊尹は有莘の野に耕して、堯舜の道を楽しめり。其の義に非ず、其の道に非れば、之に祿するに天下を以てすとも顧みず、繫馬千駟も視ず、其の義に非ず、其の道に非れば、一介も以て人に與へず、一介も以て諸れを人に取らず。

〔字義〕 ○莘、國の名○駟、四正の馬○一介、一根の草。

〔義解〕 孟子曰く、否、さうではない。伊尹は、有莘といふ野で耕して堯舜の道を楽しんでをられた。そして、其の道に適はず、義理に適はなかつたならば、祿として天下を與へると言つても振向きもしない。繫馬四千匹を與へると言つても、視もしない。道に適はず、義理に適はないならば、草一本でも人に與へず、また人から受けもしない。

湯使_ム人以_レ幣聘_マ之_ヲ、囂々然_{トシテ}曰_ク、我何以_ニ湯之聘幣_ヲ爲_シ哉、我豈若_カ處_ニ吠畝之中_ニ、由_レ是_ニ以_レ樂_ム堯舜之道_ト哉。

〔讀方〕 湯、人をして幣を以て之を聘せしむ。囂々然として曰く、我何ぞ湯の聘幣を以て爲んや。我豈に吠畝の中に處りて、是れに由りて以て堯の道を樂むに若かんやと。

〔字義〕 ○囂々、無欲自得の貌。

〔義解〕 湯王は人を遣はして、幣帛を用意して伊尹を招聘させた。伊尹は無欲自得の風で曰く、「自分は どうして幣帛等を以て招聘される必要があらうか。田舎住居をして堯舜の道を樂しむに及ぶものはない。」と。

湯三使_ム往聘_マ之_ヲ、既而幡然_{トシテ}改_メ曰_ク、與_ニ我處_ニ吠畝之中_ニ、由_レ是以_ニ樂_ム堯舜之道_ト、吾豈若_カ使_ニ是君爲_ニ堯舜之君_ト哉、吾豈若_カ使_ニ是民爲_ニ堯舜之民_ト哉、吾豈若_カ於_ニ吾身_ニ親見_ル之_ヲ哉。

〔讀方〕 湯三たび往きて之を聘せしむ。既にして幡然として改めて曰く、我吠畝の中に處り、是れに由りて以て堯舜の道を樂まんよりは、吾豈に是の君をして、堯舜の君たらしむるに若かんや、吾豈に是の民をして、堯舜の民たらしむるに若かんや、吾豈に吾が身に於て、親しく之を見るに若かんやと。

〔字義〕 ○幡然、反覆する意味。

〔義解〕 湯王は三度まで、往つて招聘させたので、伊尹も、幡然と、その志を改めて曰く、「自分が一人で片田舎に住んで居り、そして堯舜の道を樂しんでゐるよりは、是の君湯王を堯舜のやうな立派な君にするに越したことはないだらう。是の民を堯舜の民のやうな、幸福な民にするに越したことはあるまい。また自分自身親しくその結果を見るに越したことはあるまい。」

天之生_ズ此民_ヲ也、使_ニ先知_シ覺_ニ後知_ヲ、使_ニ先覺_シ覺_ニ後覺_ヲ也、予天民之先覺者也、予將_ニ以_テ斯道_ヲ、覺_ニ斯民_ト也、非_ニ予覺_ニ之_ヲ、而誰_ノ也。

〔讀方〕 天の此の民を生ずる、先知をして後知を覺さしめ、先覺をして後覺を覺さしむ。予は天民の先覺なる者なり。予將に斯の道を以て、斯の民を覺さんとす、予が之を覺すに非ずして誰ぞやと。

〔字義〕 ○知、その事の然るべきことを識ること○覺、その理の然るべき所以を悟ること。

〔義解〕 天が人民を生ずるに、知覺共に具つてゐるが、先後異つてゐるものであつて、先に知るものは、まだ知らぬものに覺させるもの、先に覺つてゐるものは、まだ覺らぬものに教へさせるものである。自分は幸にして先覺であるのに、自分が覺さなかつたならば、誰が湯王に覺すものがあらうか。

思_フ天下之民_ヲ、匹夫匹婦_モ有_レ不_レ被_ニ堯舜之澤_ヲ者_ト若_シ已推_{シテ}而内_ニ之溝中_ニ、其自任_ニ以_テ天下之重_ヲ如_シ此_ノ、故就_ニ湯_ニ而說_ク之_ヲ、以_テ伐_ニ夏_ヲ救_ニ民_ト。

〔贖方〕 天下の民、匹夫匹婦も、堯舜の澤を被らざる者有れば、己推して之を溝中に内るるが若しと思ふ。其の自ら任ずるに天下の重きを以てすること此の如し。故に湯に就きて之に説くに、夏を伐ち民を救ふを以てす。

〔義解〕 天下の人民で、匹夫匹婦でも、若し堯舜の恩澤を被らないものがあると、自分自身が溝の中に突落したかのやうに思つた。この如く、天下の重任を引受けて居つたから、湯王に説くに、夏の桀を討つて民を救ふことを説いたのである。

吾未^レ聞^カ枉^レ已^ラ而正^ス人者^一也、況辱^レ已^ラ以正^ス天下^一者乎、聖人之行不^レ同也、或遠^ク、或近^ク、或去^リ、或不^レ去^リ、歸^ス潔^ニ其身^一而已矣。

〔贖方〕 吾未だ己を枉げて、人を正す者を聞かず、況んや己を辱しめて以て天下を正す者をや、聖人の行は同じからず、或は遠く或は近く、或は去り或は去らず、其の身を潔くするに歸するのみ。

〔義解〕 自分が正しくはじめて人を正し得るのであるから、自分が正しくないことをして人を正すといふことは未だ聞いたことはない。まして自分を辱しめて天下を正すものはあり得ない。聖人の行は、普通の人と異つてゐて、或は遠く隠れることもあり、近く君に仕へることもあり、或は位を去ることもあり、去らないこともある。要するに、身を潔白に世を送らうといふことである。

吾聞^ク其以^テ堯舜之道^一要^ム湯、未^レ聞^レ以^テ割烹^一也。

〔贖方〕 吾其の堯舜の道を以て、湯に要むることを聞く。未だ割烹を以てすることを聞かず。

〔義解〕 自分は伊尹が、堯舜の道で、湯王に仕へることを求めたと言ふことを聞いてゐるが、割烹を以て、仕へることを求めたとは聞かない。

伊訓^ニ曰^ク、天誅造^メ攻^ム、自^ニ牧宮^一、朕載^レ自^レ亳。

〔贖方〕 伊訓に曰く、天誅造めて攻むることは、牧宮よりす、朕は亳より載むと。

〔字義〕 ○伊訓、書經商書の篇名○牧宮、桀の宮殿、書經には鳴條とある。

〔義解〕 伊訓に曰く、「湯が天命を受けて始めて桀を伐つのに、桀の宮殿牧宮で攻めたが、伊尹は湯に相となつてから亳の都から始めたによる。」と。伊尹は自ら辱しめて仕を求めらうな事はしない。

萬章問曰^ク、或謂^フ孔子於^レ衛、主^ニ癰疽、於^レ齊主^ニ侍人瘠環、有^リ諸乎、孟子曰^ク、否不^レ然也、好^ム事者爲^レ之也。

〔贖方〕 萬章問うて曰く、或ひとの謂く、孔子は衛に於て癰疽を主とし、齊に於て侍人瘠環を主とすと、有りや。孟子曰く、否然らず事を好む者之を爲せり。

〔字義〕 ○癰疽、瘍醫○侍人、罪にあつて陰莖を抜いたものに宦門を守らせる宦人。○瘠環、瘠は姓、環は名。

〔義解〕 萬章問うて曰く、「或人の謂ふのに、孔子は衛國に行き、靈公の氣に入りの瘍醫を頼つて仕へ、齊國に行つては、官人の瘠環を頼つて仕へたといふことであるが實際で御座いますか。」と。孟子曰く、「否、さうではない、

それは好事家の言である。」と。

於衛主顔雋由、彌子之妻、與子路之妻、兄弟也、彌子謂子路曰、孔子主我、衛卿可得也、子路以告、孔子曰、有命、孔子進以禮、退以義、得之不得、曰有命、而主癰疽與侍人瘠環、是無義無命也。

〔讀方〕 衛に於ては顔雋由を主とす、彌子の妻は子路の妻と兄弟なり。彌子、子路に謂ひて曰く、孔子我を主とせば、衛の卿は得らる可きなりと。子路以て告ぐ。孔子曰く、命有り。孔子進むに禮を以てし、退くに義を以てす。之を得ると得ざるとは命有りと曰ふ。而るに癰疽と侍人瘠環とを主とせば、是れ義無く命無きなり。

〔字義〕 ○顔雋由、衛の賢大夫、史記には顔濁都となつてゐる○彌子、衛の靈公の幸臣で名は瑕。

〔義解〕 孔子が衛國へ行かれる時は顔雋由に頼られた。之の頃、靈公の幸臣彌子瑕の妻は孔子の弟子子路の妻と兄弟であつた。彌子が子路に曰く、孔子が自分を頼るならば、衛の卿になることが出来るであらう。」と子路が孔子に告げた。孔子が曰く、「卿になるもならぬ天命である。」と。孔子は進んで仕へるには正しく禮義によつて仕へ、退くにも、道理によつて退いて居るから、用ゐられるのも、用ゐられないのも天命であると曰ふのである。然しながら、もし癰疽や、侍人瘠環などを頼つて仕へたならば、是れは義理もなく、天命を顧みないものである。

孔子不悦於魯衛、遣宋桓司馬將要而殺之、微服過宋、是時孔子當阨、主司城

貞子、爲陳侯周臣。

〔讀方〕 孔子、魯衛を悦ばず、宋の桓司馬が將に要して、之を殺さんとするに遣ふ。微服して宋を過ぐ。是の時、孔子阨に當れり、司城貞子を主として、陳侯周が臣と爲る。

〔字義〕 ○桓司馬、宋の大夫尙憲○要、待ち設けること○微服、微賤の衣服○當阨、阨難に逢ふこと○司城貞子、宋の賢大夫。

〔義解〕 孔子は魯にも衛にも用ゐられず、悦ばずに衛を去つて宋を過ぐる時に、宋の桓司馬が待ち設けてをつて之を殺さうとするので、微賤の服を着て宋を通り過ぎられた。かういふ阨難に遭遇しても、宋の司城貞子といふ賢大夫を頼つて、陳侯周の臣下となられた。

吾聞、觀近臣、以其所爲主、觀遠臣、以其所主、若孔子主癰疽與侍人瘠環、何以爲孔子乎。

〔讀方〕 吾聞く、近臣を觀るには其の主と爲る所を以てし、遠臣を觀るには、其の主とする所を以てすと。若し孔子、癰疽と侍人瘠環とを主とせば、何を以て孔子たらんと。

〔字義〕 ○近臣、朝廷にをる臣○遠臣、遠方より來て仕へる臣。

〔義解〕 自分の聞いてゐることによると、朝廷に居つて仕へてゐる臣下を觀るには、其の人に如何なる人がたよつて來るかといふこと、遠方より來て仕へる臣下は、その人の頼つて來る人を觀ればわかるものである。若しも、

孔子が、癡疽や、侍人瘠環などに頼るとしたならば、何で孔子としての価値があらうか。

萬章問曰、或曰、百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛以、要秦穆公、信乎、孟子曰、否不然、好事者爲之也。

〔讀方〕 萬章問うて曰く、或ひと曰く、百里奚は自ら秦の性を養ふ者に五羊の皮を鬻ぎ、牛を食ひて、以て秦の穆公に要むと、信なりや。孟子曰く、否然らず。事を好む者之を爲せり。

〔字義〕 ○百里奚、百里は氏、奚は名、虞の賢臣○五羊之皮、五枚の羊の皮○食牛、牛を養ふこと○穆公、五霸の一人で賢君。

〔義解〕 萬章が問うて曰く、或人の言ふに、百里奚は五枚の羊の皮を得るが爲に、自身を秦の犠牲を畜ふ人に賣つて、その人の爲に牛を養ひ、それを緣故にして秦の穆公に仕へることを求めたと言ふことであるが、それは實際で御座いますか。と。孟子曰く、否、左様ではない。それは好事家の虚言である。と。

百里奚、虞人也、晋人以垂棘之璧、與屈産之乘、假道於虞、以伐虢、宮之奇諫、百里奚不諫。

〔讀方〕 百里奚は虞人なり。晋人垂棘の璧と屈産の乘とを以て、道を虞に假りて以て虢を伐つ。宮之奇は諫め、百里奚は諫めず。

〔字義〕 ○晋、國名○垂棘之璧、垂棘の地に産する璧○屈産之乘、屈の地に産する良馬○虢、國名○宮之奇、虞の賢臣。

〔義解〕 百里奚は虞人である。晋の獻公は虢を伐たうとしたが、虢へ行くには、虞を通らなければならぬ。そこで、垂棘から出る璧と屈から産する名馬とを贈物として虞を通過しようとしたが、實は虞をも合せ伐たうといふ考であつた。宮之奇は、道を假してはならぬと諫めたが、百里奚は諫めなかつた。

知虞公之不可諫、而去之、秦、年已七十矣、曾不知以食牛于秦穆公之爲汚也、可謂智乎、不可諫而不諫、可謂不智乎、知虞公之將亡、而先去之、不可謂不智也、時舉於秦、知穆公之可與有行也、而相之、可謂不智乎、相秦而顯其君於天下、可傳於後世、不賢而能之乎、自鬻以成其君、鄉黨自好者不爲、而謂賢者爲之乎

〔讀方〕 虞公の諫む可からざるを知りて、去りて秦に之く、年已に七十なり。曾て牛を食ふを以て、秦の穆公に干むるの汚たるを知らずんば、智と謂ふ可けんや。諫む可からずして諫めず、不智と謂ふ可けんや。虞公の將に亡びんとするを知りて、先づ之を去る。不智と謂ふ可からず、時に秦に舉げられ、穆公の與に行ふこと有る可きを知りて之に相となるは、不智と謂ふ可けんや。秦を相けて其の君を天下に顯し、後世に傳ふ可きは、不賢にして之を

能くせんや。自ら嚮きて以て其の君を成すは、郷黨の自ら好くする者も爲さず、而るを賢者之を爲すと謂ふかと。

〔義解〕 百里奚は、虞公が到底諫めることの出来るものではないと知つて、秦の國に去つて行つた。その時年は已に七十であつた。牛を養つて君に仕へることを求めたことの汗はしいことを知らないならば、智と言ふことは出来ないが、諫めても無益だと知つて、諫めないのは、不智といふことは出来ない。虞公が到底滅亡を免れないと見て去つたのは、不智とは言へない。秦に擧げられ、穆公は相與に事を爲すに足るといふことを知つて之に相となつたことは、不智といふことは出来ない。然も秦を相けて、西戎に覇たらせ、その君を天下に顯はして、その名を後世にまで傳へたといふのは、愚なる者の眞似ることの出来ないことである。自分の身を賣つて、君の事業を成すやうな事は田舎の少し身分を知つたものでもない。況や百里奚のやうな賢者がすると思ふか。」と。

萬章章句下

孟子曰、伯夷目不視惡色、耳不聽惡聲、非其君不事、非其民不使、治則進、亂則退、橫政之所出、橫民之所止、不忍居也、思與鄉人處、如以朝衣朝冠、坐於塗炭也、當紂之時、居北海之濱、以待天下之清也、故聞伯夷之風者、頑

夫廉、懦夫有立志。

〔讀方〕 孟子曰く、伯夷は目に惡色を視ず。耳に惡聲を聽かず。其の君に非ざれば事へず。其の民に非ざれば使はず。治まれば即ち進み、亂るれば則ち退く。橫政の出づる所、橫民の止る所居るに忍びず、郷人と處ること朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如しと思ふ。紂の時に當りて、北海の濱に居り、以て天下の清むを待つ。故に伯夷の風を聞く者は、頑夫も廉に、懦夫も志を立つる有り。

〔字義〕 ○橫政、法度に從はない政治。

〔義解〕 孟子曰く、伯夷は清廉の士であつて、目に惡しきものを見ず、耳に惡しき話を聞かず、事ふべき君でなければ事へず、使ふべき民でなければ使はず、世の中が治まつてゐれば出て仕へ、世の中が亂れてゐる時は、退いてその身を善くする。勝手な政治を施す所や勝手な人民の住んでゐる所には、辛抱して居られないのである。村里の人と共に居ることを、朝衣朝冠を着けて、泥や炭の上に坐してゐるやうに、たゞ自分を汚すことばかりを恐れてゐる。紂王の時に暴政を嫌つて、北海の邊に天下の治るのを待つてゐたが、文王の大徳ある事を聞いて、周に來た人である。かくの如く清廉な人であるから、その風を聞く者は、頑迷無知の輩でも、清廉な人となり。柔弱なもので、奮起するやうになるのである。

伊尹曰、何事非君、何使非民、治亦進、亂亦進、曰天之生斯民也、使先知覺後知、使先覺覺後覺、予天民之先覺者也、予將以是道覺此民也、思天下之

民、匹夫匹婦、有下不與_ニ被堯舜之澤_一者、若_シ已推而内_ニ之溝中_一、其自任_ニ以_ニ天下之重_一也。

〔讀方〕 伊尹曰く、何れに事へて君に非る、何を使ひて民に非ると。治まるも亦進み、亂るるも亦進む。曰く、天の斯の民を生ずる。先知をして後知を覺さしめ、先覺をして後覺を覺さしむ、予は天民の先覺なる者なり。予將に此の道を以て、此の民を覺さんとすと。天下の民、匹夫、匹婦も堯舜の澤を與り被らざる者有れば、已推して之を溝中に内るるが若しと思ふ。其の自ら任ずるに天下の重きを以てするなり。

〔義解〕 伊尹は、「事ふ可きは吾が君であるから、誰に事へたとて吾が君でないものはなく、使ふべきは吾が民であるから、誰を使ふとて吾が民でないものはない。」と言つて、世の中が治まつてゐる時も進んで仕へ、亂れてゐる時もまた進んで仕へた。常に曰く、「天が此の民を生ずるや、先知の者に後知の者を啓き導かせ、先覺の者に、後覺の者を啓發させようとするのである。今、自分は幸にして天の民の先覺者であるから、この道で、この民を覺さなければならぬ。」と。故に天下の民の中で、男か女一人でも堯舜の恩澤を受けてゐないものがあるならば、自分から溝の中へ突き落した如く思ふのである。此の如く、天下の重任を背負つてゐることを感じてゐたのである。

柳下惠不_レ羞_ニ汚君_一、不_レ辭_ニ小官_一、進_ニ不_レ隱_一賢、必_ニ以_ニ其道_一、遺佚_一而不_レ怨、阨窮_一而不_レ憫、與_ニ鄉人_一處、由_ニ々然_一不_レ忍_レ去也、爾爲_レ爾、我爲_レ我、雖_モ袒_ニ楊裸_一、程_ニ於_ニ我側_一、爾

焉能_レ浼_レ我、故_ニ聞_ニ柳下惠之風_一者、鄙夫寬、薄夫敦。

〔讀方〕 柳下惠は汚名を羞ぢず、小官を辭せず、進みて賢を隱さず、必ず其の道を以てす、遺佚して怨みず、阨窮して憫まず、郷人と處るに、由々然として去るに忍びず、爾は爾たり、我は我たり、我が側に袒楊裸程すと雖も、爾焉んぞ能く我を汚さんやと。故に柳下惠の風を聞く者は、鄙夫も寬に、薄夫も敦し。

〔義解〕 柳下惠は無道な君であつても、之に仕へて羞ぢず、小官であつても、之に服して辭さない。進んで仕へるには、賢を隱さず、必ずその道を盡した。人に放棄されても困窮しても、憂ふことがない。郷人と一處に居つても、平然として其の場を去り難いやうである。常に言ふに、「汝は汝、我は我であるから、我が側ではだをぬぎ、裸體になるやうな無禮なことがあつても、自分が禮儀を守つてゐる以上、汝の仕事の爲に自分まで汚れるものではない。」といふのであるから、柳下惠の風を聞くものは、如何に、狭量の者でも、度量が寛大になり、薄情の者も人情が教くなるものである。

孔子之去_レ齊、接_レ淅而行、去_レ魯曰、遲々吾行也、去_ニ父母國_一之道也、可_ニ以_ニ速_一而速、可_ニ以_ニ久而久_一、可_ニ以_ニ處_一而處、可_ニ以_ニ仕_一而仕、孔子也。

〔讀方〕 孔子の齊を去るや、淅を接けて行く。魯を去るに曰く、遅々として吾行くと。父母の國を去るの道なり。以て速かなる可くして速かに、以て久しかる可くして久しく、以て處る可くして處り、以て仕ふ可くして仕ふるは孔子なり。

〔字義〕 ○接、うく、承く○浙、かしょね、米を漬けた水。
 〔義解〕 孔子が齊に用ゐられず、立ち去る時飯米を炊いて、未だ熟さず、遂に其の水を承け、米を取つて去り、一飯の間も待つことが出来なかつたが、魯國を去る時には、「ゆるゆると出て行く。」と言つたが、自分の生國、父母の國を去る時の道である。速かに去るべき所は速かに去り、久しく居るべき所には久しく居り、仕ふべき所には仕へるといふことは、流石は孔子である。

孟子曰、伯夷聖之清者也、伊尹聖之任者也、柳下惠聖之和者也、孔子聖之時者也。

〔廣方〕 孟子曰く、伯夷は聖の清なる者なり。伊尹は聖の任なる者なり。柳下惠は聖の和なる者なり。孔子は聖の時なる者なり。

〔字義〕 ○任、天下を以て己が責とすること○時、仕止久速、各その可にあたること。

〔義解〕 孟子曰く、同じ聖人であつても、伯夷は操が高潔であつて聖人中の清なるものである。伊尹は、身天下を荷つて辭退せず、聖人中の任なるものである。柳下惠は、清濁併せ呑むといふ聖人中の和なるものである。孔子は、去るも止るも皆、自然の運の如く聖人中の時なる者である。

孔子之謂集大成、集大成也者、金聲而玉振之也、金聲也者、始條理也、玉振之也者、終條理也、始條理者、智之事也、終條理者、聖之事也、

〔廣方〕 孔子は集めて大成すと謂ふ。集めて大成すとは、金聲りて玉之を振むるなり。金聲るとは、條理を始むるなり。玉之を振むるとは、條理を終ふるなり。條理を始むるは智の事なり。條理を終ふるは聖の事なり。

〔字義〕 ○集大成、三聖人の事を集めて一大聖の事をなすこと○金、鐘の屬○聲、鳴と同じ○振、收むと同じ○條理、脈絡。

〔義解〕 孔子は衆徳を集めて大成せられた人である。音楽に喩へるならば、金石絲竹等八音各の音でなく、全部を集めた音楽である。音楽は鐘の鳴るのを相圖に、八音が漸次演奏され、最後に磬の玉の鳴るのを相圖に、全部の音が終るものであるが、その鐘の鳴るのは物事を始める事に譬ふ可きであり、磬の鳴るのは、物事の終る事に譬ふ可きである。物事を始めるには、智恵を要するが、その事を終るには智のみでなく、諸徳を要するもので聖の事である。

智譬則巧也、聖譬則力也、由射於百步之外也、其至爾力也、其中非爾力也、

〔廣方〕 智は譬へば則ち巧なり。聖は譬へば則ち力なり。由ほ百歩の外を射るがごとし。其の至るは爾が力なり。其の中るは爾が力に非ずと。

〔義解〕 智は譬へば射るものの巧みであり、聖は言へば射るもの力である。百歩の外を射た時、其處までとどく、といふことは、餘程力がなければ出来ない。たゞ届くばかりでなく命中するといふのは、それは力ではなくて技巧である。」と。

北宮錡問曰、周室班爵祿也、如之何。

〔讀方〕 北宮錡問うて曰く、周室の爵祿を班ぬること、之を如何んと。

〔字義〕 北宮錡、北宮は姓、錡は名、衛國の人○班、つらぬ、貴賤厚薄の差別あること。

〔義解〕 北宮錡問うて曰く、「周の制度で、諸侯に爵祿を差別して下さる方法は如何のもので御座いますか。」と。

孟子曰、其詳不可得聞也、諸侯惡其害己也、而皆去其籍、然而軻也、嘗聞其略也。

〔讀方〕 孟子曰く、其の詳かなることは、聞くことを得可からず、諸侯其の己を害するを惡みて、而して皆其の籍を去つ。然れども軻や、嘗て其の略を開けり。

〔字義〕 ○去、すつ、除くこと○籍、爵祿を載せる冊籍。

〔義解〕 孟子曰く、「其の制度の詳細は、今も分らない。諸侯が、王を僭上して、爵祿を記載する制度が自分の邪魔になるので、棄ててしまつたからである。然しながら自分は、その概略を聞き得てゐる。

天子一位、公一位、伯一位、子男一位、凡五等也、君一位、郷一位。大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等也。

〔讀方〕 天子一位、公一位、伯一位、子男一位、凡て五等。君一位、郷一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡て六等。

〔字義〕 ○一位、一級と同じ。

〔義解〕 天下の君について言ふと、天子の位が一級、公の位一級、侯の位一級、伯の位一級、子と男とで一級、凡て五等であるが、一國中でいふと、公侯伯子男に拘らず、君として一級、郷が一級、大夫が一級、上士が一級、中士が一級、下士が一級、凡て六等になるのである。

天子之制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡四等、不能五十里、不達於天子、附於諸侯、曰附庸。

〔讀方〕 天子の制は地方千里、公侯は皆方百里、伯は七十里、子男は五十里、凡て四等。五十里なること能はずして天子に達せず、諸侯に附けるを附庸と曰ふ。

〔字義〕 ○附庸、諸侯の屬城、朝覲聘問等に遇ふ時自らその姓名を天子に達することが出来ず、己を支配する諸侯に附屬してその姓名を通ずる。春秋の制の邦儀の類。

〔義解〕 祿を班るのに、天子は方千里の土地、公侯は皆方百里の土地、伯は方七十里の土地、子男は方五十里の土地で、凡てで四等になる。五十里にならない小國で、天子の報聞達せずに、諸侯に附屬してゐるのを附庸といふのである。

天子之卿、受_レ地視_レ侯、大夫受_レ地視_レ伯、元士受_レ地視_レ子男。

〔讀方〕 天子の卿は地を受くること、侯に視_レふ。大夫は地を受くること、伯に視_レふ。元士は地を受くること、子男に視_レふ。

〔字義〕 ○元士、上士、

〔義解〕 王朝に仕へる卿は、諸侯の家老であるが、領地を受くること侯に準じて方百里、天子の大夫は、伯に準じて七十里、天子の元士は領地を受くること、子男に準じて五十里である。

大國地方百里、君十_ニ卿_ノ祿、卿祿四_ニ大夫_ノ、大夫倍_ニ上士_ノ、上士倍_ニ中士_ノ、中士倍_ニ下士_ノ、下士與_ニ庶人在_レ官者_ノ同_レ祿、祿足_ニ以_テ代_ニ其_ノ耕_一也。

〔讀方〕 大國は地方百里、君は卿の祿を十にす、卿の祿は大夫を四にす、大夫は上士に倍す、上士は中士に倍す、中士は下士に倍す、下士は庶人の官に在る者と祿を同じくす、祿以て其の耕に代ふるに足れり。

〔字義〕 ○大國、公侯の國。

〔義解〕 公侯の國は方百里の土地、君は卿の祿の十倍、卿は大夫の祿の四倍、大夫は上士の二倍、上士は中士の二倍、中士は下士の二倍、下士は庶人の仕官するものと祿が同じである。其の収入は百畝耕す一戸分と同様である。

次國地方七十里、君十_ニ卿_ノ祿、卿祿三_ニ大夫_ノ、大夫倍_ニ上士_ノ、上士倍_ニ中士_ノ、中士倍_ニ下士_ノ、下士與_ニ庶人在_レ官者_ノ同_レ祿、祿足_ニ以_テ代_ニ其_ノ耕_一也。

〔讀方〕 次國は地方七十里、君は卿の祿を十にす、卿の祿は大夫を三にす。大夫は上士に倍す、上士は中士に倍す、中士は下士に倍す、下士は庶人の官に在るものと祿を同じくす、祿以て其の耕に代ふるに足れり。

〔字義〕 ○次國、伯の國。

〔義解〕 前と同様。

小國地方五十里、君十_ニ卿_ノ祿、卿祿二_ニ大夫_ノ、大夫倍_ニ上士_ノ、上士倍_ニ中士_ノ、中士倍_ニ下士_ノ、下士與_ニ庶人在_レ官者_ノ同_レ祿、祿足_ニ以_テ代_ニ其_ノ耕_一也。

〔讀方〕 小國は地方五十里、君は卿の祿を十にす、卿の祿は大夫を二にす、大夫は上士に倍す。上士は中士に倍す。中士は下士に倍す、下士は庶人の官に在る者と祿を同じくす。祿以て其の耕に代ふるに足れり。

〔義解〕 前と同様。

耕者之所_レ獲、一夫百畝、百畝之糞、上農夫食_ニ九人_ノ、上次食_ニ八人_ノ、中食_ニ七人_ノ、中次食_ニ六人_ノ、下食_ニ五人_ノ、庶人在_レ官者、其祿以_レ是爲_レ差、

〔讀方〕 耕す者の獲る所は一夫百畝。百畝の養ふ、上農夫は九人を食ひ、上の次は八人を食ひ、中は七人を養ひ、中の次は六人を養ひ、下は五人を養ふ。庶人の官に在る者は、其の祿是れを以て差と爲す。

〔義解〕 耕す者の収入は、一夫毎に百畝を受けてゐるのであるが、この百畝の田に、肥を入れて作るに、上農は一家九人を養ひ、その次は八人、中は七人、中の次は六人、下は五人養ふものである。庶人で官に在る者は、耕す代り此五等の差をつけたものである。

萬章問曰、敢問友、孟子曰、不挾長、不挾貴、不挾兄弟而友、友也者、友其德也、不可有挾也。

〔讀方〕 萬章問うて曰く、敢て友を問ふと。孟子曰く、長を挾まず、貴を挾まず、兄弟を挾まずして友たり、友とは其の徳を友とするなり。以て挾むこと有る可からず。

〔字義〕 ○挾、恃む。

〔義解〕 萬問うて曰く、「人と交際するには、如何にすればよろしう御座いますか。」と。孟子曰く、「人と交際するのには自分が年長だからと威張らず、自分の身分の高いことを恃まず、兄弟が富貴だからと鼻にかけてはならない。友といふのは、徳を目的としての友なのである。故に自分の長所を恃むべきものではない。

孟献子、百乘之家也、有友五人焉、樂正裘、牧仲、其三人、則予忘之矣、献子之

與此五人者友也、無献子之家者也、此五人者、亦有献子之家、則不與之友矣。

〔讀方〕 孟献子は百乘の家なり、友五人有り、樂正裘、牧仲其の三人は則ち予之を忘れたり。献子が此の五人の者と友たるは、献子の家無き者なり。此の五人の者亦献子の家有らば、則ち之と友たらず。

〔字義〕 ○孟献子、魯の賢大夫、その名は仲孫蔑○樂正裘、樂正は姓、名は裘○牧仲、牧は姓、仲は名。

〔義解〕 孟献子は兵車百乘を出すべき貴き家であつて、その友が五人あつた。樂正裘、牧仲などの人であるが、餘の三人はその名を忘れた。献子がこの五人の者と友となるや、献子は自分の家の貴いことを鼻にかけなかつたのである。献子が若し自分の家を鼻にかけたのであつたならば、五人の者も、友として交際はしなかつた筈である。

非惟百乘之家爲然也、雖小國之君、亦有之、費惠公曰、吾於子思則師之矣、吾於顔般則友之矣、王順長息、則事我者也。

〔讀方〕 惟だ百乘の家然りと爲るに非ず、小國の君と雖も亦之れ有り。費の惠公曰く、吾子思に於ては則ち之を師とす、吾、顔般に於ては則ち之を友とす。王順、長息は則ち我に事ふる者なりと。

〔字義〕 ○惠公、費といふ邑の君○子思、孔子の孫、孔假。

〔義解〕 惟だに百乘の家だけかくの如きものではない。小國の君でも、かくの如きものがある。費邑の君惠公が

曰く、「自分は子思には師弟の禮で事へるけれども、顔般には、友人の禮で交際し、王順と長息には、家來の禮で取扱ふ。」と。

非^ス惟^ニ小國之君爲^ル然^リ也、雖^モ大國之君、亦有^レ之、晋平公之於^ニ亥唐^ニ也、入言^レ則入^リ、坐^セ云^ハ則坐^シ、食^ヘ云^ハ則食^フ、雖^モ疏食菜羹、未^ダ嘗^テ不^レ飽^カ、蓋^シ不^レ敢^テ不^レ飽^カ也、然終^ニ於此^ニ而已^ニ矣、弗^ニ與^ニ共^ニ天位^一也、弗^ニ與^ニ治^ニ天職^一也、弗^ニ與^ニ食^ニ天祿^一也、士之尊^レ賢^者也、非^ニ王公之尊^レ賢^也。

〔讀方〕 惟だ小國の君然りと爲るに非ず、大國の君と雖も亦之れ有り。晋の平公が亥唐に於ける、入れと云へば則ち入り、坐せと云へば則ち坐し、食へと云へば則ち食ふ。疎食菜羹と雖も未だ嘗て飽かずんばならず、蓋し敢て飽かずんばならず、然も此に終ふるのみ。與に天位を共にせず、與に天職を治めず、與に天祿を食まず、士の賢者を尊ぶなり。王公の賢を尊ぶに非ざるなり。

〔字義〕 ○亥唐、晋の賢人○王公、天下を有ち國を有つ君を指す、

〔義解〕 惟だに小國の君ばかりがかくの如くではない。大國の君であつてもその例がある。晋の平公は亥唐と親交したものであるが、亥唐が入れと言へば室に入り、坐せといへば坐し、食へと云へば食ふ。其の食物が、粗飯野菜であつても、悦んで馳走になつて十分に馳走になつた。しかしながら、その交際は、結局、此だけのものであ

る。その上に、この人を重用して、位を與へると言ふのでもなく、職を與へるといふのでもなく、祿を與へるといふのでもない。であるから、士が賢者を貴ぶ禮であつて、王公が賢者を貴ぶ禮でないのである。

舜^リ尙^レ見^レ帝、帝館^ニ甥^ヲ于^ニ貳室^ニ、亦饗^レ舜、迭^ニ爲^ニ賓主^ト、是天子而友^ニ匹夫^ヲ也。

〔讀方〕 舜尙りて帝に見ゆ。帝甥を貳室に館す。亦舜を饗して迭に賓主と爲る。是れ天子にして匹夫を友とするなり。

〔字義〕 ○尙、のぼる○館、やどす○貳室、副宮○賓主、客と主人。

〔義解〕 舜は、微賤の身から立身して堯に謁見すると、堯は甥を即ち舜を副宮に宿して、厚くもてなしたが、互に主客となつて舜の馳走をも受けた。天子の貴い身分として、一匹夫を友とせられたのである。

用^レ下^ニ敬^レ上^ニ、謂^ニ之^ヲ貴^ニ貴^ニ、用^レ上^ニ敬^レ下^ニ、謂^ニ之^ヲ尊^ニ賢^ニ、貴^レ貴^ニ尊^レ賢^ニ、其義一也。

〔讀方〕 下を用て上を敬する、之を貴きを貴ぶと謂ひ、上を用て下を敬する、之を賢を尊ぶと謂ふ。貴を貴び、賢を尊ぶ、其の義一なりと。

〔義解〕 微賤の者が、高貴の者を敬ふのを、貴きを貴ぶと謂ひ、高貴の者が微賤の者を敬ふのを賢を尊ぶと謂ふのである。貴きを貴ぶのも賢を貴ぶのも、結局、その徳を友とするわけであつて、その道は同一である。」と。

萬章問曰、敢問交際何心也、孟子曰恭也。

〔贖方〕 萬章問うて曰く、敢て問ふ、交際とは何の心ぞと。孟子曰く、恭なりと。

〔義解〕 萬章問うて曰く、「先生には、諸侯に仕へても居られないのに、諸侯からの交際をお受けなさるのは如何なもので御座いますか。」と。孟子曰く、「禮儀幣帛に托して恭敬の意を表す爲のものである。」と。

曰、卻^ケ之^ヲ卻^ク之^ヲ爲^ス不^ト恭^ト何^ゾ哉^ト、曰^ク尊^ク者^ヲ賜^フ之^ヲ、曰^ク其^ノ所^レ取^ル之^者、義^乎不^レ義^乎、而^レ後^ニ受^ク之^ヲ。以^テ是^ヲ爲^ス不^ト恭^ト、故^ニ弗^レ卻^ケ也^ト。

〔贖方〕 曰く、之を卻^レ之^ヲを卻^ルを不^ト恭^トと爲^ルは何^ゾやと。曰く、尊者之を賜^フに其の取^ルる所の者は、義か不^レ義かと曰^ヒて、而^ルる後に之を受^ク。是を以^テ不^ト恭^トと爲^ス、故^ニ卻^レ之^ヲをさるなりと。

〔字義〕 ○卻、受けずに還すこと。

〔義解〕 萬章曰く、「幣帛を受けずに還すといふのは如何なる譯で御座いますか。」と。孟子曰く、「尊者が物を賜はる時には、先づ、之を受けてよいか悪いかといふ事を考へて而^ルる後に之を受^クける筈であるから、受^ケないのは不^ト恭なのである。故^ニに還^スさないのである。」と。

曰^ク請^フ無^ニ以^テ辭^ヲ卻^ク之^ヲ、以^テ心^ヲ卻^ク之^ヲ、曰^ク其^ノ取^ル諸^ノ民^ノ之^ノ不^レ義^也、而^{シテ}以^テ他^ノ辭^ヲ、無^レ受^ク不可^ト乎^ト、曰^ク其^ノ交^ハ也^レ以^テ道^ヲ、其^ノ接^ス也^レ以^テ禮^ヲ、斯^レ孔^子受^レ之^之矣^ト。

〔贖方〕 曰く、請^フふ辭^ヲを以^テ之^ヲを卻^ルること無^クして、心^ヲを以^テ之^ヲを卻^ケて、其の諸^レれを民^ニに取^ルるの不^レ義かと曰^ク

ひて、而^{シテ}して他の辭^ヲを以^テ受^クること無^クして不可^トならんかと。曰く、其の交^ハるに道^ヲを以^テし、其の接^スるに禮^ヲを以^テせば、斯^レれ孔子も之を受^クけん。

〔義解〕 萬章曰く、「贈物のあつた時、受けとれぬ道理を言ひ表はすことなく、心^ヲを以^テ之^ヲを卻^ケて、此の物は不^レ義によつて人民から取^ツたものであると思つて、しばらく他の辭^ヲに托^シて受^ケないのは如何で御座いますか。」と。孟子曰く、「それまでには及^バない。先^ニ方^ニが道理によつて交^ハ際^ヲを求め、禮^儀によつて交^ハ際^ヲして來^ルるならば、孔子でも之を受^ケられる。陽^貨の蒸^豚を受^ケられたことによつても明^カである。」と。

萬章曰^ク、今^ニ有^ラ下^ニ禦^ム人^ヲ於^テ國^ノ門^ノ之^ノ外^ニ者^ハ、其^ノ交^ハ也^レ以^テ道^ヲ、其^ノ餽^ス也^レ以^テ禮^ヲ、斯^レ可^ク受^ク禦^ム與[、]曰^ク不可^ト、康^誥曰^ク、殺^シ越^ス人^ヲ于^テ貨^ニ、閔^{不^レ畏^レ死[、]凡^ノ民^ノ罔^レ不^レ誥[、]是^レ不^レ待^テ教^ヲ而^{シテ}誅^ス之^者也[、]殷^{受^レ夏^ニ、周^{受^レ殷^ニ、所^レ不^レ辭^セ也[、]於^テ今^ニ爲^ス烈[、]如^ニ之^ノ何[、]其^ノ受^レ之^ヲ。}}}

〔贖方〕 萬章曰く、今、人を國門の外に禦^ムる者有^ラん。其の交^ハるに道^ヲを以^テし、其の餽^スるに禮^ヲを以^テせば、斯^レれ禦^ムるを受^ク可^クけんやと。曰く、不可^トなり。康^誥に曰く、人を貨^ニに殺^シ越^スして、閔^トとして死^ヲを畏^レれず、凡^ノそ民^ノ誥^マざることを罔^カし。是^レれ教^ヲを待^タずして之^ヲを誅^スする者なり。殷^ハ夏^ニに受^ケ、周^ハ殷^ニに受^ケるも辭^セざる所なり。今^ニに於^テ烈^トと爲^ス、之^ヲを如何^ニぞ其^ノ之^ヲを受^クけん。

〔字義〕 ○禦、とむ、人を止め之を殺してその貨物を奪ふこと○國門の外、國都の門外、曠野の人無き處○康

語、書經周書の篇名○関、今書經に啓とある、頑と同様○凡民、この二字今の書經になし○讞、書經に懲とある、怨み悪むこと。

〔義解〕 萬章曰く、「今國都の門外の人無き野原で、人を殺し奪ひ取つた品物を贈つても、道理によつて交際を求め、禮儀によつて送つて来たものならば、此の不正な奪ひ取つた品でも受く可きで御座いませうか。」と。孟子曰く、「それは受くべきではない、書經の康誥に、『財貨を奪ふが爲に、人を殺して平氣であるやうならば、如何なる人でも怨み悪まないものはない。』とある。これは極めて悪人であつて教戒するに及ばず、誅すべきである故、何でその様な人の贈物を受けようか。若し受べきものであるならば、殷は夏の桀王を誅して國を受け、周は殷の紂王を誅してまでも、國を受けて、常人が遠慮しないばかりか、今日まで股周を非常に稱揚して賞するのであるが、何で妄りに物を受けようか。」

曰、今之諸侯、取_レ之民_ニ也、猶_レ禦_レ也、苟善_ニ其禮際_一矣、斯君子受_レ之、敢問何說也、
曰子以爲、有_ニ王者作_一、將_レ比_ニ今之諸侯_一而誅_レ之乎、其教_レ之不_レ改、而後誅_レ之乎、
夫謂_レ非_ニ其有_一而取_レ之者盜也、充_レ類至_ニ義之盡_一也、孔子之仕_ニ於魯_一也、魯人獵較、
孔子亦獵較、獵較猶可、而況受_ニ其賜_一乎。

〔禮方〕 曰く、今の諸侯は之を民に取ること猶ほ禦むるがごとし。苟も其の禮際を善くせば、斯れ君子之を受

けんと。敢て問ふ、何の説ぞや。曰く、子以爲らく、王者作ることあらば、將に今の諸侯を比ねて、而して之を誅せんとするか。其れ之を教へて改めずして、而して後に之を誅せんか。夫れ其の有に非ずして、之を取る者は盜なりと謂ふは、類を充てて義の盡くるに至るなり。孔子の魯に仕ふるや、魯人獵較す、孔子も獵較す、獵較猶ほ可なり。而るを況んや其の賜を受くるをや。

〔字義〕 ○君子、暗に孟子を指してゐる。○比、つらぬ、連ぬと同様○獵較、朱子は不詳といひ、趙岐は、田獵して相較ひ禽獸を奪つて祭る意と言つてゐる。

〔義解〕 萬章曰く、「今の諸侯が民から重税を取り立てることは、掠奪するのと同様である。然るに、その交際、禮儀をよくしたからと言つて、君ともいふべきものが、其の贈物を受けられるといふことは、如何なる說で御座いますか。」と。孟子曰く、「今の諸侯は、不義の點が多いが、今眞の王者が起つたならば、天下は治まるだらうが、こんな場合に今の諸侯を連ね合せて盡く之を誅せられようか。また一旦教へて、改めないものばかりを誅せられようか。今の諸侯でも、咎むべきものばかりではない。自分の所有でないものを取るのには、盜賊であるといふことは、其の部類に入るといふだけのことであつて、極端な廣義に解釋するから、道理に聞えるのである。孔子が魯に仕ふるに當つて、魯人は、禽獸を奪ひ争つて先祖を祭る習慣があつたが、この習慣にならつて、孔子も獵較をなされた。獵較さへよいものであつたならば、禮儀に従つての贈物を受けるといふことに何の差支があらうか。」と。

曰、然則孔子之仕也、非_レ事_レ道與、曰事_レ道也、事_レ道奚獵較也、曰孔子先簿_ニ正祭器_一、

不_レ以_二四方之食_一、供_レ簿正_ニ、曰_ク奚不_レ去_也、曰_ク爲_ニ之兆_一也、兆足_ニ以行_一奚、而不_レ行而後去_、是以未_ニ嘗有_レ所_一終_ニ三年_一淹_也也。

〔讀方〕 曰く、然らば則ち孔子の仕ふるは、道を事とするに非ざるか、曰く、道を事とす、道を事とせば、奚ぞ獵較すると。曰く、孔子先づ祭器を簿正す、四方の食を以て簿正に供せず、曰く、奚ぞ去らざると。曰く、之が兆を爲せり、兆以て行ふに足れり、而して行はれずして而る後に去る。是を以て未だ嘗て三年を終るまで、淹る所有らざるなりと。

〔字義〕 ○簿正祭器、徐子の説に、簿書を以て其の祭祀の器具を確め正し、定まつた數をおいて四方繼ぎがたい物で之に充てないもの○四方、四方の國○淹、とどまる。

〔義解〕 萬章曰く、「然らば孔子の仕へるのは果して道を行ふ爲では御座いませんか。」と。孟子曰く、「道を行ふ爲である。」と。「道を行ふ爲であるならば、何故獵較などをなされたので御座いますか。」と。孟子曰く、「孔子は、祭の禮式が亂れてゐたので、簿書によつて祭器を確め正して四方の國々から得難いものを充てないやうにした。禮の大本が立つたならば獵較も久しからずして止むだらう。」といふ考でなされたのである。萬章曰く、「然らば、此の如き國を何故去らないので御座いますか。」と。孟子曰く、「孔子の去られないのは、道を行ふ端を試みて人に示し、吾が道が果して行ふべきであるといふことを知らせようとしてである。その端を人々は遂に行ふ事が出来ないの、去られたのであるが、それで、何れの國に仕へても三年と滞在されたことはないのである。」と。

孔子有_ニ見行可之仕_一、有_ニ際可之仕_一、有_ニ公養之仕_一、於_テ季桓子_ニ、見行可之仕也、於_テ衛靈公_ニ、際可之仕也、於_テ衛孝公_ニ、公養之仕也。

〔讀方〕 孔子見行可の仕有り、際可の仕有り、公養の仕有り。季桓子に於ては見行可の仕なり。衛の靈公に於ては際可の仕なり。衛の孝公に於ては公養の仕なりと。

〔字義〕 ○見行可、その道の行はれるべきを見ること○際可、迎へて敬を致し待遇すること、交際に禮儀あること○公養、國君よく、公家賢を養ふ、典を修めること、粟を繼ぎ肉を繼ぐ類○季桓子、魯の卿で、季孫斯のこと○衛靈公、衛侯元のこと○孝公、春秋にも史記にもない、或は出公輒のことか。

〔義解〕 孔子の仕へ方には、道の行はるべきを見て仕へたこともある。交際に禮儀がある爲に仕へたこともある。賢を養ふ禮のあるのを見て仕へたこともある。魯の季桓子には、道の行はるべきを見て仕へたのであり、衛の靈公には、交際に禮儀ある爲に仕へたのであり、衛の孝公には、賢を養ふ禮ある爲めに仕へられたのである。

孟子曰_ク、仕_{フル}非_レ爲_ニ貧_一也、而有_レ時乎爲_ニ貧_一、娶_レ妻非_レ爲_ニ養_一也、而有_レ時乎爲_ニ養_一。

〔讀方〕 孟子曰く、仕ふるは貧しきが爲に非ず、而して時有りて貧しきが爲にす、妻を娶るは養ふが爲に非ず、而して時有りて養ふが爲にす。

〔義解〕 孟子曰く、「君に仕へるのは、時を濟ひ、道を行ふが爲であつて、貧の爲に仕へるのではない。然しながら

ら時によつては、已むを得ないで貧しいが爲にする。なほ、妻を娶るのは、本、繼嗣の爲であつて、煮炊などの養ひ事の爲ではない。然しながら場合によつては、已むを得ず養の爲にすることもある。

爲_ニ貧者_{シキガハ}、辭_{シテ}尊居_{キヨリシキニ}卑_ニ、辭_{シテ}富居_{ヲルシキニ}貧_ニ。

〔讀方〕 貧しきが爲にする者は、尊きを辭して卑しきに居り、富を辭して貧しきに居る。

〔義解〕 貧しいが爲に仕へるものは、尊い官は辭して卑しい官に居り、厚祿を辭して、薄祿に居るべきである。

辭_{シテ}尊居_{キヨリ}卑_ニ、辭_{シテ}富居_{ヲルシキニ}貧_ニ、惡_ク乎_ニ宜_ク乎_ニ、抱關擊柝_{ナリ}。

〔讀方〕 尊きを辭して卑しきに居り、富を辭して貧しきに居る。惡んぞ宜しき。抱關擊柝なり。

〔字義〕 ○抱關擊柝、門番や拍子木を撃つて回る夜番。

〔義解〕 尊官を辭して卑官に居り、富を辭して貧しきに居る者には、居るべき所がある。何が宜しいかと言へば、門番か夜回がよろしいのである。

孔子嘗_テ爲_ニ委吏_ト矣_ト、曰_ク、會計當_ル而已_ニ矣_ト、嘗_テ爲_ニ乘田_ト矣_ト、曰_ク、牛羊茁_ト壯長_{スル}而已_ニ矣_ト。

〔讀方〕 孔子嘗て委吏と爲る。曰く、會計當るのみ、嘗て乘田となる。曰く、牛羊茁として壯長するのみと。

〔字義〕 ○委吏、儲蓄を主る役人○會計、會はその數を總べること。計はその目をあつめること○乘田、牧人の官、牛羊を養ふことを主るもの○茁、せつ、肥えた貌。

〔義解〕 孔子が或時、儲蓄を主る役人となつた時、「錢穀の積算が明白である」と言はれ、牧人の官となられた時、「牛も羊も肥太つて成長した」といはれて、自分の職責だけを爲された。

位卑_ク而言_{シテ}高罪_{キハ}也_ト、立_{チテ}乎_ニ人之本朝_ニ、而道不_レ行_{ハレ}耻_ト也_ト。

〔讀方〕 位卑くして言高きは罪なり。人の本朝に立ちて道行はれざれば耻なり。

〔義解〕 位が卑いのに、國家の大政を言ふのは位を越える罪がある。また、位高く、朝廷に立つてゐながら道の行はれないのは恥づべきことである。

萬章曰_ク、士之不_レ託_ニ諸侯_ニ何_レ也_ト、孟子曰_ク、不_レ敢_テ也_ト、諸侯失_レ國_ト、而後託_ニ於諸侯_ニ禮_ト也_ト、士之託_ニ於諸侯_ニ非_レ禮_ト也_ト。

〔讀方〕 萬章曰く、士の諸侯に託せざるは何ぞやと。孟子曰く、敢てせず、諸侯國を失ひて而る後に諸侯に托するは禮なり。士の諸侯に託するは禮に非るなりと。

〔義解〕 萬章曰く、「士は諸侯に身を寄せて仕へ、祿を受けるといふことはしないもので御座いますか。」と。孟子曰く、「分限の上から爲すべきではない。諸侯が其の國を失つては、他の諸侯に身を寄せてゐるのは禮であるが、士の身分として諸侯に身を寄せてゐるといふことは禮ではない。」

萬章曰_ク、君餽_ニ之粟_ト、則受_レ之乎_ト、曰_ク受_レ之_ト、受_レ之何義_ト也_ト、曰_ク君之於_レ氓_ニ也_ト、固周_レ之_ト。

〔讀方〕 萬章曰く、君之に粟を餽れば、即ち之を受けんかと。曰く、之を受けんと。之を受くるは何の義ぞ。曰く、君の氓に於ける固より之を周ふと。

〔字義〕 ○周、すくふ、人の窮乏を救ふこと○氓、民と同様。

〔義解〕 萬章曰く、「國君が士に粟を賜はる場合、之を受くべきで御座いますか。」と。孟子曰く、「それは受くべきである。」と。萬章曰く、「その受くべき道理は何で御座いますか。」と。孟子曰く、「國君は窮乏してゐる人民に對して當然救済する義務がある故である。」と。

曰周之則受、賜之則不受何也、曰不敢也、曰敢問、其不敢何也、曰抱關擊柝者、皆有常職以食於上、無常職而賜於上者、以爲不恭也。

〔讀方〕 曰く、之を周へば則ち受け、之を賜へば則ち受けざるは何ぞや。曰く、敢てせずと。曰く、敢て問ふ。其の敢てせざるは何ぞや。曰く、抱關擊柝の者は、皆常職有りて以て上に食はる、常職無くして上より賜はる者は、以て不恭と爲すと。

〔義解〕 「國君から救済されるならば受けてもよいけれども、國君から賜はれるときは受けられないといふのは如何なる理由で御座いますか。」と。孟子曰く、「遠慮してしないのである。」と。萬章曰く、「其の遠慮してしないといふ理由は何で御座いますか。」と。孟子曰く、「抱關擊柝であつても、守る所の常職があつて、上より祿を受けてゐるのである。常職が無くて上より賜はるのは禮ではないのである。」と。

曰、君餽之則受之、不識可常繼乎、曰繆公之於子思也、亟問、亟餽鼎肉、子思不悅、於卒也標使者、出諸大門之外、北面稽首再拜而不受曰、今而後、知君之犬馬畜伋、蓋自是臺無餽也、悅賢不能舉、又不能養也、可謂悅賢乎。

〔讀方〕 曰く、君之を餽れば、則ち之を受くと。識らず、常に繼ぐ可きか。曰く、繆公の子思に於ける、亟問ひて亟鼎肉を餽る。子思悦ばず、卒に於て使者を標きて、諸れを大門の外に出だし、北面稽首再拜して受けずして曰く、今にして後に君の犬馬として伋を畜へることを知ると。蓋し是より臺餽ること無し。賢を悦びて舉ぐることは能はず、又養ふこと能はざるなり。賢を悦ぶと謂ふ可けんや。

〔字義〕 ○鼎肉、熟した肉○標、さし兼ねく、麾くと同様○北面、臣下の位○臺、賤官で使命を掌るもの。

〔義解〕 萬章曰く、「國君から贈物があれば、受けてよろしいといふことですが、連續的に贈られたら如何致したもので御座いますか。」と。孟子曰く、「魯の繆公が子思に於けるが如く、亟訪問したけれども、又度々熟した肉を贈物とした。子思は、之れを悦ばず、遂に、使者をさし兼ねいて大門の外に至り、臣下としての禮を厚くし、幾度か禮をして、その贈物を受けずに、今日始めて氣がつかしましたが、食物で私を犬馬と同様の御待遇は恐縮至極で御座います。」と言つた。それからは、使者が贈物を持つて來なかつた。繆公は、賢者を悦んだけれども、賢者を舉用せず、また待遇することが出來ないのである。であるから、眞に賢者を悦ぶといふことは出來ないのである。」と。

曰敢問、國君欲養君子、如何斯可謂養矣、曰以君命將之、再拜稽首而受、其後庖人繼粟、庖人繼肉、不以君命將之、子思以為、鼎肉使己僕々爾亟拜也、非養君子之道也。

〔讀方〕 曰く、敢て問ふ。國君、君子を養はんと欲す、如何なる斯れ養ふと謂ふ可きと。曰く、君命を以て之を將ひ、再拜稽首して受く、其の後庖人粟を繼ぎ、庖人肉を繼ぐ、君命を以て之を將はず、子思以為らく、鼎肉己をして僕僕爾として亟拜せしむ、君子を養ふの道に非ずと。

〔字義〕 ○將、おこなふ○僕僕爾、煩はしく猥れた貌。

〔義解〕 萬章曰く、「國君が賢者を賢者らしく待遇するには、如何に致すもので御座いませうか御尋ね申します。」と。孟子曰く、「國君からの贈物があつたならば、君命を以て禮を行ひ、再拜稽首して受くべきである。自後は、倉を預るものから米を贈り、料理人から、肉を贈つても、君命を以て禮を行はず、賢者に迷惑をかけないやうにすべきである。故に、子思は、鼎肉位で自分を煩はしくも、何度も禮拜せざるのは、君子を君子らしく待遇しないものであると言はれたのである。」

堯之於舜也、使其子九男事之、二女女焉、百官牛羊倉廩備、以養舜於畎畝之中、後舉而加諸上位、故曰、王公之尊賢者也。

〔讀方〕 堯の舜に於ける、其の子九男をして之に事へ、二女焉に女はし、百官牛羊倉廩備へて以て舜を畎畝の中に養はしめ、後舉げて諸を上位に加ふ。故に曰く、王公の賢を尊ぶ者なりと。

〔義解〕 堯が舜を養ふに於ける、其の子九男を臣下として事へさせ、二女は、めあはし、百官、牛羊、倉廩とを取揃へ、舜をば、その郷里に養はせ、遂には、舉げ用ゐて、高位につかせた。故に、此の如きを王公が賢者を尊ぶものであると云ふことが出来るのである。」と。

萬章曰、敢問、不見諸侯何義也、孟子曰、在國曰市井之臣、在野曰草莽之臣、皆謂庶人、庶人不傳質爲臣、不致見於諸侯禮也。

〔讀方〕 萬章曰く、敢て問ふ。諸侯を見ざるは何の義ぞと。孟子曰く、國に在りては市井の臣と曰ひ、野に在りては草莽の臣と曰ふ。皆庶人を謂ふ。庶人は質を傳へて臣たらざれば、敢て諸侯を見ざるは禮なりと。

〔字義〕 ○市井之臣、國都は市井の在る所、故に士の國に居るもの○草莽之臣、郊野は草莽の生ずる處、故に士の野に居るもの○傳質、傳は通ずること、質は、贄、士は雉を執り庶人は鷩を執り相見えて自ら通ずるもの。

〔義解〕 萬章曰く、「先生が諸侯と謁見しないのは何故で御座いますか。」と。孟子曰く、「士の諸侯の國に生れて、その國都に居るものを市井の臣といひ、その田野に居るものを草莽の臣といふのであるけれども、みな庶人である。庶人は質を通じて、臣下とならなければ、君に謁見しないのが禮である。」

萬章曰、庶人召之役、則往役、君欲見之召之、則不往見之何也、曰往役義也、

往見不義也。

〔贖方〕 萬章曰く、庶人之を召して役すれば則ち往いて役す。君之を見んと欲して之を召せば、則ち往いて之を見ざるは何ぞや。曰く、往いて役するは義なり。往きて見るは不義なり。

〔義解〕 萬章曰く、「庶人たるものは、君が之を召して役すれば往きて役し、君が召して、面會しようといふ時は往つて謁見しないのは何故で御座いますか。」と。孟子曰く、「往つて役するといふ事は人民たるものの義務だから仕方ないが、往つて謁見するといふ事は人民の義務ではないからしないのである。」

且君之欲見之也、何爲也哉、曰爲其多聞也、爲其賢也、曰爲其多聞也、則天子不召師、而況諸侯乎、爲其賢也、則吾未聞欲見賢而召之也。

〔贖方〕 且つ君の之を見んと欲するは、何の爲ぞや。曰く、其の多聞なるが爲か。其の賢なるが爲なり。曰く、其の多聞なるが爲ならば、則ち天子も師を召さず。面を況んや諸侯をや、其の賢なるが爲ならば、則ち吾未だ賢を見んと欲して之を召すを聞かざるなり。

〔義解〕 その上君が面會しようと思召されるのは何の爲であるか。」と孟子が反問すると、萬章曰く、「多聞で道を知つてゐる爲と、賢者で人道を體してゐる爲であります。」と。孟子曰く、「多聞である爲ならば、天子すら師を召されることはない。況して諸侯が多聞のものを召すことはない。賢者であるが爲であるといふならば、賢者に面會

するが爲に呼びつけて面會するといふことを未だ嘗て、聞いたことがない。

繆公亟見於子思曰、古千乘之國、以友士何如、子思不悅曰、古之人有言、曰事之云乎、豈曰友之云乎、子思之不悅也、豈不曰以位則子君也、我臣也、何敢與君友也、以德則子事我者也、奚可以與我友、千乘君、求與之友、而不可得也、而況可召與。

〔贖方〕 繆公亟子思を見て曰く、古千乗の國以て士を友とすること如何と。子思悦ばずして曰く、古の人言へること有り。曰く、之に事ふと云ふか、豈に之を友とすと云ふと曰はんやと。子思の悦ばざるは、豈に位を以てすれば、則ち子は君なり、我は臣なり、何ぞ敢て君と友たらん。徳を以てすれば、則ち子は我は事ふる者なり、爰ぞ以て我と友たる可きと曰はざらん。千乗の君之と友たらんことを求めて、得可からず、而るを況んや召す可けんや。

〔義解〕 魯の繆公が子思に面會して曰く、「昔の諸侯が身分を考へずに、士を友とされたのは何故であるか。」と。子思はそれを不満に思つて答へて曰く、「古人が言つてをりますが、友とするといふことは承はつてをりません。」と。子思の悦ばない理由は、地位を以て言へば繆公は君であつて、子思は臣下であるのであるから、君を友とする道理はないが、徳を以て言へば繆公は門弟であつて、子思に事へてゐるものであつて、友としての交際は不都合であるといふのである。賢者に對しては、千乗の君が友として交際しようとして求めてすら、不可能であるのに、況して

呼ひつけるといふことが出来ようか。

齊景公田、招^{クニ}虞人^ヲ以^テ旌^ヲ、不^レ至^ラ、將^ニ殺^{サント}之^ヲ、志士不^レ忘^レ在^ニ溝壑^ニ、勇士不^レ忘^レ喪^ニ其^レ元^ヲ、孔子奚^レ取^ル焉、取^テ非^ニ其^レ招^ニ不^レ往^カ也。

〔讀方〕 齊の景公田し、虞人を招くに旌を以てす。至らず。將に之を殺さんとす。志士は溝壑に在ることを忘れず。勇士は其の元を喪ふことを忘れず。孔子奚れを取れる、其の招に非れば往かざるを取れり。

〔義解〕 齊の景公が田獵しや折に、虞人を召すのに柝羽の旌を以てしたが、來ないので殺さうとした。これは虞人が死を以て職を守つて往かなかつたのである。志のある士は、窮しても、死して溝壑にあることを忘れず、勇ある士は、生を輕んじて、その首を喪ふことを忘れない。孔子は、何の虞人に取るところあつて、かくの如く美むるのであるか、その招でなければ往かないのを取つたのである。

曰^ク敢^テ問^フ、招^{クニ}虞人^ヲ何^ヲ以^テ、曰^ク以^テ皮冠^ヲ、庶人以^テ旌^ヲ、士以^テ旂^ヲ大夫以^テ旌^ヲ。

〔讀方〕 曰く、敢て問ふ、虞人を招くに何を以てするかと。曰く、皮冠を以てす、庶人は旌を以てし、士は旌を以てし、大夫は旌を以てす。

〔字義〕 ○皮冠、田獵する時の冠○庶人、未だ仕官しない臣○旂、大巾の旗で飾を施さないもの○士、既に仕官してゐるもの○旌、二龍を畫いたもの○旌、鳥の羽を柝いて旂の竿の首につけたもの、ふきながし。

〔義解〕 萬章曰く、「然らば虞人を招くには何を用ゐるので御座いますか。」と。孟子曰く、「國君の田獵には皮冠を用ゐ、庶人を召すには旌を用ゐ、士を招くには旂を用ゐ、大夫を召すには旌を用ゐるのである。」

以^テ大夫之招^ヲ、招^{クニ}虞人^ヲ、虞人死^ニ敢^テ往^カ、以^テ士之招^ヲ、招^{クニ}庶人^ヲ、庶人豈^ニ敢^テ往^カ哉、況^ニ乎^ニ以^テ不^レ賢人之招^ヲ、招^{クニ}賢人^ヲ乎。

〔讀方〕 大夫の招きを以て虞人を招けば、虞人は死すとも敢て往かず、士の招きを以て、庶人を招かば、庶人豈に敢て往かんや、況んや不賢人の招きを以て賢人を招くをや。

〔義解〕 大夫を招く禮で虞人を招いても、虞人は死ぬとも來ない。士を招くべき禮で庶人を招いても庶人か何で行かうか。まして不賢人を召く法で招いたとて、賢人が何で往くだらうか。

欲^{シテ}見^ニ賢人^ヲ、而^レ不^レ以^テ其^レ道^ヲ、猶^ホ欲^{シテ}其^レ入^ヲ、而^レ閉^セ之^レ門^ト也、夫^レ義路也、禮門也、惟^ニ君子^ハ能^ク由^ニ是^レ路^ニ、出^ス入^ス是^レ門^ニ也、詩云、周道如^ク底、其^レ直^ク如^ク矢、君子所^レ履、小人所^レ視。

〔讀方〕 賢人を見んと欲して、其の道を以てせざるは、猶ほ其の入らんことを欲して、之が門を閉づるが如し。夫れ義は路なり、禮は門なり、惟だ君子は能是の路に由りて、是の門に出入す。詩に云ふ。周道底の如く、其の直きこと矢の如し、君子の履む所、小人の視る所と。

〔字義〕 ○詩、詩經小雅大東の篇○周道、大道○底、詩經には底とある。